

「東京都子供・若者計画」掲載事業の現在の状況について（令和元年7月1日現在）

資料3

現行の東京都子供・若者計画の記載内容（平成27年8月策定）				現在の状況（令和元年7月1日現在）	
No.	所管局	取組内容	実施主体	現在の取組内容	実施主体
基本方針Ⅰ 全ての子供・若者の健やかな成長と社会的自立を支援					
1 社会的自立に向けた「基礎」の形成					
1-（1）基本的な生活習慣の形成					
1	教育庁	◆小学校との連続性を踏まえた就学前教育の充実 ・認定こども園、幼稚園及び保育施設と小学校との円滑な接続を図るための具体的な連携の方策を明らかにした「就学前教育プログラム」や、乳幼児期から就学期までの発達や学びの連続性を踏まえた教育内容や方法を具体的に示した「就学前教育カリキュラム」等、都教育委員会が作成した指導資料の普及・啓発を図ります。このことにより、認定こども園、幼稚園及び保育施設における質の高い就学前教育及び小学校教育との円滑な接続を推進します。	都 区市町村	◆小学校との連続性を踏まえた就学前教育の充実 ・幼稚園、保育所等の就学前施設と小学校との円滑な接続を図るための具体的な連携の方策を明らかにした「就学前教育プログラム」や、乳幼児期から就学期までの発達や学びの連続性を踏まえた教育内容や方法を具体的に示した「就学前教育カリキュラム 改訂版」等、都教育委員会が作成した指導資料の普及・啓発を図ります。このことにより、就学前施設における質の高い就学前教育及び小学校教育との一層の円滑な接続を推進します。	都 区市町村
2	教育庁	◆乳幼児期からの子供の教育支援プロジェクト ・子供の発達に関する科学的知見を踏まえ、乳幼児期からの子供の教育の重要性を全ての保護者に伝えるとともに、乳幼児期からの子供の教育支援の取組を地域に定着させる取組を実施します。	都	◆乳幼児期からの子供の教育支援プロジェクト ・子供の発達に関する科学的知見を踏まえ、乳幼児期からの子供の教育の重要性を全ての保護者に伝えるとともに、乳幼児期からの子供の教育支援の取組を地域に定着させる取組を実施します。	都 区市町村
3	教育庁	◆家庭での基本的な生活習慣の確立とつつけ ・児童・生徒の学ぶ意欲の基礎は、家庭における基本的な生活習慣の確立やしつけによって培われます。家庭と連携し、基本的な生活習慣や学習習慣を確立します。	小・中：区 市町村 高：都	◆家庭での基本的な生活習慣の確立とつつけ ・児童・生徒の学ぶ意欲の基礎は、家庭における基本的な生活習慣の確立やしつけによって培われます。家庭と連携し、基本的な生活習慣や学習習慣を確立するための資料を作成、配布します。	小・中 区市町村
4	都民安全推進本部 教育庁 生活文化局	◆「こころの東京革命」の推進 ・次代を担う子供に、親と大人が責任を持って正義感や倫理観、思いやりの心を育み、自らが手本となって、人が生きていく上で当然の心得を伝えていきます。 ・「毎日きちんと挨拶させよう」「善いことは褒め、悪いことは叱ろう」など『こころの東京ルール』を普及していくほか、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会開催に向け、「おもてなしの心」や「思いやりの心」を伝えていきます。	小・中：区 市町村 高：都	事業終了	—
5	福祉保健局	◆食を通じた子供の健全育成 ・幼児期からの健康的な食習慣の確立を図るため、「東京都幼児向け食事バランスガイド」の普及を行うとともに、区市町村等が実施する親子食育教室等の開催を支援します。 ・「栄養・食生活に関する都・区市町村連絡会議」を開催し、区市町村や保健所における食を通じた子供の健全育成のための推進方策の検討や情報交換等を行い、各自自治体の取組を支援します。	都	◆食を通じた子供の健全育成 ・幼児期からの健康的な食習慣の確立を図るため、「東京都幼児向け食事バランスガイド」の普及を行うとともに、区市町村等が実施する親子食育教室等の開催を支援します。 ・「栄養・食生活に関する都・区市町村連絡会議」を開催し、区市町村や保健所における食を通じた子供の健全育成のための推進方策の検討や情報交換等を行い、各自自治体の取組を支援します。	都

「東京都子供・若者計画」掲載事業の現在の状況について（令和元年7月1日現在）

資料3

現行の東京都子供・若者計画の記載内容（平成27年8月策定）				現在の状況（令和元年7月1日現在）	
No.	所管局	取組内容	実施主体	現在の取組内容	実施主体
6	教育庁	<p>◆学校における食育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子供たちが食に関する適切な判断力を養い、健全な食生活を身に付けられるよう、食育の推進を図ります。 ・また、「食育研究指定地区」に指定した区市に栄養教諭を継続して配置し、地場産物を活用した食育の実践研究を行い、研究成果を全区市町村に普及し、学校における食育の一層の推進を図ります。 	小・中：区 市町村 高：都	<p>◆公立学校における食育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・栄養教諭等を活用し、児童・生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付け、健康な生活を送ることができるようにします。 ・学校給食に地場産物を活用したり、地域生産者との連携を図るなど、食育に関する実践を行うことで、地域の産業や食文化等に対する児童・生徒の理解を深めます。 	
1－（2）確かな学力の育成					
①学力の向上					
基礎学力の保障等					
7	教育庁	<p>◆学びの基礎の徹底（小・中学校）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「習熟度別指導ガイドライン」に基づく指導を推進します。 ・「東京ベーシック・ドリル」を活用した反復学習を行い、基礎的・基本的事項の徹底を図ります。 ・算数・数学、理科の基礎学力定着のための学力ステップアップ推進地域を指定し、基礎学力定着アドバイザーによる校内研修や研究授業を通じた教員支援や外部指導員による児童・生徒への補習等を行います。 	小・中：区 市町村 高：都	<p>◆学びの基礎の徹底（小・中学校）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「習熟度別指導ガイドライン」に基づく指導を推進します。 ・「東京ベーシック・ドリル」を活用した反復学習を行い、基礎的・基本的事項の徹底を図ります。 <p>（算数・数学、理科の学力については、「②科学技術を担う人材育成」で新規の取組として記載）</p>	区市町村
8	教育庁	<p>◆学力の定着（高等学校）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「都立高校学力スタンダード」を基に、全都立高校で自校の学力スタンダードを作成して具体的な学習目標を明示します。校内で組織的・効果的な指導を行い、その指導と評価を一体的に行うことにより、指導内容・方法の改善を図ります。生徒の学力を的確に把握し、十分に身に付いていない生徒がいた場合は繰り返し指導することで学力の確実な定着を図ります。 ・専門高校では、「都立専門高校技能スタンダード」を策定します。 	都	<p>◆学力の定着（高等学校）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「都立高校学力スタンダード」に基づき、全都立高校（ただし、進学指導重点校、中高一貫教育校、夜間定時制課程及び通信制課程を除く）で自校の学力スタンダードを作成し、具体的な学習目標を明示します。校内で組織的・効果的な指導を行い、その指導と評価を一体的に行うことにより、指導内容・方法の改善を図っています。生徒の学力を的確に把握し、十分に身に付いていない生徒がいた場合は繰り返し指導することで学力の確実な定着を図ります。 ・学力向上データベースを構築して、これまでに都教育委員会が作成した標準問題や各校が作成した学力調査問題を蓄積し、各校独自の学力調査問題の作成を支援します。 	都
追加	教育庁			<p>◆通信制高校におけるサポート体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通信制高校に在籍する生徒が、時間や場所の制約なく、インターネットを通じて、様々な学習コンテンツを活用しながらeラーニングや学習相談を行えるようにするなど、学習方法の多様化を図るため、ICTを活用した学習環境を整備する。 	都
9	総務局	<ul style="list-style-type: none"> ・首都大学東京では、学生が「本物の“考える力”」を身に付ける確かな環境を確立するため、全学的な教育改革の基本方針を策定し、能動的学修を促進するための授業補助体制の整備や厳格な成績評価など、全学的な教育改革の推進に取り組んでいます。 	公立大学法人 首都大学 東京	<ul style="list-style-type: none"> ・首都大学東京では、学生が「本物の“考える力”」を身に付ける確かな環境を確立するため、全学的な教育改革の基本方針を策定し、能動的学修を促進するための授業補助体制の整備や厳格な成績評価など、全学的な教育改革の推進に取り組んでいます。 	公立大学法人首都大学 東京（R2.4に「東京 都立大学法人」 へ名称変更予定）
②高校教育の充実					
特色のある教育活動を行う学校					

「東京都子供・若者計画」掲載事業の現在の状況について（令和元年7月1日現在）

資料3

現行の東京都子供・若者計画の記載内容（平成27年8月策定）				現在の状況（令和元年7月1日現在）	
No.	所管局	取組内容	実施主体	現在の取組内容	実施主体
10	教育庁	◆進学指導重点校 ・将来の日本のリーダーとなり得る高い資質をもった生徒に対し、国家や社会に対する責任と使命を自覚させるとともに、思考力、判断力、表現力を鍛え、難関国立大学等への進学希望も実現させるため、組織的・計画的に進学対策を推進し、都立高校全体をけん引する役割を担う高校として、進学指導重点校を指定しています。【日比谷、戸山、西、八王子東、青山、立川、国立】	都	◆進学指導重点校 ・選定基準に基づく過去3か年の適合状況を踏まえるとともに各学校の取組状況などを総合的に勘案し、7校を継続して指定しています。平成30年度から5か年間【日比谷、戸山、西、八王子東、青山、立川、国立】	都
11	教育庁	◆進学指導特別推進校 ・将来の日本社会を支える高い資質をもった生徒の能力を一層伸ばさせ、国公立大学や難関私立大学等への進学希望も実現させる学校として、過去の進学実績、進学指導に対する取組状況を総合的に判断し、進学指導特別推進校を指定しています。【小山台、駒場、新宿、町田、国分寺、国際】	都	◆進学指導特別推進校 ・進学指導重点校に次ぐ大学合格実績をあげる学校の中から、各学校の取組状況等を総合的に勘案し、これまでの6校に加え新たに小松川高校を指定しています。平成30年度から5か年間【小山台、駒場、新宿、町田、国分寺、国際、小松川】	都
12	教育庁	◆進学指導推進校 ・進学対策を進める都立高校の裾野を広げることにより、地域からの信頼を向上させるため、全都的な配置バランス、地域ニーズ、過去の進学実績、進学指導に対する取組状況等から総合的に判断し、進学指導推進校に指定しています。【三田、豊多摩、竹早、北園、墨田川、城東、小松川、武蔵野北、小金井北、江北、江戸川、日野台、調布北】	都	◆進学指導推進校 ・進学指導特別推進校に次ぐ大学合格実績をあげる学校の中から、地域ニーズ・地域バランスや学校の取組状況等を総合的に勘案し、これまで指定していた小松川高校を除いた12校に加え新たに多摩科学技術高校を進学指導推進校に指定しています。平成30年度から5か年間【三田、豊多摩、竹早、北園、墨田川、城東、武蔵野北、小金井北、江北、江戸川、日野台、調布北、多摩科学技術】	都
13	教育庁	◆科学技術高校（科学技術科） ・技術者として生涯にわたり専門性を高めていくために必要な意欲、態度や知識・技能を身に付け技術革新に主体的に対応できる人材を育成するため、大学等に進学し、継続して学習することを前提とした教育を行っています。【科学技術、多摩科学技術】	都	◆科学技術高校（科学技術科） ・技術者として生涯にわたり専門性を高めていくために必要な意欲、態度や知識・技能を身に付け技術革新に主体的に対応できる人材を育成するため、大学等に進学し、継続して学習することを前提とした教育を行っています。【科学技術、多摩科学技術】	都
14	教育庁	◆産業高校（産業科） ・生産・流通・消費の基礎と相互の関連を学んだ上で、自己の進路希望に沿った専門教科を学び、幅広い視野と確かな職業観を備えた人間、商工業の知識を基に将来自ら起業を目指そうとする志あふれる人間を育成する教育を行っています。【橋、八王子桑志】	都	◆産業高校（産業科） ・生産・流通・消費の基礎と相互の関連を学んだ上で、自己の進路希望に沿った専門教科を学び、幅広い視野と確かな職業観を備えた人間、商工業の知識を基に将来自ら起業を目指そうとする志あふれる人間を育成する教育を行っています。【橋、八王子桑志】	都
15	教育庁	◆進学型専門高校（ビジネスコミュニケーション科） ・ビジネスに関する基礎的・基本的な知識と技能を習得させ社会の変化に主体的に対応し、将来、国際社会で活躍できるスペシャリストを育てる教育を行っています。【千早、大田桜台】	都	◆進学型専門高校（ビジネスコミュニケーション科） ・ビジネスに関する基礎的・基本的な知識と技能を習得させ社会の変化に主体的に対応し、将来、国際社会で活躍できるスペシャリストを育てる教育を行っています。【千早、大田桜台】	都
多様なタイプの高校					
16	教育庁	◆中高一貫教育校 ・公立学校における中等教育の複線化を図り、6年間の一貫した教育により、様々な分野でリーダーとなり得る人材の育成を図ります。 ・①中等教育学校、②併設型中高一貫教育校があります。なお、中等教育学校では、高校からの入学者の募集は行いません。 【①桜修館、小石川、立川国際、南多摩、三鷹、千代田区立九段中等教育学校、②白鷗、両国、武蔵、富士、大泉】	都 区市町村	◆中高一貫教育校 ・公立学校における中等教育の複線化を図り、6年間の一貫した教育により、様々な分野でリーダーとなり得る人材の育成を図ります。 ・①中等教育学校、②併設型中高一貫教育校があります。なお、中等教育学校では、高校からの入学者の募集は行いません。 【①桜修館、小石川、立川国際、南多摩、三鷹、千代田区立九段中等教育学校、②白鷗、両国、武蔵、富士、大泉】	都 区市町村

「東京都子供・若者計画」掲載事業の現在の状況について（令和元年7月1日現在）

資料3

現行の東京都子供・若者計画の記載内容（平成27年8月策定）				現在の状況（令和元年7月1日現在）	
No.	所管局	取組内容	実施主体	現在の取組内容	実施主体
17	教育庁	◆総合学科高校（総合学科） ・多様な科目を開設して、普通教育と専門教育を総合的に行う学校です。自己の進路への自覚を深めることができる科目など幅広い選択科目を設置し、多様な能力、適性等に対応した柔軟な教育を行っています。【晴海総合、つばさ総合、杉並総合、若葉総合、青梅総合、葛飾総合、東久留米総合、世田谷総合、町田総合、王子総合】	都	◆総合学科高校（総合学科） ・多様な科目を開設して、普通教育と専門教育を総合的に行う学校です。自己の進路への自覚を深めることができる科目など幅広い選択科目を設置し、多様な能力、適性等に対応した柔軟な教育を行っています。【晴海総合、つばさ総合、杉並総合、若葉総合、青梅総合、葛飾総合、東久留米総合、世田谷総合、町田総合、王子総合】	都
18	教育庁	◆単位制高校 (1)多様な学習型 ・生徒一人一人の個性や特性、進路希望に対応した多様な学習を可能とする教育を行っています。【飛鳥、芦花、上水、美原、大泉桜、翔陽、忍岡、板橋有徳】 (2)進学重視型 ・単位制の特質を生かし、生徒の難関大学等への進学希望を実現します。【墨田川、国分寺、新宿】 (3)専門型 ・専門高校で学ぶ生徒の興味・関心等に応じた単位制の特質を生かした教育を行っています。【六郷工科】	都	◆単位制高校 (1)多様な学習型 ・生徒一人一人の個性や特性、進路希望に対応した多様な学習を可能とする教育を行っています。【飛鳥、芦花、上水、美原、大泉桜、翔陽、忍岡、板橋有徳】 (2)進学重視型 ・単位制の特質を生かし、生徒の難関大学等への進学希望を実現します。【墨田川、国分寺、新宿】 (3)専門型 ・専門高校で学ぶ生徒の興味・関心等に応じた単位制の特質を生かした教育を行っています。【六郷工科】	都
19	教育庁	◆昼夜間定時制高校（単位制） ・単位制で昼夜開講多部制の高校です。様々な進路希望に対応した多様な弾力的な教育を行っており、3年での卒業も可能です。【一橋、浅草、荻窪、八王子拓真、新宿山吹、砂川】	都	◆昼夜間定時制高校（単位制） ・単位制で昼夜開講多部制の高校です。様々な進路希望に対応した多様な弾力的な教育を行っており、3年での卒業も可能です。【一橋、浅草、荻窪、八王子拓真、新宿山吹、砂川】	都
20	教育庁	◆チャレンジスクール（定時制・単位制総合学科） ・小・中学校時代に不登校経験のある生徒や高校の中途退学者等を主に受け入れる総合学科・三部制（午前部・午後部・夜間部）の高校で、3年での卒業も可能です。【桐ヶ丘、世田谷泉、大江戸、六本木、稔ヶ丘】	都	◆チャレンジスクール（定時制・単位制総合学科） ・小・中学校時代に不登校経験のある生徒や高校の中途退学者等を主に受け入れる総合学科・三部制（午前部・午後部・夜間部）の高校で、3年での卒業も可能です。【桐ヶ丘、世田谷泉、大江戸、六本木、稔ヶ丘】	都
21	教育庁	◆エンカレッジスクール（全日制普通科・工業科） ・これまで力を発揮できなかった生徒のやる気を育て、社会生活を送る上で必要な基礎的・基本的学力を身に付けることを目的として指定しています。【足立東、秋留台、練馬工業、蒲田、東村山】	都	◆エンカレッジスクール（全日制普通科・工業科） ・これまで力を発揮できなかった生徒のやる気を育て、社会生活を送る上で必要な基礎的・基本的学力を身に付けることを目的として指定しています。【足立東、秋留台、練馬工業、蒲田、東村山、中野工業】	都
学び直しの支援					
22	教育庁 (再掲 No.20)	◆チャレンジスクール ・小中学校での不登校や高校での中途退学を経験した生徒など、能力や適性を十分に生かし切れなかった生徒が自分の目標を見つけてチャレンジすることを応援する定時制課程総合学科の高等学校です。	都	◆チャレンジスクール ・小中学校での不登校や高校での中途退学を経験した生徒など、能力や適性を十分に生かし切れなかった生徒が自分の目標を見つけてチャレンジすることを応援する定時制課程総合学科の高等学校です。	都
23	教育庁 (再掲 No.21)	◆エンカレッジスクール ・「個に応じた指導と分かる授業」により、小中学校で十分能力を発揮できなかった生徒のやる気を育て、頑張りを励まし、応援する全日制課程の高等学校です。普通科の外、工業科にも設置しています。	都	◆エンカレッジスクール ・「個に応じた指導と分かる授業」により、小中学校で十分能力を発揮できなかった生徒のやる気を育て、頑張りを励まし、応援する全日制課程の高等学校です。普通科の外、工業科にも設置しています。	都
1－(3)豊かな人間性の育成					
①人間関係力の育成					
コミュニケーション能力の向上					

「東京都子供・若者計画」掲載事業の現在の状況について（令和元年7月1日現在）

資料3

現行の東京都子供・若者計画の記載内容（平成27年8月策定）				現在の状況（令和元年7月1日現在）	
No.	所管局	取組内容	実施主体	現在の取組内容	実施主体
24	教育庁	◆言語活動の充実 ・国語科をはじめとする各教科などにおける説明、批評、論述、討論などの言語活動を充実し、論理や思考などの知的活動、コミュニケーション、感性・情緒などの基盤を育成します。	小・中：区 市町村 高：都	◆言語活動の充実 ・各学校において、学習指導要領に沿った教育課程を編成し、実施している。	各学校
子供の読書活動の推進（「第三次東京都子供読書推進計画」）					
25	教育庁	◆不読率の改善と読書の質の向上 ・朝読書（小・中学校）や、読書週間・読書月間（高校）の実施により、不読率を改善するとともに、読む本の質を向上させ、読書に主体的に関わる態度を育成します。	小・中：区 市町村 高：都	◆不読率の改善と読書の質の向上 ・朝読書（小・中学校）や、読書週間・読書月間（高校）の実施により、不読率を改善するとともに、読む本の質を向上させ、読書に主体的に関わる態度を育成します。	小・中：区市町村 高：都
26	教育庁	◆成長段階に応じた読書活動の支援 (1) 乳幼児 ・乳幼児健診等の様々な機会を活用し、子供への読み聞かせの充実や保護者等への乳幼児期の読書の重要性について啓発します。 (2) 小・中学生 ・目的をもって読書を行い、他人に伝えることができるよう、朝読書で「気に入ったフレーズ」等を伝える機会を設ける取組や、中学生が小学校や幼稚園で読み聞かせを行う等の異年齢・異校種間の交流等を進めていけるよう区市町村を支援します。 (3) 高校生 ・課題解決のために読書等が主体的にできるよう、各教科の授業等において文章理解や調べ学習等の指導を推進します。また、読書の幅を広げ、読解力を向上させるため、多様なジャンルのおすすめ本の解説等を発信し、高校での活用を促します。 (4) 特別な支援を必要とする児童・生徒 ・読書に親しむことができるよう、障害の状況に応じて、読み聞かせ等の工夫やデジ図書等ICT機器の一層の活用等の指導を行います。また、発達障害等の児童・生徒に対する指導事例を紹介していきます。	小・中：区 市町村 高：都	◆成長段階に応じた読書活動の支援 (1) 乳幼児 ・乳幼児健診等の様々な機会を活用し、子供への読み聞かせの充実や保護者等への乳幼児期の読書の重要性について啓発します。 (2) 小・中学生 ・目的をもって読書を行い、他人に伝えることができるよう、朝読書で「気に入ったフレーズ」等を伝える機会を設ける取組や、中学生が小学校や幼稚園で読み聞かせを行う等の異年齢・異校種間の交流等を進めていけるよう区市町村を支援します。 (3) 高校生 ・課題解決のために読書等が主体的にできるよう、各教科の授業等において文章理解や調べ学習等の指導を推進します。また、読書の幅を広げ、読解力を向上させるため、多様なジャンルのおすすめ本の解説等を発信し、高校での活用を促します。 (4) 特別な支援を必要とする児童・生徒 ・読書に親しむことができるよう、障害の状況に応じて、読み聞かせ等の工夫やデジ図書等ICT機器の一層の活用等の指導を行います。また、発達障害等の児童・生徒に対する指導事例を紹介していきます。	小・中：区市町村 高：都
様々な体験活動の機会の提供					
27	教育庁	◆体験活動の充実 ・芸術表現活動、宿泊活動、自然体験活動など、他者と関わり、協調・協働しながら課題に取り組む活動を通じて、児童・生徒の思考力・判断力・表現力の向上や、コミュニケーション能力、自己肯定感、社会性、責任感等の育成を図ります。	小・中：区 市町村 高：都	◆体験活動の充実 ・各学校において、学習指導要領に沿った教育課程を編成し、実施しています。	各学校
28	生活文化局	◆こころの東京革命推進モデルの指定 ・家庭、地域社会、学校が互いに協力し合い、地域ぐるみで子供を育成する取組や、子供の体験を豊かにする取組を「こころの東京革命推進モデル」として指定し、他地域での活動の際に参考とすることで取組の拡大を図っています。	都 区市町村	◆青少年健全育成地区委員会等推進モデルの指定 ・家庭、地域社会、学校が連携し、青少年を地域ぐるみで育成する優れた取組を、「青少年健全育成地区委員会等推進モデル」として広く紹介し、地域における青少年の健全育成のための活動に活用してもらうことを目的として実施しています。	都 区市町村
② 規範意識、社会性の育成 道徳教育の充実					

「東京都子供・若者計画」掲載事業の現在の状況について（令和元年7月1日現在）

資料3

現行の東京都子供・若者計画の記載内容（平成27年8月策定）				現在の状況（令和元年7月1日現在）	
No.	所管局	取組内容	実施主体	現在の取組内容	実施主体
29	教育庁	◆「東京都道徳教育教材集」の活用 ・小中学校において、都が独自に作成した「東京都道徳教育教材集」を活用して道徳授業地区公開講座を充実し、学校や家庭、地域・社会と一体となって子供たちの道徳性を高める取組を推進します。	区市町村	◆「東京都道徳教育教材集」の活用 ・令和元年度も都内全ての公立小・中学校等で道徳授業地区公開講座を実施し、学校・家庭・地域が一体となった道徳教育を推進しています。	区市町村
30	教育庁	◆都立高校の新教科「人間と社会（仮称）」の設置 ・都立高校においては、全ての高校で実施してきた教科「奉仕」を発展させた新教科「人間と社会（仮称）」を設置し、道徳性を養い、よりよい生き方を主体的に選択し、行動する力を育成します。 ・人としての生き方の指針となる道徳的な価値観を深める学習と、社会との関わりの中で自分の生き方を考え行動する力を育成するキャリア教育に関する学習を、演習や体験活動を通じて一体的に学びます。	都	◆都立高校における東京都独自の教科「人間と社会」の実施 ・人間としての在り方生き方に関する教科「人間と社会」において、多様な体験活動や演習を通じて、生徒の道徳性を養うとともに、より良い生き方を主体的に選択し、行動できる力を育成します。	都
31	教育庁	◆学校における動物愛護等の普及・啓発 ・動物飼育の指導法の開発や獣医師等との連携に先進的に取り組む小学校を推進校に指定し、その成果を全都に普及・啓発していきます。	区市町村	◆学校における動物愛護等の普及・啓発 ・動物飼育の指導法の開発や獣医師等との連携に先進的に取り組む小学校を推進校に指定し、その成果を全都に普及・啓発していきます。	都
人権の尊重					
32	教育庁	◆人権教育の推進 ・幼児、児童・生徒が、人権尊重の理念を正しく理解し、互いに尊重し、支え合いながら生きることができるよう、思いやりの心や社会生活の基本ルールを身に付けることができるよう、人権教育を推進します。	小・中：区市町村 高：都	◆人権教育の推進 ・幼児、児童・生徒が、人権尊重の理念を正しく理解し、互いに尊重し、支え合いながら生きることができるよう、思いやりの心や社会生活の基本ルールを身に付けることができるよう、人権教育を推進します。	小・中：区市町村 高：都
規範意識等の醸成					
33	教育庁	◆指導資料「きまりをまもる ころを育てる」 ・「規範意識の芽生え」を醸成するための指導資料を作成し、幼稚園・保育所、小学校に配布します。	区市町村	事業終了	
34	教育庁	◆「生活指導統一基準」 ・都立高校生の基本的なルール・マナーの理解及び実践する力の向上を図るとともに、自らの行動に責任をもつ意識を育むことを目的として「生活指導統一基準」を策定し、全都立高校における生活指導の充実を図ります。	都	◆「都立高校生活指導指針」 ・学校が社会人としての基本的なルールやマナーを身に付けさせる指導及び生徒個々の状況に応じた生活指導の組織的な実施を目指し、「都立高校生活指導指針」を示すとともに、具体的な指導に資する指導書として「規範意識の育成に向けて」を作成した。	都
1－（4）健やかな心と体をつくる					
アレルギー疾患対策					
35	福祉保健局	・「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」などを活用した研修や講演会を実施し、人材育成や普及啓発を推進します。 ・また、平成27年中に施行されるアレルギー疾患対策基本法に則った施策を展開します。	都	・「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」などを活用した研修や講演会を実施し、人材育成や普及啓発を推進します。 ・また、「東京都アレルギー疾患対策推進計画」（平成29年度作成）に基づき適切な自己管理等のための知識の普及、医療提供体制の整備、生活の質の維持・向上に向けた支援など総合的な施策を展開します。	都

「東京都子供・若者計画」掲載事業の現在の状況について（令和元年7月1日現在）

資料3

現行の東京都子供・若者計画の記載内容（平成27年8月策定）				現在の状況（令和元年7月1日現在）	
No.	所管局	取組内容	実施主体	現在の取組内容	実施主体
36	教育庁	・アレルギー疾患のある児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、アレルギー疾患に対する学校教職員の理解と対応能力を高め、各学校における事故予防体制と緊急対応に関する組織的な体制づくりを推進します。	小・中：区 市町村 高：都	・アレルギー疾患のある児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、アレルギー疾患に対する学校教職員の理解と対応能力を高め、各学校における事故予防体制と緊急対応に関する組織的な体制づくりを推進します。	小・中：区市町村 高：都
体力向上の推進					
37	教育庁	<p>◆「総合的な子供の基礎体力向上方策（第2次推進計画）」</p> <p>(1) 質の高い教育実践</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体育授業での工夫した実践と授業時数の増加 ・小学校への体育専科教員の導入 ・運動部活動の振興、競技力の向上及び運動環境の整備 ・スポーツ名門校づくり、スポーツ特別強化校の指定 <p>(2) マネジメントサイクルの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・詳細な実態調査とその活用 ・東京都統一体力テストの全公立学校での実施 ・体力向上プログラムの展開 ・「学年別体力・運動能力ミニマム」の策定 <p>(3) 幼児期からの運動実践と情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子供（10歳頃まで）の発達にふさわしい運動の実践 ・基本的な生活習慣の確立と日常生活における身体活動量の増加 <p>「早寝早起き朝ごはん」、「1日1万5千歩」キャンペーン、小学校における1日60分の遊び・運動時間の確保、週に1日「ゲームをしない日」運動の展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アクティブライフ[※]の普及・啓発・促進 <p>※アクティブライフ：日常生活における炊事、洗濯、家事、手伝い、買い物等をなるべく身体を動かして行うよう努め、移動は自動車を控え徒歩を増加させ階段を昇降することを心掛けます。休日は屋内よりも屋外に出かけ運動やスポーツを含め活動的な生活を送り、体を動かすことに心地良さを感じられるようにライフスタイルを設計します。</p>	小・中：区 市町村 高：都	<p>◆「総合的な子供の基礎体力向上方策（第3次推進計画）」（アクティブプラン to 2020）</p> <p>(1) 運動量の十分な確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「投げる力」の強化 ・軽スポーツや障害者スポーツ等を活用した取組の推進 ・中学生「東京駅伝」大会の継続 ・児童・生徒の運動時間の十分な確保 <p>(2) 具体的な目標に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全中学校において「アクティブスクール」を展開 ・東京都統一体力テストの活用 ・体力テスト実施日程の統一 ・児童・生徒を対象とした顕彰 ・児童・生徒の日常の身体活動量の実態把握 <p>(3) 優れた実践の普及</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校における健康教育の推進 ・優れた取組や実践の普及 ・中学校における体力向上実践研究 ・中学校における体力向上のモデル事業の展開 ・コーディネーショントレーニングの普及 ・特色ある取組等を行い体力向上の成果をもたらした学校の顕彰 ・専門研修の充実 ・小・中学校、高等学校、特別支援学校における体育授業等の充実 ・武道・ダンスの技術力、指導力の向上 <p>(4) 部活動の振興</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運動部活動の競技力向上 ・優れた指導者による部活動指導 ・スポーツ交流による地方創生 ・部活動指導の充実と顧問の業務軽減 ・運動部活動指導者の技術力、指導力の向上 ・体育連盟と連携した運動部活動指導者の育成 	小・中：区市町村 高：都
38	教育庁	<p>◆「東京都体力向上努力月間」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年10月を体力向上努力月間とし、都民一人一人の体力向上に関する意識を高めるため、幼稚園・学校、家庭及び地域が協力し、子供の体力向上の取組を強化・推進しています。 	区市町村	<p>◆「東京都体力向上努力月間」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年10月を体力向上努力月間とし、都民一人一人の体力向上に関する意識を高めるため、幼稚園・学校、家庭及び地域が協力し、子供の体力向上の取組を強化・推進しています。 	区市町村

「東京都子供・若者計画」掲載事業の現在の状況について（令和元年7月1日現在）

資料3

現行の東京都子供・若者計画の記載内容（平成27年8月策定）				現在の状況（令和元年7月1日現在）	
No.	所管局	取組内容	実施主体	現在の取組内容	実施主体
39	教育庁	<p>◆中学生「東京駅伝」の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中学2年生を対象に、学校や部活動の垣根を越え、区市町村単位で男女それぞれ選抜チームを結成し、男子42.195キロメートル、女子30キロメートルを禪（たすき）でつなぐ、区市町村対抗の駅伝競走を開催しています。 ・各中学校や区市町村の予選会をはじめとした、東京駅伝への様々な取組を通じて、多くの中学生が、より高い目標に向かって切磋琢磨し、持久力や頑張り通す忍耐力をはぐくむことにより、中学生全体の体力と精神力の向上を図っていきます。 	都 区市町村	<p>◆中学生「東京駅伝」の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中学2年生を対象に、学校や部活動の垣根を越え、区市町村単位で男女それぞれ選抜チームを結成し、男子42.195キロメートル、女子30キロメートルを禪（たすき）でつなぐ、区市町村対抗の駅伝競走を開催しています。 ・各中学校や区市町村の予選会をはじめとした、東京駅伝への様々な取組を通じて、より多くの中学生が学校や部活動の垣根を越えて高い目標に向けて切磋琢磨し、中学校期における健康増進・持久力等の体力向上、公正・協力等の態度の育成、努力・忍耐力等の精神力の向上を図っていきます。 	都 区市町村
スポーツを通じた心身の健全育成					
40	教育庁	<p>◆オリンピック・パラリンピック教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2020年オリンピック・パラリンピック東京大会開催を踏まえ、子供がスポーツにより心身の調和的な発達を遂げ、オリンピック・パラリンピックの歴史・意義や国際親善など、その果たす役割を正しく理解し、進んで平和な社会の実現に貢献することができるよう、オリンピック・パラリンピック教育を推進します。 	小・中：区 市町村 高：都	<p>◆オリンピック・パラリンピック教育の推進</p> <p>平成28年1月に「東京都オリンピック・パラリンピック教育実施方針」を策定し、同年4月から、都内全公立学校・園においてオリンピック・パラリンピック教育を推進しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○オリンピック・パラリンピック教育の全校展開 ○段階に応じたボランティア活動等を推進する「東京ユースボランティア」 ○障害者スポーツの体験や交流会等を実施する「スマイルプロジェクト」 ○アスリートとの直接交流を実施する「夢・未来プロジェクト」 ○世界の多様性を学ぶとともに実際の国際交流を推進する「世界ともだちプロジェクト」 ○環境への取組を推進する「スクールアクション『もったいない』大作戦」 ○様々な文化に対する理解促進に向けた取組を行う「文化プログラム・学校連携事業」 	小・中：区市町村 高：都
2 社会形成、社会参加できる力の育成					
2-（1）時代の変化に対応できる力の育成					
①グローバル人材の育成					
英語教育等の充実					
41	教育庁	<p>◆「小学校外国語アドバイザー」の派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校段階から外国語活動を推進し、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しむ中で、言語や文化について、体験的に理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成します。 ・「小学校外国語アドバイザー」を派遣し、小学校教員の指導力を育成します。 	区市町村	<p>◆小学校における英語教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまで作成してきた英語教育に関わる指導資料等の活用を図るとともに、指導主事等の学校訪問等を通して、効果的な授業方法や教材の工夫などについて指導することで、小学校における英語教育の充実を図ります。 	
42	教育庁	<p>◆「少人数・習熟度別指導」の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中学校では、4技能（聞くこと、話すこと、読むこと、書くこと）のバランスのとれたコミュニケーション能力の基礎を培います。 ・確かな学力を身に付けるため、効果的な少人数・習熟度別指導を推進します。 	区市町村	<p>◆「少人数・習熟度別指導」の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中学校では、4技能（聞くこと、話すこと、読むこと、書くこと）のバランスのとれたコミュニケーション能力の基礎を培います。 ・確かな学力を身に付けるため、効果的な少人数・習熟度別指導を推進します。 	区市町村

「東京都子供・若者計画」掲載事業の現在の状況について（令和元年7月1日現在）

資料3

現行の東京都子供・若者計画の記載内容（平成27年8月策定）				現在の状況（令和元年7月1日現在）	
No.	所管局	取組内容	実施主体	現在の取組内容	実施主体
43	教育庁生活文化局	<p>◆JETプログラムによる外国人英語指導者の配置拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> 都立高校では、JETプログラム※による外国人招致の拡大と在京外国人の更なる活用を図り、教員と外国人指導者による指導を充実します。また招致を希望する私立学校に対し、必要経費を補助します。 ※JETプログラム：「語学指導等を行う外国青年招致事業」（The Japan Exchange and Teaching Programme）とは、外国語教育の充実や地域レベルでの国際交流を推進することを目的として世界各国の外国青年を各地域に招致する、世界最大級の国際交流事業。「一般財団法人自治体国際化協会（クレア）」が、総務省、外務省、文部科学省と連携し、JETプログラムを推進しています。 	都公益財団法人東京都私学財団	<p>◆JETプログラムによる外国人英語指導者の配置拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> 都立高校では、JETプログラム※による外国人招致の拡大と在京外国人の更なる活用を図り、教員と外国人指導者による指導を充実します。また招致を希望する私立学校に対し、必要経費を補助します。 ※JETプログラム：「語学指導等を行う外国青年招致事業」（The Japan Exchange and Teaching Programme）とは、外国語教育の充実や地域レベルでの国際交流を推進することを目的として世界各国の外国青年を各地域に招致する、世界最大級の国際交流事業。「一般財団法人自治体国際化協会（クレア）」が、総務省、外務省、文部科学省と連携し、JETプログラムを推進しています。 ・JETプログラムのうち、ALT※の活用により、外国人青年を雇用した私立中学校と高等学校に対し、報酬等の経費を補助します。 ※ALT(Assistant Language Teacher)外国語指導助手 	都公益財団法人東京都私学財団
44	教育庁	<p>◆都独自教材「Welcome to Tokyo」の開発</p> <ul style="list-style-type: none"> 小・中・高校生を対象に、オリンピック・パラリンピックに向けて、異文化や自国の文化の理解促進、英語による情報発信力の向上を図るための英語教材を開発します。 	小・中：区市町村 高：都	<p>◆都独自教材「Welcome to Tokyo」の開発</p> <ul style="list-style-type: none"> 都内公立小学校3年生以上の全児童・生徒に配布し、国際理解教育の推進を図っています。 	小・中：区市町村 高：都
45	教育庁	<p>◆「東京グローバル10」の指定</p> <ul style="list-style-type: none"> 意欲ある生徒の英語力を伸ばし、積極的な国際交流を行い、グローバル人材の育成を推進する先導的都立高校を指定し、教育環境の整備などを支援します。 	都	<p>◆「東京グローバル10」の指定</p> <ul style="list-style-type: none"> 意欲ある生徒の英語力を伸ばし、積極的な国際交流を行い、グローバル人材の育成を推進する先導的都立高校を指定し、教育環境の整備などを支援します。 	都
46	教育庁	<p>◆英語以外の外国語活動の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 都立高校で、英語以外の外国語科目の実施拡大や異文化交流を行う外国語部活動を推進するなど、多様な言語が学べる環境を充実します。 	都	<p>◆英語以外の外国語教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 都立高校で、英語以外の外国語科目の実施拡大や異文化交流を行う外国語部活動を推進するなど、多様な言語が学べる環境を充実します。 	都
国際社会で活躍する日本人の育成					
47	教育庁生活文化局	<p>◆海外留学等の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 都立高校生を対象とした次世代リーダー育成道場により様々な国や地域の人々とともに未来を切り拓く態度や能力を育み、世界を舞台に活躍し、広い視野や海外で通用する高い英語力、リーダーとしての自覚や世界に飛び出すチャレンジ精神を育成した上で、高校在学中の海外留学を実現します。 また私立高校生の留学に伴う経済的負担を軽減し海外留学を促進するため、私立高校が行う留学に参加する生徒に対し、その経費の一部を補助します。 	都公益財団法人東京都私学財団	<p>◆海外留学等の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 都立高校生を対象とした次世代リーダー育成道場により様々な国や地域の人々とともに未来を切り拓く態度や能力を育み、世界を舞台に活躍し、広い視野や海外で通用する高い英語力、リーダーとしての自覚や世界に飛び出すチャレンジ精神を育成した上で、高校在学中の海外留学を支援します。 私立高校生の留学に伴う経済的負担を軽減し海外留学を促進するため、私立高校が行う留学に参加する生徒に対し、その経費の一部を補助します。 	公益財団法人東京都私学財団
48	教育庁	<ul style="list-style-type: none"> 留学や海外大学への進学を検討する都立高校生に対し、留学アドバイザーや留学フェアによる情報提供や相談を実施します。 	都	<ul style="list-style-type: none"> 留学を検討する都立高校生に対し、留学フェアの開催による情報提供を実施します。 	都
49	総務局	<ul style="list-style-type: none"> 首都大学東京において、学生の海外への留学を支援し、世界を舞台に活躍する人材を育成するとともに、外国人留学生を受け入れ、キャンパスの国際化を推進します。 都立産業技術高等専門学校では、国際的に活躍できる技術者を育成するため、各種の海外体験プログラムを実施し、学生の国際感覚の涵養と成長機会の創出を図ります。 	公立大学法人首都大学東京	<ul style="list-style-type: none"> 首都大学東京において、学生の海外への留学を支援し、世界を舞台に活躍する人材を育成するとともに、外国人留学生を受け入れ、キャンパスの国際化を推進します。 都立産業技術高等専門学校では、国際的に活躍できる技術者を育成するため、各種の海外体験プログラムを実施し、学生の国際感覚の涵養と成長機会の創出を図ります。 	公立大学法人首都大学東京（R2.4に「東京都公立大学法人」へ名称変更予定）

「東京都子供・若者計画」掲載事業の現在の状況について（令和元年7月1日現在）

資料3

現行の東京都子供・若者計画の記載内容（平成27年8月策定）				現在の状況（令和元年7月1日現在）	
No.	所管局	取組内容	実施主体	現在の取組内容	実施主体
50	教育庁	◆「東京グローバル・ユース・キャンプ」 ・独立行政法人国際協力機構（JICA）と連携し、都立高校生を対象に、宿泊施設において青年海外協力隊の派遣前研修に基づく高校生向けの研修プログラムの体験や隊員との交流活動を行い、国際社会の一員としての自覚や社会に貢献する意欲と主体的に行動する力を持つ人材を育成します。	都	事業終了 （NO.47の取組の中で、JICAと連携した講座を設定）	
51	教育庁	◆「英語村(仮称)」の設置 ・英語だけを使用する環境を創出し、小・中・高校生の英語力の向上や異文化理解を促進します。	都	◆東京都英語村「TOKYO GLOBAL GATEWAY」開設（平成30年9月開設） ・英語だけを使用する環境を創出し、小・中・高校生等の英語力の向上や異文化理解を促進します。	都
52	教育庁	◆国際バカロレアコースの開設 ・都立国際高校で、世界の大学から高く評価され、進学資格として認められている「国際バカロレア」※の認定を取得し、海外大学に進学し、国際社会で活躍する生徒を育成します。 ※国際バカロレア：スイスのジュネーブに本部を置く国際バカロレア機構から認定を受けた学校の課程を修了し、統一試験に合格した生徒に対し、海外大学への進学資格を付与する仕組みです。 国際バカロレアのプログラムには、PYP（初等教育プログラム）、MYP（中等教育プログラム）、DP（ディプロマ・プログラム）の3つがあり、このうち海外大学への進学資格を取得できるのはDPです。	都	◆国際バカロレアの取組 ・都立国際高校で、平成27年度に国際バカロレア機構から「国際バカロレア」※の認定を取得し、国際的に認められる大学入学資格（フルディプロマ）の取得による海外大学進学を進め、国際社会で活躍する人材を育成しています。 ※国際バカロレア：スイスのジュネーブに本部を置く国際バカロレア機構から認定を受けた学校の課程を修了し、統一試験に合格した生徒に対し、海外大学への進学資格を付与する仕組みです。 国際バカロレアのプログラムには、PYP（初等教育プログラム）、MYP（中等教育プログラム）、DP（ディプロマ・プログラム）の3つがあり、このうち海外大学への進学資格を取得できるのはDPです。	都
日本人としての自覚と誇りの育成					
53	教育庁	◆外国人との交流 ・外国人との様々な交流の機会を設け、互いの文化体験や日本の文化を紹介する経験などを通じて、日本人としてのアイデンティティを備えた国際的な人材を育成します。	小・中：区 市町村 高：都	◆外国人との交流 ・外国人との様々な交流の機会を設け、互いの文化体験や日本の文化を紹介する経験などを通じて、日本人としてのアイデンティティを備えた国際的な人材を育成します。	小・中：区市町村 高：都
54	教育庁	◆日本の伝統・文化理解教育の推進 ・小・中・高校及び特別支援学校で、専門家を招致し、和太鼓や茶道等の体験や日本が誇る最先端の技術を知ることなどを通じて、日本の歴史・伝統・文化とその価値に対する理解を深める活動を推進します。	小・中：区 市町村 高：都	◆国際社会に生きる人材の育成 ・東京都独自の英語教材「Welcome to Tokyo」の活用により、日本及び東京の伝統・文化、歴史等を理解させるとともに、その魅力を英語で発信できる力を育成する取組を一層推進します。 ・本物の伝統芸能に親しむことを通して、我が国の伝統・文化に対する理解を深め、その内容を他者に発信していく力を養うため、全ての都立高校において伝統芸能を鑑賞する機会の充実を図ります。	小・中：区市町村 高：都
②科学技術を担う人材育成					
小・中学校における理数教育の推進					
55	教育庁	◆「小学生科学展」 ・全都から選ばれた小学生が、理数に関わる研究成果を展示・発表します。	都	◆「小学生科学展」 ・全都から選ばれた小学生が、理数に関わる研究成果を展示・発表します。	都
56	教育庁	◆「東京ジュニア科学塾」 ・科学に高い興味・関心がある中学生が、科学の専門家から指導を受けます。	都	◆「東京ジュニア科学塾」 ・科学に高い興味・関心がある小・中学生が、科学の専門家から指導を受けます。	都

「東京都子供・若者計画」掲載事業の現在の状況について（令和元年7月1日現在）

資料3

現行の東京都子供・若者計画の記載内容（平成27年8月策定）				現在の状況（令和元年7月1日現在）	
No.	所管局	取組内容	実施主体	現在の取組内容	実施主体
57	教育庁	◆「中学生科学コンテスト」 ・中学生の理科・数学に対する意欲・能力をさらに伸長するとともに、科学好きの中学生のすそ野を広げるため、理科・数学等の能力を競い合い切磋琢磨するコンテストを開催します。	都	◆「中学生科学コンテスト」 ・中学生の理科・数学に対する意欲・能力をさらに伸長するとともに、科学好きの中学生のすそ野を広げるため、理科・数学等の能力を競い合い切磋琢磨するコンテストを開催します。	都
新規	教育庁			◆「理数教育支援推進事業」 ・推進地域における理科教育施策の整理・充実を支援するとともに、児童・生徒の関心・意欲や教員の指導力の向上につながる推進地域での効果的な施策を全都に普及することにより、東京都全体の児童・生徒の理科における基礎学力の定着を図ります。	区市町村
58	教育庁	◆「観察実験アシスタント」の配置 ・小・中学校の理科授業に、学生や、地域人材等を「観察実験アシスタント」として配置し、観察や実験等の充実を図ります。	区市町村	事業終了（上記「理数教育支援推進事業」に本事業の成果を取り入れている）	
59	教育庁	◆「理数授業特別プログラム」の実施 ・理数の面白さや有用性を実感させるため、小・中学校において、大学や企業等との連携により、通常の授業では学べない知識や技術に触れる特別なプログラムを実施します。	区市町村	事業終了（上記「理数教育支援推進事業」に本事業の成果を取り入れている）	
都立高校における取組					
60	教育庁	◆「理数イノベーション校」の指定 ・科学技術系人材育成の拠点として、都の理数教育を牽引する高校を指定し、大学や研究機関と連携した最先端の実験・講義等を行い、国際科学オリンピック等で活躍し、将来の科学技術をリードする人材を育成します。	都	◆「理数リーディング校」の指定 ・「理数リーディング校」を指定し、新学習指導要領における「理数探究」について先進的に研究開発を行います。主体的な探究活動を行う新たな選択科目の学習内容や学習方法、指導法について研究し、数理横断的なテーマに徹底的に向き合い考え抜く力を育成する取り組みを行っています。	都
61	教育庁	◆「科学の祭典」 ・「高校生科学の甲子園東京都大会」を開催し、学校対抗で科学技術・理科・数学等の複数分野の競技を実施し、生徒同士の競い合いや活躍の場を構築します。 ・「研究発表会」における「理数イノベーション校」や「SSH（スーパーサイエンスハイスクール）」、「理数研究校」などの成果発表を中学生等に公開します。	都	◆「科学の祭典」 ・「高校生科学の甲子園東京都大会」を開催し、学校対抗で科学技術・理科・数学等の複数分野の競技を実施し、生徒同士の競い合いや活躍の場を構築します。 ・「研究発表会」における「理数リーディング校」や「SSH（スーパーサイエンスハイスクール）」、「理数研究校」などの成果発表を中学生等に公開します。	都
新規	総務局			◆都立産業技術高等専門学校（品川キャンパス） ・電子情報工学コースの3年生から5年生を対象に、首都東京の情報セキュリティを担う人材の育成を目的とした、実習を主体とした情報セキュリティ技術者育成プログラムを開設しています。	公立大学法人首都大学東京（R2.4に「東京都公立大学法人」へ名称変更予定）
③ 情報教育等の推進、ICT（情報通信技術）活用能力					
情報環境の整備					
62	教育庁 生活文化局	◆学校教育におけるICT環境整備の促進 ・学校教育におけるICT環境整備の促進により、児童・生徒の学習の意欲や関心を高め、学力を向上させるとともに、情報活用能力を育成します。	都 公益財団法人 東京都私学財団	◆学校教育におけるICT環境整備の促進 ・学校教育におけるICT環境整備の促進により、児童・生徒の学習の意欲や関心を高め、学力を向上させるとともに、情報活用能力を育成します。	都 公益財団法人 東京都私学財団
情報教育等の推進					
63	教育庁	◆情報モラル教育の推進 ・児童・生徒に対して、発達段階に応じた情報モラル教育を推進し、様々なメディアの特性を理解させるとともに、情報を主体的に選択し、分析・評価し、適切に活用することができるようにします。	小・中：区 市町村 高：都	◆情報モラル教育の推進 ・「SNS東京ルール」に基づき、スマートフォンやSNSを適切に活用することについて、児童・生徒が主体的に考えさせる指導を行っています。	小・中：区市町村 高：都

「東京都子供・若者計画」掲載事業の現在の状況について（令和元年7月1日現在）

資料3

現行の東京都子供・若者計画の記載内容（平成27年8月策定）				現在の状況（令和元年7月1日現在）	
No.	所管局	取組内容	実施主体	現在の取組内容	実施主体
64	教育庁	◆インターネット等の適正な利用に関する啓発・指導等 ・都内全公立学校を対象に学校非公式サイト [※] の監視を行い、有害情報から子供を守ります。 ・都立学校全校及び区市町村立学校の希望校を対象に、情報モラルに関する出前講座を実施し、インターネット等の適正利用に関する実践的な啓発・指導を行います。 ・教員向け指導資料と児童・生徒向けリーフレットを作成・配布し、学校での継続的な啓発・指導を支援します。	小・中：区市町村 高：都	◆インターネット等の適正な利用に関する啓発・指導等 ・都内全公立学校を対象に学校非公式サイトを巡回し、不用意な書込みにより自分や他人の個人情報を漏らさないよう子供を守ります。 ・情報モラル等情報活用能力を向上させるため、指導資料を作成し、都内公立学校に配布しています。	小・中：区市町村 高：都
65	都民安全推進本部	◆「ファミリールール講座」 ・インターネットや携帯電話の適正な利用について、保護者等を対象に「ファミリールール講座」等を実施し、子供とメディアの関わり方について、家庭でのルール作りを推進するとともに、学校等に講師を派遣し、生徒自身による自主ルール作りを支援します。	都	◆「ファミリールール講座」 ・ネット利用に起因する「自撮り被害」や、SNS利用に伴うトラブル等の被害の実態やそれらから身を守るための講座を開催し、家庭でのルール作りの推進や、生徒自身による自主ルール作りの支援、大学生を活用したグループワークなどを実施しています。	都
2-（2）社会貢献の精神の育成					
社会貢献意識（とその実践力）の育成					
66	教育庁	◆小・中学校における奉仕活動の促進 ・子供たちが社会の一員であることを実感し、社会に役立つ喜びを学ぶ取組を推進します。 ・くじけずやり遂げようとする意欲や忍耐力、身近な人々や社会のために進んで活動しようとする思いやりの心を培い、家族や友人との関わりを深め、豊かな人間関係を築くことを応援します。	区市町村	◆小・中学校における奉仕活動の促進 ・子供たちが、社会に奉仕することの意義への理解を深めたり、公共のために役立つようとする意欲を高めたりするための、道徳教育の充実を推進しています。	区市町村
67	教育庁 (再掲 No.30)	◆都立高校の新教科「人間と社会（仮称）」の推進 ・人としての生き方の指針となる道徳的な価値の理解を深める学習と、社会との関わりの中で自分の生き方を考え行動する力を育成するキャリア教育に関する学習を、演習や体験活動を通じて一体的に学びます。	都	◆都立高校の新教科「人間と社会」の推進 ・平成28年度より、「人間と社会」として全ての都立高校及び都立中等教育学校（後期課程）で実施しています。	都
68	教育庁	◆環境学習の推進 ・地球規模で課題解決が求められている環境問題について、体験的な活動等を取り入れた環境教育を通して、次代を担う子供たちが環境問題に対する関心を高め、課題解決に主体的に参加していこうという態度を養います。	小・中：区市町村 高：都	◆環境教育の推進 ・環境教育に関する指導資料の作成等を通して、児童・生徒が、地域や地球規模の環境問題について、自ら課題として考え解決していくための資質・能力の育成を図ります。	都
69	教育庁	◆防災教育の推進 ・防災に関する社会的要請を踏まえ、都立高校において生徒による実践を通じた防災教育を展開し、家庭、学校、近隣住民等の安全を支える高い社会貢献意識と実践力を兼ね備えた人間の育成に取り組みます。	都	◆防災教育の推進 ・全ての全日制及び一部の定時制の都立高校において、一泊二日の宿泊防災訓練を実施しています。また、被災地での交流活動、復興支援ボランティア体験、「防災士」資格取得を目的として、合同防災キャンプを実施するとともに、各校の防災教育に関する取組を推進するために、防災サミットを開催しています。	都
2-（3）健康・安全に生活できる力を養う					
健康教育の推進					

「東京都子供・若者計画」掲載事業の現在の状況について（令和元年7月1日現在）

資料3

現行の東京都子供・若者計画の記載内容（平成27年8月策定）				現在の状況（令和元年7月1日現在）	
No.	所管局	取組内容	実施主体	現在の取組内容	実施主体
70	教育庁	<p>◆心の健康づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・心のケアを十分に行い、問題行動（思春期特有の問題、集団への不適応、拒食症、うつ状態、性の問題行動、いじめ・不登校など）の未然防止及び解決に取り組みます。 ・全校に配置したスクールカウンセラーを活用して相談体制を整備します。 ・精神科専門医を派遣して相談を実施しています。 ・東京都教育相談センターでは、電話・メール・来所相談等を実施しているほか、学校に対しアドバイザースタッフを派遣しています。 	小・中：区 市町村 高：都	<p>◆心の健康づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・心のケアを十分に行い、問題行動等（思春期特有の問題、集団への不適応、拒食症、うつ状態、性の問題行動、いじめ、暴力行為、自殺、不登校など）の未然防止及び解決に取り組みます。 ・全校に配置したスクールカウンセラーを活用して相談体制を整備します。 	小・中：区市町村 高：都
71	教育庁	<p>◆性感染症予防</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性や生命の大切さについての正確な知識と意識をもち、正しい行動選択ができるように取り組みます。 ・産婦人科医による学校相談活動を実施しています。 ・エイズへの理解・予防に関する児童・生徒用パンフレットを作成し、意識啓発を図っています。 	小・中：区 市町村 高：都	<p>◆性感染症予防</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒が性に関する正しい知識を身に付け、適切な意思決定や行動選択ができるよう、平成31年3月に「性教育の手引」を改訂し、性感染症予防を含む性教育の実施を支援しています。 ・産婦人科医による学校相談活動は都立部が所管している。 	小・中：区市町村 高：都
72	教育庁 (再掲 No.35)	<p>◆食物アレルギーの事故防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アレルギー疾患のある児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、アレルギー疾患に対する学校教職員の理解と対応能力を高め、各学校における事故予防体制と緊急対応に関する組織的な体制づくりを推進します。 	小・中：区 市町村 高：都	<p>◆食物アレルギーの事故防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アレルギー疾患のある児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、アレルギー疾患に対する学校教職員の理解と対応能力を高め、各学校における事故予防体制と緊急対応に関する組織的な体制づくりを推進します。 	小・中：区市町村 高：都
73	教育庁	<p>◆喫煙・飲酒・危険ドラッグなど薬物乱用防止教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未成年の喫煙・飲酒が体に悪影響を及ぼし、生活習慣病の要因ともなることなど、正しい知識を普及しています。 ・危険ドラッグをはじめとする薬物は、自らの心身をむしばむだけでなく、他人をも傷つけ、依存によりやめられなくなる恐れも強く、社会の安心・安全にも影響を及ぼします。 ・児童・生徒が正しい知識を持ち、薬物に対して誘惑に負けない行動力が身に付くよう、薬物乱用防止教育を進めていきます。 	小・中：区 市町村 高：都	<p>◆喫煙・飲酒・危険ドラッグなど薬物乱用防止教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未成年の喫煙・飲酒が体に悪影響を及ぼし、生活習慣病の要因ともなることなど、正しい知識を普及しています。 ・危険ドラッグをはじめとする薬物は、自らの心身をむしばむだけでなく、他人をも傷つけ、依存によりやめられなくなる恐れも強く、社会の安心・安全にも影響を及ぼします。 ・児童・生徒が正しい知識を持ち、薬物に対して誘惑に負けない行動力が身に付くよう、薬物乱用防止教育を進めていきます。 	小・中：区市町村 高：都
74	教育庁	<p>◆公立学校における食育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付け、健康な生活を送ることができるようにします。 ・学校給食に地場産物を活用することで、地域の産業や食文化への理解を深めます。 	小・中：区 市町村 高：都	<p>◆公立学校における食育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・栄養教諭等を活用し、児童・生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付け、健康な生活を送ることができるようにします。 ・学校給食に地場産物を活用したり、地域生産者との連携を図るなど、食育に関する実践を行うことで、地域の産業や食文化等に対する児童・生徒の理解を深めます。 	小・中：区市町村 高：都
H I V / エイズについての普及・啓発活動					
75	福祉保健局	<p>◆相談機関等の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健所や「東京都H I V / エイズ電話相談」での相談や、大学・保健所等への啓発用ポスターやリーフレット等の配布、講演会を実施し、広く啓発を行っています。 	都 区市町村	<p>◆相談機関等の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健所や「東京都H I V / エイズ電話相談」での相談、大学・保健所等への啓発用ポスターやリーフレット等の配布、講演会の実施など、広く啓発を行っています。 	都 区市町村

「東京都子供・若者計画」掲載事業の現在の状況について（令和元年7月1日現在）

資料3

現行の東京都子供・若者計画の記載内容（平成27年8月策定）				現在の状況（令和元年7月1日現在）	
No.	所管局	取組内容	実施主体	現在の取組内容	実施主体
76	福祉保健局	<p>◆エイズ啓発拠点「ふぉー・てぃー」</p> <p>・池袋保健所「AIDS知ろう館」に設置された、若者を中心としたあらゆる人が、いつでもHIV/エイズとその周辺にある多くの課題を知るために、資料を見たり、オープンに話をする場です。都内の青少年センターや大学等へも出張し予防啓発活動を実施しています。</p> <p>・学生団体やボランティア団体等と連携して、大学祭やイベント等で啓発を行うとともに団体間のネットワーク構築の支援を行っています。</p>	都	<p>◆エイズ啓発拠点事業（ふぉー・てぃー）</p> <p>・若年層がHIV/エイズの予防について学び、自発的に感染予防行動を取るこの大切さを伝えるため、啓発イベントの開催や地域のイベントへの参加を通じて、若年層への働きかけを行うとともに、都内各地の青少年センターや大学等に出向き、啓発活動を実施しています。</p> <p>・自主的な啓発活動に取り組む学生団体やボランティア団体等からの相談を受け、助言を行うとともに、団体同士の協力関係を構築するためのネットワーク会議を実施します。</p>	都
77	福祉保健局	<p>◆東京都エイズ・ピア・エデュケーション事業</p> <p>・同年代の若者に対して、HIV/エイズや命の大切さについて一緒に学び・考える普及啓発活動として、養成講座を受講した「ピア・エデュケーター」を学校や地域の活動に派遣します。</p>	都	<p>◆東京都エイズ・ピア・エデュケーション事業</p> <p>・同年代の若者同士が、HIV/エイズや命の大切さについて一緒に学び・考える普及啓発活動への支援として、養成講座を受講した「ピア・エデュケーター」を学校や地域の活動に派遣します。</p>	都
安全教育・防災教育					
78	教育庁	<p>◆「安全教育プログラム」</p> <p>・次代の東京を担う子供たち自身に、犯罪や事故、災害等の危険を予測し、回避する能力や、他者や社会の安全に貢献できる資質や能力を育てる安全教育が各学校において充実することを目指し、「生活安全」、「交通安全」、「災害安全」を統合した安全教育を推進します。</p> <p>・「生活安全」は、日常生活で起こる事件・事故とその対処、「交通安全」では、様々な交通場面における危険と安全、「災害安全」は、様々な災害発生時における危険とその対処について学びます。</p>	小・中：区市町村 高：都	<p>◆「安全教育プログラム」</p> <p>幼児・児童・生徒に危険を予測し回避する能力と、他者や社会の安全に貢献できる資質・能力を育成します。</p> <p>○教師向け実践的指導資料「安全教育プログラム」を都内公立学校全教員に配布しています。</p> <p>○高等学校における交通安全教育の充実を図るため、教師用指導資料「東京都高等学校交通安全教育指導事例集」を作成し「安全教育プログラム」に掲載しています。</p> <p>○幼児・児童・生徒に、自らを守り、他者や社会を支える安全対応能力を育成できる指導者を養成する「学校安全教室指導者講習会」を開催しています。</p>	小・中：区市町村 高：都
79	教育庁生活文化局	<p>◆「防災ノート」</p> <p>・児童・生徒が災害時に適切に行動できるように、総務局で作成する防災ブックを活用して、保護者とともに家庭で学習できる防災ノートを作成・配布します。</p>	小・中：区市町村 高：都	<p>◆「防災ノート～災害と安全～」</p> <p>・防災教育の推進</p> <p>「防災ノート～災害と安全～」の活用による学校と家庭が一体となった防災教育の充実や、都立高校における宿泊防災訓練の実施等を通じ、自らを守り、身近な人を助け、地域に貢献できる人材を育成します。</p> <p>また、国立・私立学校においては、「防災ノート～災害と安全～」の配布や、各学校の防災力向上のための取組に対し支援を行います。</p>	小・中：区市町村 高：都
2-（4）子供・若者の自立や社会貢献、社会参加の意欲を育む多様な交流機会の確保					
地域の居場所づくり					
80	福祉保健局	<p>◆児童館</p> <p>・地域の児童館では、遊びを通じて情操の涵養や健康づくりに取り組んでいます。</p> <p>・乳幼児から中高生までの居場所づくりを支援します。</p>	区市町村	<p>◆児童館</p> <p>・地域の児童館では、遊びを通じて情操の涵養や健康づくりに取り組んでいます。</p> <p>・乳幼児から中高生までの居場所づくりを支援します。</p>	区市町村

「東京都子供・若者計画」掲載事業の現在の状況について（令和元年7月1日現在）

資料3

現行の東京都子供・若者計画の記載内容（平成27年8月策定）				現在の状況（令和元年7月1日現在）	
No.	所管局	取組内容	実施主体	現在の取組内容	実施主体
81	福祉保健局 教育庁	◆放課後子ども総合プラン ・学童クラブや放課後子供教室など、地域社会の中で、放課後に子供たちの安全で健やかな居場所づくりを推進します。 ・放課後子供教室を全小学校区で展開し、地域の人々の参画を得て、勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を実施します。 ・区市町村が実施する、又は区市町村が運営費を補助する、学童クラブ事業（放課後児童健全育成事業）の供給体制の整備を支援し、就業などにより、保護者が昼間いない小学生の健全な育成を図ります。	区市町村	◆新・放課後子ども総合プラン ・学童クラブや放課後子供教室など、地域社会の中で、放課後に子供たちの安全で健やかな居場所づくりを推進します。 ・放課後子供教室を全小学校区で展開し、地域の人々の参画を得て、勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を実施します。 ・区市町村が実施する、又は区市町村が運営費を補助する、学童クラブ事業（放課後児童健全育成事業）の供給体制の整備を支援し、就業などにより、保護者が昼間いない小学生の健全な育成を図ります。	区市町村
自然体験・スポーツ・文化活動の推進					
82	教育庁	◆青少年教育施設（「東京文化スポーツ館」、「高尾の森わくわくビレッジ」） ・青少年の自立と社会性の発達を支援するための施設として、文化・学習施設、スポーツ施設、野外活動施設、宿泊施設等を備えたユース・プラザを設置しています。	都	◆青少年教育施設（「東京スポーツ文化館」、「高尾の森わくわくビレッジ」） ・青少年の自立と社会性の発達を支援するための施設として、文化・学習施設、スポーツ施設、野外活動施設、宿泊施設等を備えたユース・プラザを設置しています。	都
83	オリンピック・パラリンピック準備局	◆「地域スポーツクラブ」の設立・育成 ・子供たちが身近な地域で楽しみながら体を動かす機会を提供することができるよう地域におけるスポーツ活動を推進します。	都 区市町村	◆「地域スポーツクラブ」の設立・育成 ・子供から高齢者、障害のある人を含め、誰もが身近にスポーツに親しむことができる場である地域スポーツクラブの設立・育成を支援しています。 現在の主な取組内容は以下のとおり。 ○東京都地域スポーツクラブ設立支援協議会を開催し、クラブ設立及び活動の支援策の検討 ○地域スポーツクラブの設立を支援するため、行政担当者等を対象としたセミナーの実施 ○地域スポーツクラブに関する情報提供サイトである地域スポーツクラブサポートネットの運用（（公財）東京都スポーツ文化事業団と連携） ○東京都広域スポーツセンター事業として、クラブマネージャー養成講習会ほか各種研修会等を実施し、クラブ設立・活動の核となる人材の養成事業の実施（（公財）東京都スポーツ文化事業団と連携）	都 区市町村
84	生活文化局	◆子供向け舞台芸術参加・体験プログラム ・子供たちが舞台芸術に親しみ、また芸術家とふれあうことにより芸術による創造の喜びを理解し、文化を生み出す心を育むため、子供向け舞台芸術参加・体験プログラムを実施します。	都	◆子供向け舞台芸術参加・体験プログラム ・子供たちが舞台芸術に親しみ、また芸術家とふれあうことにより芸術による創造の喜びを理解し、文化を生み出す心を育むため、子供向け舞台芸術参加・体験プログラムを実施します。	都
85	生活文化局	◆芸術文化を通じた子供たちの育成 ・子供たちに、現代芸術や本物の伝統芸能等に触れるほか、様々な分野のアーティストなど専門家とともに作品を制作・発表する機会を提供します。	都	◆芸術文化を通じた子供たちの育成 ・子供たちに、現代芸術や本物の伝統芸能等に触れるほか、様々な分野のアーティストなど専門家とともに作品を制作・発表する機会を提供します。	都
社会参加・社会貢献活動の推進					
86	教育庁	◆奉仕体験活動の充実 ・生徒が奉仕体験を通して、社会の一員であることを実感して、規範意識や公共心を身に付けるために、都立高校全校で、奉仕体験活動を推進しています。	小・中：区 市町村 高：都	◆都立高校における東京都独自の教科「人間と社会」の実施 ・人間としての在り方生き方に関する教科「人間と社会」において、多様な体験活動や演習を通じて、生徒の道徳性を養うとともに、より良い生き方を主体的に選択し、行動できる力を育成します。	都

「東京都子供・若者計画」掲載事業の現在の状況について（令和元年7月1日現在）

資料3

現行の東京都子供・若者計画の記載内容（平成27年8月策定）				現在の状況（令和元年7月1日現在）	
No.	所管局	取組内容	実施主体	現在の取組内容	実施主体
87	生活文化局	◆地域の底力再生事業助成について ・地域の課題を解決するために町会や自治会が行う取組を支援する事業において、青少年の健全育成活動を行う取組も助成の対象としています。	都	◆地域の底力再生事業助成について ・地域の課題を解決するために町会や自治会が行う取組を支援する事業において、青少年の健全育成活動を行う取組も助成の対象としています。	都
88	産業労働局	◆おもてなし親善大使 ・2020年オリンピック・パラリンピック東京大会開催に向け、おもてなしの心を持って外国人旅行者に東京の魅力を伝える中高生のボランティアを「おもてなし親善大使」とし、活動を支援しています。	都	◆おもてなし親善大使 ・2020年オリンピック・パラリンピック東京大会開催に向け、おもてなしの心を持って外国人旅行者に東京の魅力を伝える中高生のボランティアを「おもてなし親善大使」とし、活動を支援しています。	都
3 社会的・職業的自立を支援					
3-（1）就業能力・意欲の習得の促進					
就業能力・意欲の習得					
89	教育庁生活文化局	◆中学校の職場体験「わく（Work）わく（Work）Week Tokyo」 ・全ての公立中学生が、地域の商店や地元の民間企業、公的施設等の職場で、仕事を体験する取組を進めています。	都 区市町村	◆中学校の職場体験「わく（Work）わく（Work）Week Tokyo」 ・全ての公立中学生が、地域の商店や地元の民間企業、公的施設等の職場で、仕事を体験する取組を進めています。	
90	教育庁	◆インターンシップ ・高校の生徒・学生が在学中に産業の現場などで、学習内容や将来の進路に関連した就業体験を行う取組を推進します。	都	◆インターンシップ ・一部の都立高校においては、「人間と社会」における体験活動として、インターンシップを実施します。 ・また、国際ロータリークラブと連携したインターンシップ事業を実施します。	都
91	教育庁	◆企業・NPO等と連携した社会的・職業的自立支援教育プログラム ・都立高校生が、実社会に出て社会人・職業人として自立して生きていく上で必要な能力や態度を身に付けるためのプログラムを導入しています。	都	◆企業・NPO等と連携した社会的・職業的自立支援教育プログラム ・都立高校生が、実社会に出て社会人・職業人として自立して生きていく上で必要な能力や態度を身に付けるためのプログラムを導入しています。	都
3-（2）職業教育、職業訓練の充実					
専門高校					
92	教育庁	◆国際関係に関する学科 ・様々な国や地域の文化等を学ぶ国際理解教育や英語などの外国語教育を通じて、調和のとれた国際感覚を身に付け、国際社会で活躍できる人間を育成する学科です。多数の海外帰国生徒や在京外国人生徒が在学し、国際色豊かな教育環境や学校行事が特色の国際高校と、「船」「海洋」「寄宿舎」という教育環境を生かし、体験型国際教育等の特色ある教育を実施する大島海洋国際高校があります。平成27年4月には、国際高校に海外大学進学を目指す「国際バカロレアコース」を新たに設置しました。【国際、大島海洋国際】	都	◆国際関係に関する学科 ・様々な国や地域の文化等を学ぶ国際理解教育や英語などの外国語教育を通じて、調和のとれた国際感覚を身に付け、国際社会で活躍できる人間を育成する学科です。 ・国際高校では、多数の海外帰国生徒や在京外国人生徒が在学し、国際色豊かな教育環境や学校行事が特色です。国際高校には、海外大学進学を目指す「国際バカロレアコース」を設置しています。 ・大島海洋国際高校では「海洋国際科」として、「船」「海洋」「寄宿舎」という教育環境を生かし、実践的な海洋教育やグローバル人材の育成に力を入れています。（大島海洋国際高校では、国際社会で活躍できる海洋人材の育成を目指して令和3年4月からの学科改編を予定しています）【国際、大島海洋国際】	都
93	教育庁 (再掲 No.13)	◆科学技術高校（科学技術科） ・技術者として生涯にわたり専門性を高めていくために必要な意欲、態度や知識・技能を身に付け技術革新に主体的に対応できる人材を育成するため、大学等に進学し、継続して学習することを前提とした教育を行っています。【科学技術、多摩科学技術】	都	◆科学技術高校（科学技術科） ・技術者として生涯にわたり専門性を高めていくために必要な意欲、態度や知識・技能を身に付け技術革新に主体的に対応できる人材を育成するため、大学等に進学し、継続して学習することを前提とした教育を行っています。【科学技術、多摩科学技術】	都

「東京都子供・若者計画」掲載事業の現在の状況について（令和元年7月1日現在）

資料3

現行の東京都子供・若者計画の記載内容（平成27年8月策定）				現在の状況（令和元年7月1日現在）	
No.	所管局	取組内容	実施主体	現在の取組内容	実施主体
94	教育庁 (再掲 No.14)	◆産業高校（産業科） ・生産・流通・消費の基礎と相互の関連を学んだ上で、自己の進路希望に沿った専門教科を学び、幅広い視野と確かな職業観を備えた人間、商工業の知識を基に将来自ら起業を目指そうとする志あふれる人間を育成する教育を行っています。【橘、八王子桑志】	都	◆産業高校（産業科） ・生産・流通・消費の基礎と相互の関連を学んだ上で、自己の進路希望に沿った専門教科を学び、幅広い視野と確かな職業観を備えた人間、商工業の知識を基に将来自ら起業を目指そうとする志あふれる人間を育成する教育を行っています。【橘、八王子桑志】	都
95	教育庁	◆デュアルシステム科 ・学校と企業が協力をして、生徒を育成する職業教育を行っています。企業が必要とする実践的な技能・技術を企業実習等で身に付け、企業と生徒の合意があれば、卒業後に就業訓練を行った企業に就職することも可能で、より自分に合った職業(仕事)に就くことができます。【六郷工科】	都	◆デュアルシステム科 ・学校と企業が協力をして、生徒を育成する職業教育を行っています。企業が必要とする実践的な技能・技術を企業実習等で身に付け、企業と生徒の合意があれば、卒業後に就業訓練を行った企業に就職することも可能で、より自分に合った職業(仕事)に就くことができます。【六郷工科、葛西工業、多摩工業】	都
96	教育庁 (再掲 No.15)	◆進学型専門高校（ビジネスコミュニケーション科） ・ビジネスに関する基礎的・基本的な知識と技能を習得させ社会の変化に主体的に対応し、将来、国際社会で活躍できるスペシャリストを育てる教育を行っています。【千早、大田桜台】	都	◆進学型専門高校（ビジネスコミュニケーション科） ・ビジネスに関する基礎的・基本的な知識と技能を習得させ社会の変化に主体的に対応し、将来、国際社会で活躍できるスペシャリストを育てる教育を行っています。【千早、大田桜台】	都
97	教育庁	◆総合芸術高校（芸術科） ・芸術の各分野において高度な専門性をもちつつ、幅広い教養と豊かな人間性を備えた人材を育成する教育を行っています。【総合芸術（音楽科、美術科、舞台表現科）】	都	◆総合芸術高校（芸術科） ・芸術の各分野において高度な専門性をもちつつ、幅広い教養と豊かな人間性を備えた人材を育成する教育を行っています。【総合芸術（音楽科、美術科、舞台表現科）】	都
新規	総務局			◆都立産業技術高等専門学校（荒川キャンパス） ・航空宇宙工学コースの2年生から5年生を対象に、航空整備技術を有し、かつ技術知識レベルの高度化に対応できる人材の育成を目的とした、航空技術者育成プログラムを開設しています。	公立大学法人首都大学東京（R2.4に「東京都立大学法人」へ名称変更予定）
産業界のニーズに応えるカリキュラム等の実施					
98	教育庁	◆デュアルシステムの推進 ・学校と企業が協力をして、生徒を育成する職業教育を行っています。企業が必要とする実践的な技能・技術を企業実習等で身に付け、企業と生徒の合意があれば、卒業後に就業訓練を行った企業に就職することも可能で、より自分に合った職業（仕事）に就くことができます。	都	◆デュアルシステムの推進 ・学校と企業が協力をして、生徒を育成する職業教育を行っています。企業が必要とする実践的な技能・技術を企業実習等で身に付け、企業と生徒の合意があれば、卒業後に就業訓練を行った企業に就職することも可能で、より自分に合った職業（仕事）に就くことができます。	都
99	産業労働局 教育庁	◆都立高校と職業訓練機関との連携 ・職業能力開発センター等において、都立高校生を対象とした資格取得等のための夏季集中講座を実施しています。	都	◆都立高校と職業訓練機関との連携 ・職業能力開発センター等において、ものづくり教育及びものづくりを支える人材を育成するため、都立高校生を対象とした資格取得等の講座を実施しています。	都
100	教育庁	◆企業OBを含めた熟練技能者の活用 ・都立工業高校の授業に外部人材を活用し、高度な技術・技能が習得できるようにします。	都	◆企業OBを含めた熟練技能者の活用 ・工業高校入学生のものづくりへの興味・関心を高め、キャリア意識を培うため、熟練技術者による講演・実演等を行う「ものづくり人材育成プログラム」を実施します。	都
複線型ものづくり人材育成ルートの構築					

「東京都子供・若者計画」掲載事業の現在の状況について（令和元年7月1日現在）

資料3

現行の東京都子供・若者計画の記載内容（平成27年8月策定）				現在の状況（令和元年7月1日現在）	
No.	所管局	取組内容	実施主体	現在の取組内容	実施主体
101	総務局	◆都立産業技術高等専門学校 ・都立産業技術高等専門学校では、産業を支え、現代社会が抱える諸問題に実践的に取り組むことのできる「ものづくりスペシャリスト」を育成しています。ものづくり技術の修得を図るため、実技科目の時間には総開講単位数の約3割を配分しています。	公立大学法人首都大学東京	◆都立産業技術高等専門学校 ・都立産業技術高等専門学校では、産業を支え、現代社会が抱える諸問題に実践的に取り組むことのできる「ものづくりスペシャリスト」を育成しています。ものづくり技術の修得を図るため、実技科目の時間には総開講単位数の約3割を配分しています。	公立大学法人首都大学東京（R2.4に「東京都立大学法人」へ名称変更予定）
102	総務局	◆工業高校から高等専門学校への編入促進 ・都立工業高校から都立産業技術高等専門学校への編入枠を設定するとともに、編入学後の生徒が円滑に高専での学習に適應できるよう、入学予定者に数学等の補講を実施しています。	公立大学法人首都大学東京	◆工業高校から高等専門学校への編入促進 ・都立工業高校から都立産業技術高等専門学校への編入枠を設定するとともに、編入学後の生徒が円滑に高専での学習に適應できるよう、入学予定者に数学等の補講を実施しています。	公立大学法人首都大学東京（R2.4に「東京都立大学法人」へ名称変更予定）
職業訓練					
103	産業労働局	◆若年者に対する職業訓練の充実 ・25歳未満の無業者・フリーター等で主に中卒者、高校中退者を対象として、職業に必要な技能・知識に加え、社会人基礎能力の習得を重視した訓練として若年者就業支援科を設置し、若年者の就業を支援していきます。 ・高校中退者等、主に就業経験のない若者を対象とした「ジョブセレクト科」及びアルバイト等を繰り返している者等、主に就業経験の浅い若者を対象とした「わかもの人財養成科」を、城東職業能力開発センターに新たに設置し、様々な業種や職種の基本訓練に加え、キャリアコンサルティングを行うことにより、それぞれの希望と適性に合った就業を支援していきます。	都	◆若年者に対する職業訓練の充実 ・30歳未満の無業者・フリーター等で主に中卒者、高校中退者を対象として、職業に必要な技能・知識に加え、社会人基礎能力の習得を重視した訓練として若年者就業支援科を設置し、若年者の就業を支援しています。 ・高校中退者等、主に就業経験のない若者を対象とした「ジョブセレクト科」を城東職業能力開発センター及び多摩職業能力開発センターに、また、主に就業経験の浅い若者を対象とした「エンジニア基礎養成科」を城東職業能力開発センターに、「電気制御基礎養成科」を多摩職業能力開発センターに設置し、ものづくり作業を通じて企業で行われている多様な仕事を理解し、自分を活かせる職種を見つけることで就業を支援しています。	都
3-（3）様々な就業支援					
就業支援					
104	産業労働局	◆若者と企業のマッチング機会の確保 ・未内定の学生等に対して、若者と企業のマッチングの機会を提供し、正規雇用による安定した職業生活を支援します。 ・都内中小企業におけるインターンシップを展開し、学生等の中小企業への理解を促進します。	都	◆若者と企業のマッチング機会の確保 ・未内定の学生等に対して、中小企業とのマッチングの機会を提供し、正規雇用による安定した職業生活を支援します。 ・都内中小企業におけるインターンシップを展開し、学生等の中小企業への理解を促進します。	都
105	—	◆新卒応援ハローワーク ・大学院・大学・短大・高専・専修学校などの新卒者や概ね卒業後3年以内の未就職者を対象として、各種セミナー、職業相談、職業紹介等を実施し、新規学卒者が、未就業のままにならないよう、支援します。都内には2か所あります。 ・様々な就職支援を専門的に行う学卒ジョブサポーターがマンツーマンできめ細かく支援します。	国（東京労働局）	◆新卒応援ハローワーク ・大学院・大学・短大・高専・専修学校などの新卒者や概ね卒業後3年以内の未就職者を対象として、各種セミナー、職業相談、職業紹介等を実施し、新規学卒者が、未就業のままにならないよう、支援します。都内には2か所あります。 ・様々な就職支援を専門的に行う学卒ジョブサポーターがマンツーマンできめ細かく支援します。	国（東京労働局）
106	—	◆わかものハローワーク ・正規雇用を目指す若者等（概ね45歳未満の者）を対象として、各種セミナー、ジョブクラブ（就活応援塾）、職業相談、職業紹介等を実施しています。「わかもの」をトータルにサポートするハローワークとして都内には3か所あります。 ・様々な就職支援を専門的に行う学卒ジョブサポーターがマンツーマンできめ細やかな支援をします。	国（東京労働局）	◆わかものハローワーク ・正規雇用を目指す若者等（概ね45歳未満の者）を対象として、各種セミナー、ジョブクラブ（就活応援塾）、職業相談、職業紹介等を実施しています。「わかもの」をトータルにサポートするハローワークとして都内には3か所あります。 ・様々な就職支援を専門的に行う学卒ジョブサポーターがマンツーマンできめ細やかな支援をします。	国（東京労働局）

「東京都子供・若者計画」掲載事業の現在の状況について（令和元年7月1日現在）

資料3

現行の東京都子供・若者計画の記載内容（平成27年8月策定）				現在の状況（令和元年7月1日現在）	
No.	所管局	取組内容	実施主体	現在の取組内容	実施主体
107	産業労働局	<p>◆東京しごとセンターヤングコーナー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若年者の就職支援のワンストップ窓口として、就職活動の各段階に応じて支援しています。 ・カウンセリング・セミナーや各種イベントに加え、ハローワーク飯田橋U-35と連携し、職業相談や職業紹介を行うことにより、就職活動の各段階に応じ、きめ細かく若年求職者を支援しています。 	都	<p>◆東京しごとセンターヤングコーナー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若年者の就職支援のワンストップ窓口として、就職活動の各段階に応じてきめ細かく支援しています。 ・カウンセリング、セミナー及び各種イベントに加え、ハローワーク飯田橋U-35と連携し、職業相談や職業紹介を行っています。 	都
108	産業労働局	<p>◆起業支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若者を対象としたビジネスプランコンテストを開催するなど、若手起業家を育成するとともに、成功事例を広く発信し、起業に挑戦する機運を高め、起業する人材の裾野を広げています。 ・若者等による地域に根差した創業を支援するため、低金利・無担保の融資や地域創業アドバイザーによる経営サポートを組み合わせて提供しています。 	都	<p>◆起業支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若者を対象としたビジネスプランコンテストを開催するなど、若手起業家を育成するとともに、成功事例を広く発信し、起業に挑戦する人材の裾野を広げています。 ・次代を担う小中学生が、起業を身近に感じ、将来の職業の選択肢とすることができるよう環境作りに向けて、学校での起業家教育の支援や、学校以外でも起業を学ぶことができるイベントを行います。 ・若者等による地域に根差した創業を支援するため、低金利・無担保の融資や地域創業アドバイザーによる経営サポートを組み合わせて提供しています。 	都
新規	産業労働局			<p>◆就農支援（平成29年度より開始）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青年農業者の育成・指導に取り組む、都内の先進的農業者を「東京都指導農業者」として都知事が認定し、東京農業の担い手育成活動を推進しています。 ・青年農業者等育成センター（（公財）東京都農林水産振興財団を指定）に、「就農コンシェルジュ」を設置し、女性の就農相談や指導農業者等を講師とする研修を実施しています。 	都
3-（4） 社会生活において必要な知識の付与					
社会形成への参画支援					
109	教育庁	<p>◆法に関する教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校の社会科、高校の公民科を中心に民主政治や政治参加、法律や経済の仕組み、勤労の権利と義務についての教育を実施しています。 ・消費者としての知識や態度を身に付けるため、社会科や家庭科を中心に、子供の発達段階に応じた指導等を行っています。 	都	<p>◆法に関する教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校の社会科、高校の公民科を中心に民主政治や政治参加、法律や経済の仕組み、勤労の権利と義務についての教育を実施しています。 ・消費者としての知識や態度を身に付けるため、社会科や家庭科を中心に、子供の発達段階に応じた指導等を行っています。 	都
110	生活文化局	<p>◆消費者教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校等に講師を派遣し、インターネットやスマートフォンの利用に伴うトラブルや悪質商法による被害の防止等をテーマとした出前講座を実施しています。 ・学校で消費者教育に携わる教員向けの情報提供誌を発行するとともに、授業で活用できる教材を作成し提供しています。 	都	<p>◆消費者教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校等に講師を派遣し、インターネットやスマートフォンの利用に伴うトラブルや悪質商法による被害の防止等をテーマとした出前講座を実施しています。 ・学校で消費者教育に携わる教員向けの情報提供誌を発行するとともに、授業で活用できる教材を作成し提供しています。 	都
111	—	<p>◆労働法制の普及等に関する取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学、短大等が学生の就職支援等を目的に開催する労働法の基礎知識に関するセミナー等に、講師を派遣し、労働法制の啓発普及に取り組めます。 	国（東京労働局）	<p>◆労働法制の普及等に関する取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学、短大等が学生の就職支援等を目的に開催する労働法の基礎知識に関するセミナー等に、講師を派遣し、労働法制の啓発普及に取り組めます。 	国（東京労働局）

「東京都子供・若者計画」掲載事業の現在の状況について（令和元年7月1日現在）

資料3

現行の東京都子供・若者計画の記載内容（平成27年8月策定）				現在の状況（令和元年7月1日現在）	
No.	所管局	取組内容	実施主体	現在の取組内容	実施主体
112	産業労働局	・就職活動やアルバイトを行う学生・生徒を対象に、必要な労働関係法令の解説や相談窓口を記載した冊子の発行や、アルバイト先のトラブル事例の紹介を通じ法令を分かりやすく紹介した動画を配信するなど、普及啓発に取り組みます。	都	・就職活動やアルバイトを行う学生・生徒を対象に、必要な労働関係法令の解説や相談窓口を記載した冊子の発行や、アルバイト先のトラブル事例の紹介を通じ法令を分かりやすく紹介した動画を配信するなど、普及啓発に取り組みます。	都
犯罪被害の防止のための普及啓発等					
113	警視庁 都民安全推進本部	◆サイバー犯罪被害等の防止 ・サイバー犯罪に巻き込まれるおそれのある大学生、若手社会人等を対象とした被害防止及びネットリテラシー向上のための啓発講習会を実施するとともに、警視庁と連携した被害防止キャンペーン等を開催しています。	都	◆インターネット等を利用した犯罪対策 ・インターネット等を利用した犯罪に巻き込まれるおそれのある大学生、若手社会人、高齢者等を対象とした被害及び加害行為の防止並びにネットリテラシー向上のための啓発講習を実施しています。	都
114	警視庁 都民安全推進本部 生活文化局	◆DV、ストーカー被害の防止 ・警視庁、関係機関等と連携し、ストーカー行為が凶悪事件へ発展する危険性やストーカー事案を認知した際の対処方法等についてのリーフレットを作成、配布し、大学生、専門学校生等に対し、広く注意喚起を行っています。 ・配偶者暴力やデートDVの未然防止のため、配偶者や交際相手からの暴力に関するパンフレットやPRカードの配布、講演会等を実施しています。	都	◆女性に対する犯罪の防止対策 ・関係機関等と連携し、DV・ストーカー、痴漢、盗撮等の被害防止に向けて、注意すべき事項や被害防止のポイント及び被害を受けた際の相談・連絡先を記載したリーフレットを作成・配布するほか、女性が集まる場（大学、専門学校等）での具体的被害防止講習を開催するなど、広く注意喚起しています。	都
4 学びの機会の確保					
4-（1）就園・就学支援					
就園支援					
115	生活文化局	◆私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助 ・幼稚園教育の振興と充実に資するため、私立幼稚園等に在籍する園児の保護者に対して、区市町村が行う保護者負担軽減事業の経費の一部を補助します。	区市町村	◆私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助 ・幼稚園教育の振興と充実に資するため、私立幼稚園等に在籍する園児の保護者に対して、区市町村が行う保護者負担軽減事業の経費の一部を補助します。	区市町村
就学支援					
116	教育庁	◆就学援助 ・経済的理由によって小学校又は中学校への就学が困難な児童・生徒の保護者に対して、区市町村が、学用品費・給食費・医療費等の就学援助事業を行っています。申込手続、援助内容等は各区市町村により異なります。	区市町村	◆就学援助 ・経済的理由によって小学校又は中学校への就学が困難な児童・生徒の保護者に対して、区市町村が、学用品費・給食費・医療費等の就学援助事業を行っています。申込手続、援助内容等は各区市町村により異なります。	区市町村
117	教育庁	◆特別支援教育就学奨励費 ・特別支援学校への就学のために保護者等が負担する経費の一部を保護者の負担能力の程度に応じて支給します。保護者の負担を軽減することにより、特別支援教育を普及奨励し、教育の機会均等を実現することを目的としています。 ・東京都では、国庫補助金の対象となる「国庫補助事業（国が半額を補助）」と、これに加えて都が独自に実施する「都単独事業」を実施しています。	小・中：区市町村 高：都	◆特別支援教育就学奨励費 ・特別支援学校への就学のために保護者等が負担する経費の一部を保護者の負担能力の程度に応じて支給します。保護者の負担を軽減することにより、特別支援教育を普及奨励し、教育の機会均等を実現することを目的としています。 ・東京都では、国庫補助金の対象となる「国庫補助事業（国が半額を補助）」と、これに加えて都が独自に実施する「都単独事業」を実施しています。	小・中：区市町村 高：都

「東京都子供・若者計画」掲載事業の現在の状況について（令和元年7月1日現在）

資料3

現行の東京都子供・若者計画の記載内容（平成27年8月策定）				現在の状況（令和元年7月1日現在）	
No.	所管局	取組内容	実施主体	現在の取組内容	実施主体
118	教育庁生活文化局総務局	<p>◆就学支援金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国公立を問わず、高等学校に通う一定の収入額未満の世帯の生徒を対象に、授業料に充てるため、国が、高等学校等就学支援金を支給する制度です。 ・私立の高等学校においては、授業料等の経済的負担が重いことを踏まえ、私立学校等に通う低所得世帯等の生徒に対しては、世帯の収入に応じて、就学支援金を加算して支給されます。 ・就学支援金は、簡便かつ確実に授業料負担を軽減できるように、学校設置者が生徒本人に代わって受け取り、授業料又はその一部と相殺する仕組みになっています。 	都	<p>◆就学支援金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国公立を問わず、高等学校に通う一定の収入額未満の世帯の生徒を対象に、授業料に充てるため、国が、高等学校等就学支援金を支給する制度です。 ・私立の高等学校及び都立の高等専門学校においては、授業料等の経済的負担が重いことを踏まえ、世帯の収入に応じて、就学支援金を加算して支給されます。 ・私立の高等学校においては、授業料等の経済的負担が重いことを踏まえ、私立学校等に通う低所得世帯等の生徒に対しては、世帯の収入に応じて、就学支援金を加算して支給されます。また、都立産業技術高等専門学校においても同様の仕組みとなっています。 ・就学支援金は、簡便かつ確実に授業料負担を軽減できるように、学校設置者が生徒本人に代わって受け取り、授業料又はその一部と相殺する仕組みになっています。 	都
119	教育庁生活文化局総務局	<p>◆学び直しへの支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高等学校を中途退学した者が再び高等学校等で学び直す場合に、法律上の就学支援金支給期間である36月（定時制・通信制は48月）を経過した後も、卒業までの間（最長2年）、継続して授業料の支援を行う国の制度があります。 	都	<p>◆学び直しへの支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高等学校を中途退学した者が再び高等学校等で学び直す場合に、法律上の就学支援金支給期間である36月（定時制・通信制は48月）を経過した後も、卒業までの間（最長2年）、継続して授業料の支援を行う国の制度があります。 	都
120	教育庁生活文化局総務局	<p>◆高校生等のための奨学給付金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての意欲ある生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育に必要な経費（修学旅行費、校外活動費、生徒会費、PTA会費、教科書・教材、学用品・通学用品、入学学用品費等）の負担を軽減するため、高校生等がいる生活保護受給世帯及び区市町村民税所得割額非課税世帯を対象に、申請に基づき、奨学のための給付金を支給する制度です。 	都 公益財団法人東京都私学財団	<p>◆高校生等のための奨学給付金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての意欲ある生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育に必要な経費（修学旅行費、校外活動費、生徒会費、PTA会費、教科書・教材、学用品・通学用品、入学学用品費等）の負担を軽減するため、高校生等がいる生活保護受給世帯及び区市町村民税所得割額非課税世帯を対象に、申請に基づき、奨学のための給付金を支給する制度です。 	都 公益財団法人東京都私学財団
121	教育庁総務局	<p>◆家計急変世帯への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者の失職、倒産などの家計急変により収入が減少し、低所得となった世帯に対し、授業料減免により緊急の支援を行う制度があります。 	都	<p>◆家計急変世帯への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者の失職、倒産などの家計急変により収入が減少し、低所得となった世帯に対し、授業料減免により緊急の支援を行う制度があります。 	都 公立大学法人首都大学東京（R2.4に「東京都公立大学法人」へ名称変更予定）
122	生活文化局	<p>◆私立高校等授業料軽減助成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私立高校等への修学にかかる保護者負担を軽減するため、公益財団法人東京都私学財団が行う授業料軽減事業助成等の経費を補助します。 	公益財団法人東京都私学財団	<p>◆私立高校等授業料軽減助成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私立高校等への修学にかかる保護者負担を軽減するため、公益財団法人東京都私学財団が行う授業料軽減事業助成等の経費を補助します。 	公益財団法人東京都私学財団
奨学金等					
新規	総務局			<p>◆都立産業技術高等専門学校における給付型奨学金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭の経済状況が教育の格差につながることをないよう、保護者等の収入の状況に応じて、都立産業技術高等専門学校1～3年生に対し、授業料負担の軽減及び選択的学習活動に係る経費の支援を行う。 	都
123	生活文化局	<p>◆東京都育英資金貸付事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都内在住の高等学校、高等専門学校、専修学校（高等課程・専門課程）に在学する方を対象に、勉強意欲がありながら経済的理由により修学が困難な方に、無利息で奨学金を貸し付ける制度です。 	公益財団法人東京都私学財団	<p>◆東京都育英資金貸付事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高等学校等に在学する都民で、勉強意欲がありながら経済的理由により修学が困難な者に対し、育英資金奨学金を無利子で貸し付ける制度です。 	公益財団法人東京都私学財団

「東京都子供・若者計画」掲載事業の現在の状況について（令和元年7月1日現在）

資料3

現行の東京都子供・若者計画の記載内容（平成27年8月策定）				現在の状況（令和元年7月1日現在）	
No.	所管局	取組内容	実施主体	現在の取組内容	実施主体
	新規 教育庁			◆給付型奨学金による支援 ・家庭の経済状況にかかわらず、都立学校の生徒が主体的に学校生活に取り組み、自らの未来を切り拓いていく力を伸長できるよう、学校行事や模擬試験、資格・検定試験等をはじめとした学校における教育活動に参加するために必要な経費を、現物支給による奨学金の形で支給します。	都
124	—	◆大学生等への奨学金等 ・意欲と能力のある学生などが経済的理由により修学を断念することがないよう、独立行政法人日本学生支援機構が実施する大学等奨学金事業の充実や、各大学が実施する授業料免除への支援を行っています。	国 独立行政法人日本学生支援機構	◆大学生等への奨学金等 ・意欲と能力のある学生などが経済的理由により修学を断念することがないよう、独立行政法人日本学生支援機構が実施する大学等奨学金事業の充実や、各大学が実施する授業料免除への支援を行っています。	国 独立行政法人日本学生支援機構
125	福祉保健局	◆高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 ・ひとり親家庭の親の経済的自立を図るため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座（通信講座を含む）を受け、これを修了した際に受講費用の一部を支給するとともに、合格した場合にも受講費用の一部を支給する事業について、全区市町村での実施を推進します。	区市、 町村は都	◆高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 ・ひとり親家庭の親の経済的自立を図るため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座（通信講座を含む）を受け、これを修了した際に受講費用の一部を支給するとともに、合格した場合にも受講費用の一部を支給する事業について、全区市町村での実施を推進します。	区市、 町村は都
4-（2）様々な学習支援					
学習や進学への支援					
126	福祉保健局	◆被保護者自立促進事業 ・小中学生及び高校生のある生活保護受給世帯に向けて、学習塾等の費用（小中学生のみ）、学習・相談ボランティアの派遣費用、ボランティア体験イベントや社会教養セミナー等への参加費用等を支給します。実施については、都が定めた要件の範囲内において、区市が要綱等を定めて行います。	区市、 町村は都	◆被保護者自立促進事業 ・生活保護法による被保護者に対して、その自立支援に要する経費の一部を支給し、もって本人及び世帯の自立の助長を図る。※このうち、次世代育成支援のメニューとして、小4～高校生の学習環境整備支援費（塾代）、大学等進学支援費（大学等受験料）等を補助している。	区市、 町村は都
127	福祉保健局	◆生活困窮者自立支援法に基づく子供の学習支援 ・生活困窮者自立支援法に基づく「子供の学習支援事業」などの任意事業に取り組む区市への体制整備を支援するとともに、都が実施主体となる町村部における生活困窮者支援の取組により、都内全域での支援体制を整備していきます。	区市、 町村は都	◆生活困窮者自立支援法に基づく子供の学習・生活支援 ・生活困窮者自立支援法に基づき、福祉事務所設置自治体である区市（町村は都）において、生活困窮世帯の子供に対する学習支援や保護者も含めた生活習慣・育成環境の改善に関する支援を行います。	区市、 町村は都
128	福祉保健局	◆ひとり親家庭の子供の学習支援の推進 （ひとり親家庭の子供サポートモデル事業） ・ひとり親家庭に育つ子供（小学4年生から高校生）に対し、学習塾形式及び家庭教師派遣型の学習支援を行うとともに、子供の悩みを聞くなど生活支援を行い、子供の自立を支援します。 （学習支援の推進） ・ひとり親家庭の子供を対象に含む学習支援（学習支援ボランティア事業又は生活困窮者自立支援法の学習支援事業）について、都内全域での実施を推進します。	都	◆ひとり親家庭等生活向上事業（No.228） ・ひとり親家庭及び寡婦が生活の中で直面する諸問題の解決や子供の生活・学習支援を図るなど、地域での生活を総合的に支える事業に取り組む区市町村を支援します。	区市町村

「東京都子供・若者計画」掲載事業の現在の状況について（令和元年7月1日現在）

資料3

現行の東京都子供・若者計画の記載内容（平成27年8月策定）				現在の状況（令和元年7月1日現在）	
No.	所管局	取組内容	実施主体	現在の取組内容	実施主体
129	福祉保健局	◆受験生チャレンジ支援貸付事業 ・学習塾等の費用や、高校・大学などの受験費用について貸付を行うことにより、一定所得以下の世帯の子供たちを支援します。高校・大学などへの入学等、一定条件を満たした場合は申請により、償還が免除されます。	区市町村	◆受験生チャレンジ支援貸付事業 ・学習塾等の費用や、高校・大学などの受験費用について貸付を行うことにより、一定所得以下の世帯の子供たちを支援しています。高校・大学などへの入学等、一定条件を満たした場合は申請により、償還が免除されます。	区市町村
130	教育庁	◆子供の学習支援 ・地域住民等の参画により、学校の教育活動を支援する仕組みをつくり、様々な学習支援活動を実施しています。 ・地域で学校を支援する仕組みづくりを促進し、子供たちの学びを支援するとともに、活動を通じて地域のつながり、絆を強化し地域の教育力の向上を図ります。	小・中：区市町村	◆子供の学習支援 ・地域住民等の参画により、学校の教育活動を支援する仕組みをつくり、様々な学習支援活動を実施しています。 ・地域で学校を支援する仕組みづくりを促進し、子供たちの学びを支援するとともに、活動を通じて地域のつながり、絆を強化し地域の教育力の向上を図ります。	小・中：区市町村
基本方針Ⅱ 社会的自立に困難を有する子供・若者やその家族への支援					
1 困難な状況ごとの取組					
1-（1）いじめ					
支援体制の整備					
131	教育庁	◆「スクールカウンセラー」の全校配置（小・中・高等学校） ・不登校や中途退学の未然防止に向けた支援を行うため、スクールカウンセラーが心理の専門家の立場から、児童・生徒や保護者等からの相談に対応しています。	小・中：区市町村 高：都	◆「スクールカウンセラー」の全校配置（小・中・高等学校） ・不登校や中途退学の未然防止に向けた支援を行うため、スクールカウンセラーが心理の専門家の立場から、児童・生徒や保護者等からの相談に対応しています。	小・中：区市町村 高：都
132	教育庁	◆「スクールソーシャルワーカー」や「家庭と子供の支援員」による支援（小・中学校） ・学校だけでは解決しない小・中学生の不登校問題の解決を図るため、スクールソーシャルワーカーが、社会福祉の面から児童・生徒が置かれた環境へ働き掛けるなど、関係機関とのネットワークを活用した支援を行います。 ・家庭と子供の支援員（民生・児童委員、保護司、青少年委員、教員OB、警察官OB、心理学系大学生など）が家庭訪問を通して児童・生徒に直接関わるとともに、保護者からの相談にも応じます。	区市町村	◆「スクールソーシャルワーカー」や「家庭と子供の支援員」による支援（小・中学校） ・学校だけでは解決しない小・中学生の不登校問題の解決を図るため、スクールソーシャルワーカーが、社会福祉の面から児童・生徒が置かれた環境へ働き掛けるなど、関係機関とのネットワークを活用した支援を行います。 ・家庭と子供の支援員（民生・児童委員、保護司、青少年委員、教員OB、警察官OB、心理学系大学生など）が家庭訪問を通して児童・生徒に直接関わるとともに、保護者からの相談にも応じます。	区市町村
133	教育庁	◆「東京都いじめ相談ホットライン」 ・24時間体制で、いじめ相談対応の専用電話を設置しています。	都	◆「教育相談一般・東京都いじめ相談ホットライン」 ・24時間体制で、いじめ相談対応の専用電話を設置しています。	都
134	教育庁	◆学校問題解決サポートセンター ・学校と保護者や地域住民との間で生じた、学校だけでは解決困難な問題について、公平・中立の立場で子供のことを第一に考えてよりよい解決策を提案します。	都	◆学校問題解決サポートセンター ・学校と保護者や地域住民との間で生じた、学校だけでは解決困難な問題について、公平・中立の立場で子供のことを第一に考えてよりよい解決策を提案します。	都
135	教育庁	◆都立学校における取組 ・高等学校や特別支援学校において、児童・生徒の課題等に対して、福祉的な支援を行うことができるようにするため、モデル校を指定し巡回して支援を行うなど、都立学校におけるスクールソーシャルワーカーによる支援・相談・連絡体制等の在り方について検証を行います。	都	◆都立学校「自立支援チーム」派遣事業 ・平成28年度から就労支援や福祉的支援の専門的知識・技術を持つユースソーシャルワーカー等からなる「自立支援チーム」を不登校や中途退学、進路未決定卒業者の課題を多く抱える都立学校を対象に自立支援チームを継続的に派遣し、個に応じた支援を実施しています。 ・また、上記以外の都立学校に対しては、学校からの要請に応じて自立支援チームを派遣し、多様かつ複雑な課題の早期解決に向けた支援を行っています。	都
学校における「いじめ総合対策」の推進					

「東京都子供・若者計画」掲載事業の現在の状況について（令和元年7月1日現在）

資料3

現行の東京都子供・若者計画の記載内容（平成27年8月策定）				現在の状況（令和元年7月1日現在）	
No.	所管局	取組内容	実施主体	現在の取組内容	実施主体
136	教育庁	<p>◆4つのポイント</p> <p>ポイントⅠ 教員の指導力の向上と組織的対応《学校一丸となって取り組む》</p> <p>○個々の教員がいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力に基づいて対応するとともに、学校全体で組織的に対応します。</p> <p>○具体的な取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校いじめ防止基本方針の策定 ・学校いじめ対策委員会の全校設置 ・「いじめ発見のチェックシート」の活用による確実な発見 ・いじめに関する研修の充実 など <p>ポイントⅡ 子供からの声を確実に受け止め、子供を守り通す《被害の子供を守る》</p> <p>○被害の子供からの情報やいじめの兆候を確実に受け止め、安心して学校生活を送ることができるよう、被害の子供を組織的に守り通す取組を徹底して行います。</p> <p>○具体的な取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校いじめ相談メールの実施 ・スクールカウンセラーによる全員面接（小5・中1・高1） ・いじめ実態調査等の実施 ・スクールカウンセラー等を活用したケア ・被害の子供の登下校への付き添い ・加害の子供への組織的・継続的な観察・指導 など 	小・中：区 市町村 高：都	<p>◆いじめ防止等の対策を推進する六つのポイント</p> <p>○ポイント1 軽微ないじめも見逃さない 《教職員の鋭敏な感覚によるいじめの認知》</p> <p>○ポイント2 教員一人で抱え込まず、学校一丸となって取り組む 《「学校いじめ対策委員会」を核とした組織的対応》</p> <p>○ポイント3 相談しやすい雰囲気の中で、いじめから子供を守り通す 《学校教育相談体制の充実》</p> <p>○ポイント4 子供たちが自身が、いじめについて考え行動できるようにする 《いじめの解決に向けて、主体的に行動しようとする態度の育成》</p> <p>○ポイント5 保護者の理解と協力を得て、いじめの解決を図る 《保護者との信頼関係に基づく対応》</p> <p>○ポイント6 社会全体の力を結集し、いじめに対峙する 《地域、関係機関等との連携》</p>	小・中：区市町村 高：都 特：都、区
137	教育庁	<p>ポイントⅢ いじめを見て見ぬふりをせず、声をあげられる学校づくり《周囲の子供に働き掛ける》</p> <p>○学校は、周囲の子供がいじめについて知っているながらも、「言ったら自分がいじめられる」などの不安を抱えていることを直視し、勇気をもって教員等に伝えた子供を守り通すとともに、周囲の子供からの発信を促すため、子供による主体的な取組を支援します。</p> <p>○具体的な取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめに関する授業の実施 ・「いじめ防止カード」の活用 ・児童会・生徒会等による主体的な取組への支援 ・登下校時の付添い等による周囲の子供の安全の確保 など <p>ポイントⅣ 保護者・地域・関係機関との連携《社会総がかりで取り組む》</p> <p>○いじめが複雑化・多様化する中、学校がいじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため、保護者や地域、関係機関との連携が必要です。</p> <p>○具体的な取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校サポートチームの全校設置 ・スクールソーシャルワーカーによる家庭訪問を通じた家庭状況の把握とケア ・学校便りや保護者会の積極的な活用 ・地域人材を活用した登下校時の見守りの実施 ・状況に応じた警察や医療機関、福祉機関等との連携 など 	小・中：区 市町村 高：都	No.136と統合	

「東京都子供・若者計画」掲載事業の現在の状況について（令和元年7月1日現在）

資料3

現行の東京都子供・若者計画の記載内容（平成27年8月策定）				現在の状況（令和元年7月1日現在）	
No.	所管局	取組内容	実施主体	現在の取組内容	実施主体
138	教育庁	<p>◆4つの段階ごとの取組</p> <p>(1)未然防止 ～いじめを生まない、許さない学校づくり～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教員の指導力の向上と学校の組織的対応 ・いじめを防止し、いじめを見て見ぬふりをしないための取組 <p>(2)早期発見 ～いじめを直ちに発見できる学校づくり～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめの「見える化」 <ul style="list-style-type: none"> ①子供の日常生活からいじめの萌芽を素早く察知 ②被害の子供、周囲の子供からのいじめ情報の確実な受信 ・学校いじめ対策委員会によるいじめの確実な発見 ・保護者・地域との連携 <p>(3)早期対応 ～いじめを解決し、繰り返さない学校づくり～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校いじめ対策委員会を核とした対応 ・被害の子供・加害の子供・周囲の子供への取組 ・所管教育委員会・関係機関・保護者・地域との連携 <p>(4)重大事態への対処 ～学校、保護者、地域が一体となって子供を守り通す～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害の子供の保護・ケア ・加害の子供への働き掛け ・所管教育委員会・関係機関・保護者・地域との連携 ・いじめ防止対策推進法に基づく調査 	小・中：区 市町村 高：都	<p>◆四つの段階に応じた具体的な取組</p> <p>1 未然防止 ～いじめを生まない、許さない学校づくり～</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)子供が安心して生活できる学級・学校風土の創出 (2)教職員の意識向上と組織的対応の徹底 (3)いじめを許さない指導の充実 (4)子供が主体的に行動しようとする意識や態度の育成 (5)保護者、地域、関係機関等との共通理解の形成 <p>2 早期発見 ～いじめを初期段階で「見える化」できる学校づくり～</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)「いじめ」の定義の正しい理解に基づく確実な認知 (2)子供の様子から初期段階のいじめを素早く認知 (3)全ての教職員による子供の状況把握 (4)子供たちの訴えを確実に受け止める体制の構築 (5)保護者、地域、関係機関等からの情報提供や通報 <p>3 早期対応 ～いじめを解消し、安心して生活できるようにする学校づくり～</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)「学校いじめ対策委員会」を核とした対応の徹底 (2)被害の子供が感じる心身の苦痛の程度に応じた対応例 (3)加害の子供の行為の重大性の程度に応じた指導例 (4)重大事態につながらないようにするための対応 (5)所管教育委員会への報告及び所管教育委員会による支援 <p>4 重大事態への対処 ～問題を明らかにし、いじめを繰り返さない学校づくり～</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)重大事態発生時の判断 (2)被害の子供の安全確保、不安解消のための支援 (3)加害の子供の更生に向けた指導及び支援 (4)他の保護者、地域、関係機関等との連携による問題解決 (5)いじめ防止対策推進法に基づく調査の実施と結果報告 	小・中：区市町村 高：都
教育委員会の取組					
139	教育庁	<p>◆いじめ防止DVD教材、指導資料の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「STOPいじめ ～あなたは大丈夫？～」 ・「いじめについて考えてみよう ～あなたの周りでのこのようなことはありませんか？」 ・「いじめ問題に対応できる力を育てるために いじめ防止教育プログラム」 	都	<p>◆いじめ防止等の対策の推進に向けた指導資料の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止のための「学習プログラム」 <ul style="list-style-type: none"> 1 いじめをしない、させない、許さないための意識の醸成 2 互いの個性の理解 3 望ましい人間関係の構築 4 規範意識の醸成 ○いじめ問題解決のための「教員研修プログラム」の作成 <ul style="list-style-type: none"> 1 「いじめ」の定義の確実な理解 2 「学校いじめ防止基本方針」に基づく確実な取組の推進 3 いじめ問題の解消に向けた組織的な取組 4 いじめを生まない環境づくり 5 いじめの未然防止に向けた関係機関等との連携 6 「いじめ」の定義に基づくいじめの認知 7 いじめの早期発見のための情報共有 8 いじめの解消に向けて効果のあった取組 	都
140	教育庁	<p>◆「いじめ等の問題解決支援チーム」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校だけでは解決困難な緊急性の高いいじめ等の問題に対し、少人数の専門家等による支援チームを結成し、学校や教育委員会等からの相談に対応します。 	都	<p>◆「いじめ等の問題解決支援チーム」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校だけでは解決困難な緊急性の高いいじめ等の問題に対し、少人数の専門家等による支援チームを結成し、学校や教育委員会等からの相談に対応します。 	都

「東京都子供・若者計画」掲載事業の現在の状況について（令和元年7月1日現在）

資料3

現行の東京都子供・若者計画の記載内容（平成27年8月策定）				現在の状況（令和元年7月1日現在）	
No.	所管局	取組内容	実施主体	現在の取組内容	実施主体
141	教育庁	<p>◆「いじめ問題対策連絡協議会」 次の事項について協議します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都、区市町村又は学校におけるいじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策の推進に関する事項 ・いじめの防止等に関する機関及び団体の連携に関する事項 ・その他いじめの防止等のための対策の推進に必要な事項 	都	<p>◆「東京都いじめ問題対策連絡協議会」 次の事項について協議します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都、区市町村又は学校におけるいじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策の推進に関する事項 ・いじめの防止等に関する機関及び団体の連携に関する事項 ・その他いじめの防止等のための対策の推進に必要な事項 	都
142	教育庁	<p>◆「東京都教育委員会いじめ問題対策委員会」 ・都教育委員会の諮問に応じ、都及び区市町村の教育委員会並びに公立学校のいじめの防止等のための対策の推進について調査審議し、答申します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会及び公立学校のいじめ防止等のための対策の推進について、必要があると認めるときは、都教育委員会に意見を述べるすることができます。 ・都立学校においていじめ防止対策推進法に規定する重大事態が発生した場合には、調査を行い、その結果を都教育委員会に報告します。 	都	<p>◆「東京都教育委員会いじめ問題対策委員会」 ・都教育委員会の諮問に応じ、都及び区市町村の教育委員会並びに公立学校のいじめの防止等のための対策の推進について調査審議し、答申します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会及び公立学校のいじめ防止等のための対策の推進について、必要があると認めるときは、都教育委員会に意見を述べるすることができます。 ・都立学校においていじめ防止対策推進法に規定する重大事態が発生した場合には、調査を行い、その結果を都教育委員会に報告します。 	都
1-（2）不登校・中途退学					
相談・支援体制					
143	教育庁 (再掲 No.131)	<p>◆「スクールカウンセラー」の全校配置（小・中・高等学校） ・不登校や中途退学の未然防止に向けた支援を行うため、スクールカウンセラーが心理の専門家の立場から、児童・生徒や保護者等からの相談に対応しています。</p>	小・中：区 市町村 高：都	<p>◆「スクールカウンセラー」の全校配置（小・中・高等学校） ・不登校や中途退学の未然防止に向けた支援を行うため、スクールカウンセラーが心理の専門家の立場から、児童・生徒や保護者等からの相談に対応しています。</p>	小・中：区市町村 高：都
144	教育庁 (再掲 No.132)	<p>◆「スクールソーシャルワーカー」や「家庭と子供の支援員」による支援（小・中学校） ・学校だけでは解決しない小・中学生の不登校問題の解決を図るため、スクールソーシャルワーカーが、社会福祉の面から児童・生徒が置かれた環境へ働き掛けるなど、関係機関とのネットワークを活用した支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭と子供の支援員（民生・児童委員、保護司、青少年委員、教員OB、警察官OB、心理学系大学生など）が家庭訪問を通して児童・生徒に直接関わるとともに、保護者からの相談にも応じます。 	区市町村	<p>◆「スクールソーシャルワーカー」や「家庭と子供の支援員」による支援（小・中学校） ・学校だけでは解決しない小・中学生の不登校問題の解決を図るため、スクールソーシャルワーカーが、社会福祉の面から児童・生徒が置かれた環境へ働き掛けるなど、関係機関とのネットワークを活用した支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭と子供の支援員（民生・児童委員、保護司、青少年委員、教員OB、警察官OB、心理学系大学生など）が家庭訪問を通して児童・生徒に直接関わるとともに、保護者からの相談にも応じます。 	区市町村

「東京都子供・若者計画」掲載事業の現在の状況について（令和元年7月1日現在）

資料3

現行の東京都子供・若者計画の記載内容（平成27年8月策定）				現在の状況（令和元年7月1日現在）	
No.	所管局	取組内容	実施主体	現在の取組内容	実施主体
145	教育庁	<p>◆都立高校中途退学者未然防止と中途退学者等への進路支援事業（モデル事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都立高校における中途退学者及び進路未決定卒業者を次の社会の受け皿に円滑につなげるため、就労支援機関や若者支援機関と連携し、中途退学の未然防止や中途退学者等に対する進路支援等を行います。 (1) ユース・アドバイザーの活用 <ul style="list-style-type: none"> ・都立高校の中途退学者をより一層減少させるため、専門人材からなる「進路指導支援チーム（仮称）」を都立高校に派遣し、学校の取組を支援します。 (2) ハローワークとの連携 <ul style="list-style-type: none"> ・在学中からの切れ目のない支援をハローワーク等の関係機関とも連携して行い、将来の社会的・職業的自立につなげます。 (3) 「個に応じた支援」 <ul style="list-style-type: none"> ・中途退学未然防止及び中途退学者への切れ目のない支援を効果的に実施するため、個に応じた支援アプローチの手法を開拓します。 	都	<p>◆都立学校「自立支援チーム」派遣事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度から就労支援や福祉の支援の専門的知識・技術を持つユースソーシャルワーカー等からなる「自立支援チーム」を不登校や中途退学、進路未決定卒業者の課題を多く抱える都立学校を対象に自立支援チームを継続的に派遣し、個に応じた支援を実施しています。 ・上記以外の都立学校に対しては、学校からの要請に応じて自立支援チームを派遣し、多様かつ複雑な課題の早期解決に向けた支援を行っています。 ・また、就労支援機関や若者支援機関と連携し生徒等の自立に向けた支援を行っています。 ◆NPO等と連携した学びのセーフティネット事業 <ul style="list-style-type: none"> ・不登校等、高校生活に困難を抱えている生徒や都立高校中途退学者等に対して、NPO等と連携した支援を行っています。 	都
146	教育庁	<p>◆教育相談センターにおける個別相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不登校の児童・生徒やその保護者に対して、学校復帰等に向けた支援を行うため、来所や電話による個別相談を実施します。 	都	<p>◆教育相談センターにおける個別相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不登校の児童・生徒やその保護者に対して、学校復帰等に向けた支援を行うため、来所や電話による個別相談を実施します。 	都
147	教育庁	<p>◆「青少年リスタートプレイス」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高等学校中途退学者、高等学校への就学経験のない者、進路選択を控えた不登校の中学生の就学等を支援するため、都教育相談センター内に「青少年リスタートプレイス」を設置しており、子供やその保護者に対する相談や助言を行います。 (1) 電話相談・来所相談 <ul style="list-style-type: none"> ・都立学校への入学・転学・編入学等に関する相談に応じます。 (2) リスタート登録 <ul style="list-style-type: none"> ・登録をした人には定期的に「リスタート通信」を送付し、進路に関する情報の提供を行います。 (3) 進路相談会 <ul style="list-style-type: none"> ・都立高等学校への入学についての個別相談を通して、具体的な情報を提供し、適切な進路選択を支援します。 (4) つどい <ul style="list-style-type: none"> ・アドバイザーからの助言を含め、心と身体のこと、就学に係る制度のこと、将来のことなどについて考え、語り合う場を提供します。 (5) 就学サポート <ul style="list-style-type: none"> ・高等学校中途退学者等、現に学校に学籍がない者に対し、進路に関する面談を計画的、継続的に実施し、都立高等学校への就学等に向けたきめ細やかな支援を行います。 	都	<p>◆「青少年リスタートプレイス」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高等学校中途退学者、高等学校への就学経験のない者、進路選択を控えた不登校の中学生の就学等を支援するため、都教育相談センター内に「青少年リスタートプレイス」を設置しており、子供やその保護者に対する相談や助言を行います。 (1) 電話相談・来所相談 <ul style="list-style-type: none"> ・都立学校への入学・転学・編入学等に関する相談に応じます。 (2) リスタート登録 <ul style="list-style-type: none"> ・登録をした人には定期的に「リスタート通信」を送付し、進路に関する情報の提供を行います。 (3) 進路相談会 <ul style="list-style-type: none"> ・都立高等学校への入学についての個別相談を通して、具体的な情報を提供し、適切な進路選択を支援します。 (4) つどい <ul style="list-style-type: none"> ・アドバイザーからの助言を含め、心と身体のこと、就学に係る制度のこと、将来のことなどについて考え、語り合う場を提供します。 (5) 就学サポート <ul style="list-style-type: none"> ・高等学校中途退学者等、現に学校に学籍がない者に対し、進路に関する面談を計画的、継続的に実施し、都立高等学校への就学等に向けたきめ細やかな支援を行います。 	都
148	教育庁	<p>◆定時制高校における中途退学未然防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定時制課程1学年を対象に専門家を学校に派遣し、グループエンカウンターなど人間関係づくりを行う活動を行い、学校や学級への帰属意識を高め、中途退学の防止に取り組みます。 	都	<p>◆定時制高校における中途退学未然防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度より定時制課程（55校）に在籍する1学年生徒に講師が生徒を対象にエンカウンタープログラムを実施しています。 ・平成30年度までは年3回実施していたところ、令和元年度より2年2回で実施します。 	都

「東京都子供・若者計画」掲載事業の現在の状況について（令和元年7月1日現在）

資料3

現行の東京都子供・若者計画の記載内容（平成27年8月策定）				現在の状況（令和元年7月1日現在）	
No.	所管局	取組内容	実施主体	現在の取組内容	実施主体
149	教育庁	◆「不登校・若者自立支援フォーラム」の開催 ・不登校の児童・生徒や保護者、教員、教育相談担当者等を対象として、フォーラムを開催し、不登校を克服した人の話や不登校を具体的に解消した具体的な事例を紹介し、学校復帰や社会的自立に向けた支援の充実と、関係者の連携を推進しています。	都	◆「令和元年度児童・生徒支援フォーラム～不登校への適切な支援に向けて～」の開催 ・不登校の児童・生徒や保護者、教員、教育相談担当者等を対象として、フォーラムを開催します。内容は、不登校を生まない魅力ある学校づくりに関する講演や不登校児童・生徒等を支援している方によるパネルディスカッションを計画しています。	都
学び直しの支援					
150	教育庁 (再掲 No.20)	◆チャレンジスクール ・小中学校での不登校や高校での中途退学を経験した生徒など、能力や適性を十分に生かし切れなかった生徒が自分の目標を見つけてチャレンジすることを応援する定時制課程総合学科の高等学校です。	都	◆チャレンジスクール ・小中学校での不登校や高校での中途退学を経験した生徒など、能力や適性を十分に生かし切れなかった生徒が自分の目標を見つけてチャレンジすることを応援する定時制課程総合学科の高等学校です。	都
151	教育庁 (再掲 No.21)	◆エンカレッジスクール ・「個に応じた指導と分かる授業」により、小中学校で十分能力を発揮できなかった生徒のやる気を育て、頑張りを励まし、応援する全日制課程の高等学校です。普通科の外、工業科にも設置しています。	都	◆エンカレッジスクール ・「個に応じた指導と分かる授業」により、小中学校で十分能力を発揮できなかった生徒のやる気を育て、頑張りを励まし、応援する全日制課程の高等学校です。普通科の外、工業科にも設置しています。	都
152	教育庁	◆単位制高校（多様な学習型） ・幅広い選択科目を設置し、学年の枠に捉われず、自分の能力・適性、興味・関心、進路等に応じた多様な学習ができます。	都	◆単位制高校（多様な学習型） ・幅広い選択科目を設置し、学年の枠に捉われず、自分の能力・適性、興味・関心、進路等に応じた多様な学習ができます。	都
1-（3）障害のある子供・若者への支援					
障害児支援の充実					
153	福祉保健局	◆児童発達支援センターの設置促進・運営の支援（障害者施策推進区市町村包括補助事業を含む。） ・地域における障害児支援の中核的施設として、児童発達支援を提供するとともに、地域の障害児やその家族、障害児が通う他の施設・事業所等に対し、専門的な支援を行う「児童発達支援センター」の設置を促進します。 ・また、児童発達支援センター等の職員が保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行う保育所等訪問支援などを活用して、一般的な子育て支援施設における障害児の受け入れを促進します。	区市町村	◆児童発達支援センターの設置促進・運営の支援（障害者施策推進区市町村包括補助事業を含む。） ・地域における障害児支援の中核的施設として、児童発達支援を提供するとともに、地域の障害児やその家族、障害児が通う他の施設・事業所等に対し、専門的な支援を行う「児童発達支援センター」が、各区市町村に少なくとも1か所以上設置されるよう、整備を促進します。	区市町村
新規	福祉保健局			◆保育所等訪問支援の設置促進・運営の支援（障害者施策推進区市町村包括補助事業） ・保育所等訪問支援を全ての区市町村において利用できる体制を構築し、障害児が集団生活に適応するための専門的な支援を行うことにより、保育所等の一般的な子育て支援施設における障害児の受け入れを促進します。	区市町村
154	福祉保健局	◆障害児保育を行う区市町村や事業者への支援 ・障害児やアレルギー児などの、特に配慮が必要な児童に対する保育の充実を図るため、地域の実情に応じて保育サービスの向上に取り組む区市町村や事業者を支援します。	区市町村	◆障害児保育を行う区市町村や事業者への支援 ・障害児やアレルギー児などの、特に配慮が必要な児童に対する保育の充実を図るため、地域の実情に応じて保育サービスの向上に取り組む区市町村や事業者を支援します。	区市町村

「東京都子供・若者計画」掲載事業の現在の状況について（令和元年7月1日現在）

資料3

現行の東京都子供・若者計画の記載内容（平成27年8月策定）				現在の状況（令和元年7月1日現在）	
No.	所管局	取組内容	実施主体	現在の取組内容	実施主体
155	教育庁	<p>◆早期教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・聴覚に障害のある乳幼児の発達を促すため、幼稚部を設置している都立聴覚障害特別支援学校で教育相談の一部として早期乳幼児指導を実施しています。 ・医師、言語聴覚士、臨床心理士等の専門家を導入し、個別指導プログラムの作成やケースカンファレンスを通じて担当教職員に専門的見地からの助言を行います。 	都	<p>◆早期教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚部を設置している都立聴覚障害特別支援学校で教育相談の一部として早期乳幼児指導を実施しています。 ・また、担当教職員に対して、医師、言語聴覚士、臨床心理士等の専門家による専門的見地からの助言を行っています。 	都
156	福祉保健局	<p>◆学童クラブ事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学童クラブにおいて、障害のある子供を受け入れるために必要な経費を支援しています。 	区市町村	<p>◆学童クラブ事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学童クラブにおいて、障害のある子供を受け入れるために必要な経費を支援しています。 	区市町村
157	福祉保健局	<p>◆手当の支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・心身障害児のいる家庭に対しては、特別児童扶養手当（国）、障害児福祉手当（国）、重度心身障害者手当（都）、児童育成手当（障害手当）（都）があります。 	都	<p>◆手当の支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・心身障害児のいる家庭に対しては、特別児童扶養手当（国）、障害児福祉手当（国）、重度心身障害者手当（都）、児童育成手当（障害手当）（都）があります。 	都
特別支援教育の充実					
158	教育庁	<p>◆就学相談の充実（東京都特別支援教育推進室）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京都特別支援教育推進室が都の特別支援教育を推進する中核としての役割を担い、「就学・入学相談機能」、「情報提供機能」、「理解啓発機能」、「関係機関の連携調整機能」を備えています。 	都	<p>◆就学相談の充実（東京都特別支援教育推進室）</p> <p>就学相談の件数が増加し、相談内容が複雑化・多様化している状況にあつて、幼児・児童・生徒一人一人の適切な就学を図るため、就学相談の基本的な考え方や流れ等を説明した「就学相談の手引き」を発行するとともに、区市町村教育委員会の就学相談担当者向けの説明会や早期支援・早期連携を円滑に進めるために就学前機関職員向けの講習会等を実施し、最新の資料及び専門性向上に資する情報提供を図っています。</p>	都
159	教育庁 総務局	<p>◆高等学校等への受入れ体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都立高校等の校舎においては、改築や大規模改修の際に「東京都福祉のまちづくり条例」及び「高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例」に基づいた整備を行います。 ・障害のある生徒の入学状況を把握し、学校生活に支障がないよう、必要に応じて簡易的なバリアフリー改修工事を実施しています。 ①エレベーターの新設（新築、改築、大規模改修の際に限る）、②校舎内外の段差解消、③障害者トイレの設置、④廊下・階段の手摺新設、⑤非常用スロープ階段の新設、⑥出入口の扉改造等） 	都 公立大学法人 首都大学 東京（都立 産業技術高等 専門学校）	<p>◆高等学校等への受入れ体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都立高校等の校舎においては、改築や大規模改修の際に「東京都福祉のまちづくり条例」及び「高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例」に基づいた整備を行います。 ・障害のある生徒の入学状況を把握し、学校生活に支障がないよう、必要に応じて簡易的なバリアフリー改修工事を実施しています。 ①エレベーターの新設（新築、改築、大規模改修の際に限る）、②校舎内外の段差解消、③障害者トイレの設置、④廊下・階段の手摺新設、⑤非常用スロープ階段の新設、⑥出入口の扉改造等） 	都
160	教育庁	<p>◆都立特別支援学校の適正な規模と配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京都特別支援教育推進計画に基づき、新たなタイプの学校として生徒全員の企業就労を目指す高等部就業技術科・職能開発科や複数の障害教育部門を併置する学校の設置を進めます。 ・あわせて、都立知的障害特別支援学校の在籍者の増加に対応するため、都立特別支援学校の規模と配置の適正化を推進するとともに、社会状況の変化に適切に対応できるよう、都立特別支援学校に必要な教育環境の向上に取り組みます。 	都	<p>◆都立特別支援学校の適正な規模と配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京都特別支援教育推進計画に基づき、新たなタイプの学校として生徒全員の企業就労を目指す高等部就業技術科・職能開発科や複数の障害教育部門を併置する学校の設置を進めます。 ・あわせて、都立知的障害特別支援学校の在籍者の増加に対応するため、都立特別支援学校の規模と配置の適正化を推進するとともに、社会状況の変化に適切に対応できるよう、都立特別支援学校に必要な教育環境の向上に取り組みます。 	都

「東京都子供・若者計画」掲載事業の現在の状況について（令和元年7月1日現在）

資料3

現行の東京都子供・若者計画の記載内容（平成27年8月策定）				現在の状況（令和元年7月1日現在）	
No.	所管局	取組内容	実施主体	現在の取組内容	実施主体
161	教育庁	<p>◆都立特別支援学校における外部専門家の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都立肢体不自由特別支援学校に、教員、看護師、学校介護職員（介護の専門家）、外部専門家（理学療法士等）などが連携するチーム・アプローチにより、教員が授業づくりに専念できる体制を整備し、児童・生徒の障害の状態に対応した指導の充実を図ります。 ・都立知的障害特別支援学校において、児童・生徒の社会的自立に向けた指導の充実と教員の専門性の向上を図るため、外部専門家を導入します。 	都	<p>◆都立特別支援学校における外部専門家の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都立肢体不自由特別支援学校に、教員、看護師、学校介護職員（介護の専門家）、外部専門家（理学療法士等）などが連携するチーム・アプローチにより、教員が授業づくりに専念できる体制を整備し、児童・生徒の障害の状態に対応した指導の充実を図ります。 ・都立知的障害特別支援学校において、児童・生徒の社会的自立に向けた指導の充実と教員の専門性の向上を図るため、外部専門家を導入します。 	都
162	教育庁	<p>◆特別支援教育の理解啓発の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都内に3所ある学校経営支援センターを拠点として地域に密着した理解啓発行事を実施（年1回）し、障害のある児童・生徒等が地域の人々に働きかけ、情報の発信をし、自らの考えを発表し、主張する場を設定することを通じて、障害のある児童・生徒等一人一人が地域社会で自立できる力を培うとともに、広く都民に対して特別支援教育の理解啓発を行います。 	都	<p>◆特別支援教育の理解啓発の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各学校経営支援センターによる理解啓発行事を年1回実施しています。 	都
163	生活文化局	<p>◆私立特別支援学校等における特別支援教育への助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私立学校における特別支援教育の振興を図るため、私立特別支援学校、特別支援学級を置く私立小・中学校、障害のある幼児・生徒が在籍する私立幼稚園及び私立専修学校高等課程の設置者に対して助成しています。 	都	<p>◆私立特別支援学校等における特別支援教育への助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私立学校における特別支援教育の振興を図るため、私立特別支援学校、特別支援学級を置く私立小・中学校、障害のある幼児・生徒が在籍する私立幼稚園及び私立専修学校高等課程の設置者に対して助成しています。 	都
発達障害等のある子供・若者への支援					
164	教育庁	<p>◆小・中学校及び高等学校における特別支援教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校段階ごとの取組に加え、発達障害に関する理解促進を含めて、発達障害教育の課題と必要な施策について検討し、小・中、高等学校それぞれの段階を通じて、児童・生徒一人一人がその能力を最大限伸ばしていけるよう、総合的な計画※を策定します。※「東京都発達障害教育推進計画（仮称）」 	都 区市町村	<p>◆小・中学校及び高等学校における特別支援教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校段階ごとの取組に加え、発達障害に関する理解促進を含めて、発達障害教育の課題と必要な施策について検討し、小・中、高等学校それぞれの段階を通じて、児童・生徒一人一人がその能力を最大限伸ばしていけるよう、「東京都発達障害教育推進計画」を平成29年3月に策定しています。 	都 区市町村
165	教育庁	<p>【小・中学校】</p> <p>(1) 発達障害の児童が在籍校・在籍学級において適切な指導・支援を受けられるよう全ての公立小学校への「特別支援教室」の円滑な導入に向け、区市町村を支援します。</p> <p>(2) 小・中学校の通常の学級に在籍する発達障害の児童・生徒を支援する専門家等の活用についての研究を行います。</p>	都 区市町村	<p>【小・中学校】</p> <p>(1) 発達障害の児童が在籍校・在籍学級において適切な指導・支援を受けられるよう全ての公立小学校への「特別支援教室」の円滑な導入に向け、区市町村を支援します。（小学校については平成30年4月に全校で導入）</p> <p>(2) 小・中学校の通常の学級に在籍する発達障害の児童・生徒を支援する専門家等の活用についての研究を行いました。</p>	都 区市町村
166	教育庁	<p>【高等学校】</p> <p>(1) 全ての都立高等学校等で特別支援教育を充実するため、特別支援教育コーディネーターの研修や協議会を充実し、関係機関・専門家等との適切な連絡調整や校内の特別支援教育に関する委員会の円滑な実施等を支援します。</p> <p>(2) 都立高等学校等に在籍する発達障害の生徒を支援する専門家等の活用についての研究を行います。</p> <p>(3) 都立高等学校等からの要請に応じて、心理の専門家を巡回相談に派遣しています。</p>	都	<p>【高等学校】</p> <p>(1) 全ての都立高等学校等で特別支援教育を充実するため、特別支援教育コーディネーターの研修や協議会を充実し、関係機関・専門家等との適切な連絡調整や校内の特別支援教育に関する委員会の円滑な実施等を支援します。</p> <p>(2) 都立高等学校等に在籍する発達障害の生徒を支援する専門家等の活用についての研究を行いました。</p> <p>(3) 都立高等学校等からの要請に応じて、心理の専門家を巡回相談に派遣しています。</p>	都

「東京都子供・若者計画」掲載事業の現在の状況について（令和元年7月1日現在）

資料3

現行の東京都子供・若者計画の記載内容（平成27年8月策定）				現在の状況（令和元年7月1日現在）	
No.	所管局	取組内容	実施主体	現在の取組内容	実施主体
167	福祉保健局	<p>◆発達障害者支援センターの運営（東京都地域生活支援事業）</p> <p>・発達障害児（者）及びその家族に対する支援を総合的に行う地域の拠点として、発達障害に関する各般の問題について発達障害児（者）及びその家族からの相談に応じ、適切な指導又は助言を行うとともに、関係施設との連携強化等により、発達障害児（者）に対する地域における総合的な支援体制の整備を推進します。</p> <p>（対象）自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能の障害であつて、その症状が通常低年齢で発現する者のうち、言語の障害、協調運動の障害その他心理的発達の障害並びに行動及び情緒の障害を有する障害児（者）及びその家族</p>	都	<p>◆発達障害者支援センターの運営（東京都地域生活支援事業）</p> <p>・発達障害児（者）及びその家族に対する支援を総合的に行う地域の拠点として、発達障害に関する各般の問題について発達障害児（者）及びその家族からの相談に応じ、適切な指導又は助言を行うとともに、関係施設との連携強化等により、発達障害児（者）に対する地域における総合的な支援体制の整備を推進します。</p> <p>（対象）自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能の障害であつて、その症状が通常低年齢で発現する者のうち、言語の障害、協調運動の障害その他心理的発達の障害並びに行動及び情緒の障害を有する障害児（者）及びその家族</p>	都
168	教育庁	<p>◆区市町村との連携体制の構築</p> <p>(1)「エリア・ネットワーク」の定着</p> <p>・都立及び区立の知的障害特別支援学校小・中学部設置校を「エリア・ネットワーク」のセンター校に指定し、区市町村における特別支援教育の取組を支援していきます。</p> <p>・発達障害を含む障害のある幼児・児童・生徒や保護者に対して、総合的な支援を行うための地域性と専門性を備えたシステムである「エリア・ネットワーク」を定着させ、特別支援学校と区市町村の保健、福祉、労働の関係機関との緊密な連携の充実を図っていきます。</p> <p>(2)都立特別支援学校のセンター的機能の発揮</p> <p>・都立特別支援学校の地域における特別支援教育のセンター的機能として、幼稚園や小・中学校等への支援、特別支援教育に関する相談・情報提供、幼稚園や小・中学校等の教職員に対する研修協力、障害児（者）の理解啓発、地域の障害のある幼児・児童・生徒への施設設備等の提供などの機能を発揮し、地域における特別支援教育を推進していきます。</p>	都 区市町村	<p>◆区市町村との連携体制の構築</p> <p>(1)「エリア・ネットワーク」の定着</p> <p>・都立及び区立の知的障害特別支援学校小・中学部設置校を「エリア・ネットワーク」のセンター校に指定し、区市町村における特別支援教育の取組を支援していきます。</p> <p>・発達障害を含む障害のある幼児・児童・生徒や保護者に対して、総合的な支援を行うための地域性と専門性を備えたシステムである「エリア・ネットワーク」を定着させ、特別支援学校と区市町村の保健、福祉、労働の関係機関との緊密な連携の充実を図っていきます。</p> <p>(2)都立特別支援学校のセンター的機能の発揮</p> <p>・都立特別支援学校の地域における特別支援教育のセンター的機能として、幼稚園や小・中学校等への支援、特別支援教育に関する相談・情報提供、幼稚園や小・中学校等の教職員に対する研修協力、障害児（者）の理解啓発、地域の障害のある幼児・児童・生徒への施設設備等の提供などの機能を発揮し、地域における特別支援教育を推進していきます。</p>	都 区市町村
職業教育の充実					
169	教育庁	<p>◆特別支援学校における就労支援</p> <p>・都立特別支援学校生徒の自立と社会参加を目指し、都立特別支援学校を卒業する生徒の一層の企業就労を促進するための事業を展開していきます。</p> <p>(1)民間の活力による企業開拓等</p> <p>・民間の活力を導入し、産業現場等における実習先や雇用先の開拓及び確保を行うとともに、高等部を設置する都立特別支援学校において開拓した企業情報を活用し、就労支援体制の充実を図ります。</p> <p>(2)企業向けセミナーの実施</p> <p>・企業に対し、障害者雇用への理解啓発、雇用、就業体験の受入れの協力を求めるため、セミナーを実施します。</p> <p>(3)広域特別支援連携協議会（「就学支援部会」及び「就労支援部会」）</p> <p>・児童・生徒のライフステージに応じた効果的な支援を実現するため、各関係機関相互の連絡・調整や区市町村の関係部署との連絡・調整を行うことを目的として設置し、地域における特別支援教育推進のための連携体制づくりを進めています。</p>	都	<p>◆特別支援学校における就労支援</p> <p>・都立特別支援学校生徒の自立と社会参加を目指し、都立特別支援学校を卒業する生徒の一層の企業就労を促進するための事業を展開していきます。</p> <p>(1)民間の活力による企業開拓等</p> <p>・民間の活力を導入し、産業現場等における実習先や雇用先の開拓及び確保を行うとともに、高等部を設置する都立特別支援学校において開拓した企業情報を活用し、就労支援体制の充実を図ります。</p> <p>(2)企業向けセミナーの実施</p> <p>・企業に対し、障害者雇用への理解啓発、雇用、就業体験の受入れの協力を求めるため、セミナーを実施します。</p> <p>(3)広域特別支援連携協議会（「就学支援部会」及び「就労支援部会」）</p> <p>・児童・生徒のライフステージに応じた効果的な支援を実現するため、各関係機関相互の連絡・調整や区市町村の関係部署との連絡・調整を行うことを目的として設置し、地域における特別支援教育推進のための連携体制づくりを進めています。</p>	都

「東京都子供・若者計画」掲載事業の現在の状況について（令和元年7月1日現在）

資料3

現行の東京都子供・若者計画の記載内容（平成27年8月策定）				現在の状況（令和元年7月1日現在）	
No.	所管局	取組内容	実施主体	現在の取組内容	実施主体
170	教育庁	◆高等部職能開発科の設置 ・知的障害が軽度から中度の生徒を対象とした高等部職能開発科を設置します。	都	◆高等部職能開発科の設置 ・知的障害が軽度から中度の生徒を対象とした高等部職能開発科を設置します。	都
一般就労に向けた支援の充実・強化					
171	福祉保健局	◆区市町村障害者就労支援事業（障害者施策推進区市町村包括補助事業） ・障害者の一般就労の機会を広げるとともに、障害者が安心して働き続けられるよう、身近な地域において就労面と生活面の支援を一体的に提供する就労支援機関の設置を進めていきます。 ・福祉施設への働きかけ等を通じた就労希望者の掘り起こしと企業に障害者就労への意識付けを行う「地域開拓促進コーディネーター」の配置を促進します。	区市町村	◆区市町村障害者就労支援事業（障害者施策推進区市町村包括補助事業） ・障害者の一般就労の機会を広げるとともに、障害者が安心して働き続けられるよう、身近な地域において就労面と生活面の支援を一体的に提供する就労支援機関の設置を進めていきます。 ・福祉施設への働きかけ等を通じた就労希望者の掘り起こしと企業に障害者就労への意識付けを行う「地域開拓促進コーディネーター」の配置を促進します。	区市町村
172	産業労働局 福祉保健局	◆障害者就業・生活支援センター事業 ・障害者雇用促進法に基づき、障害者の職業生活における自立を図るため、福祉部門と雇用部門の連携により、生活面の支援と就業面の支援を一体的・継続的に行う「障害者就業・生活支援センター」を設置し、運営を支援しています。	都国（東京労働局）	◆障害者就業・生活支援センター事業 ・障害者雇用促進法に基づき、障害者の職業生活における自立を図るため、福祉部門と雇用部門の連携により、生活面の支援と就業面の支援を一体的・継続的に行う「障害者就業・生活支援センター」を設置し、運営を支援しています。	都国（東京労働局）
雇用の場と機会の提供					
173	福祉保健局	◆障害者による地域緑化推進事業（障害者施策推進区市町村包括補助事業） ・区市町村が、障害者就労支援の一環として、公園等の公共空間における植栽や屋上緑化など、都内の緑を創出する事業に取り組むことを支援します。	区市町村	◆障害者による地域緑化推進事業（障害者施策推進区市町村包括補助事業） ・区市町村が、障害者就労支援の一環として、公園等の公共空間における植栽や屋上緑化など、都内の緑を創出する事業に取り組むことを支援します。	区市町村
多様な職業訓練・職場実習の機会の提供					
174	産業労働局	◆東京障害者職業能力開発校における障害者職業訓練の実施 ・職業能力開発センターで訓練を受けることが困難な身体障害者、精神障害者、発達障害者及び知的障害者の職業訓練を実施しています。	都	◆東京障害者職業能力開発校における障害者職業訓練の実施 ・職業能力開発センターで訓練を受けることが困難な身体障害者、精神障害者、発達障害者及び知的障害者の職業訓練を実施しています。	都
175	産業労働局	◆障害者職業訓練の地域展開 ・身近な地域での受講機会の拡大を図るため、一般の職業能力開発センターにおいて障害者を対象とした訓練科目を実施します。（城東職業能力開発センター、城南職業能力開発センター、中央・城北職業能力開発センター板橋校）	都	◆障害者職業訓練の地域展開 ・身近な地域での受講機会の拡大を図るため、一般の職業能力開発センターにおいて障害者を対象とした訓練科目を実施します。（城東職業能力開発センター、城南職業能力開発センター、中央・城北職業能力開発センター板橋校）	都
176	産業労働局	◆障害者の態様に応じた多様な委託訓練の実施 ・雇用・就業を希望する障害者の増大に対応し、多様な委託先を活用した委託訓練を実施し、身近な地域での障害者の職業訓練機会の拡充を図り、障害者の雇用を促進します。	都	◆障害者の多様なニーズに対応した委託訓練の実施 ・雇用・就業を希望する障害者の増大に対応し、多様な委託先を活用した委託訓練を実施し、身近な地域での障害者の職業訓練機会の拡充を図り、障害者の雇用を促進します。	都
177	福祉保健局	◆企業就労意欲促進事業（障害者施策推進区市町村包括補助事業） ・福祉施設等から職場実習等により障害者を受け入れるために必要な企業内の設備の整備等に要する経費の一部を補助することにより、受入先を確保し、一般就労への移行を促進します。	区市町村	事業終了	区市町村

「東京都子供・若者計画」掲載事業の現在の状況について（令和元年7月1日現在）

資料3

現行の東京都子供・若者計画の記載内容（平成27年8月策定）				現在の状況（令和元年7月1日現在）	
No.	所管局	取組内容	実施主体	現在の取組内容	実施主体
178	福祉保健局	◆精神障害者社会適応訓練事業 ・精神障害者の回復途上者で就労が困難なものに対し、障害を軽減させ職場適応を促すため、実際の職場において生活指導及び社会適応訓練を行います。	都	◆精神障害者社会適応訓練事業 ・回復途上で就労が困難な精神障害者に対し、障害を軽減させ職場適応を促すため、実際の職場において生活指導及び社会適応訓練を行います。	都
179	福祉保健局	◆重度身体障害者在宅パソコン講習事業 ・在宅の重度身体障害者を対象にインターネット等を利用して在宅のままでプログラミングの技術を習得させることにより、パソコンを利用したコミュニケーションや在宅就労の機会を提供するなど、在宅の重度身体障害者の社会参加を促進します。	都	◆重度身体障害者在宅パソコン講習事業 ・在宅の重度身体障害者を対象にインターネット等を利用して在宅のままでプログラミングの技術を習得させることにより、パソコンを利用したコミュニケーションや在宅就労を推進するなど、在宅の重度身体障害者の社会参加を支援します。	都
雇用促進に向けた企業への支援策					
180	産業労働局	◆東京しごとセンター・障害者就業支援事業 ・「東京しごとセンター」では、障害者就業支援情報コーナーにおいて、障害者就業に関する各種支援事業など情報提供を行います。 ・また、普及啓発のためのセミナーや、中小企業を対象にした障害者雇用に必要な知識やノウハウ等の提供、障害者の職場定着を支援する東京ジョブコーチ支援事業などの各種支援事業を実施します。	都	◆東京しごとセンター・障害者就業支援事業 ・「東京しごとセンター」では、障害者就業支援情報コーナーにおいて、障害者就業に関する各種支援事業など情報提供を行います。 ・また、普及啓発のためのセミナーや、中小企業を対象にした障害者雇用に必要な知識やノウハウ等の提供、障害者の職場定着を支援する東京ジョブコーチ支援事業などの各種支援事業を実施します。	都
181	—	◆ハローワーク ・更なる障害者雇用の促進が必要な中小企業に重点を置いた事業主指導を展開するとともに、特定求職者雇用開発助成金等の支給などにより、障害者雇用に取り組む企業を支援します。 ・各地域において、ハローワークが中心となり、障害者就労支援機関がチームを組み、個別の障害者の実情に応じた就職支援を行います。 ・障害特性に応じたきめ細かい支援の実施 (1)精神障害者 ・全ハローワークに精神障害者雇用トータルサポーターを配置し、職業カウンセリング等の専門的支援を行うほか、東京障害者職業センター、障害者・就労支援センター、その他の地域の就労支援機関、医療機関等と連携した継続的支援を実施します。 (2)発達障害者、難治性疾患患者 ・東京都発達障害者支援センター、東京都難病相談・支援センター、東京障害者職業センター等関係機関と連携し、事業主の理解推進を図ります。 ・ジョブコーチ支援、発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金等を活用して就職促進を図ります。	国（東京労働局）	◆ハローワーク ・更なる障害者雇用の促進が必要な中小企業に重点を置いた事業主指導を展開するとともに、特定求職者雇用開発助成金等の支給などにより、障害者雇用に取り組む企業を支援します。 ・各地域において、ハローワークが中心となり、障害者就労支援機関がチームを組み、個別の障害者の実情に応じた就職支援を行います。 ・障害特性に応じたきめ細かい支援の実施 (1)精神障害者 ・全ハローワークに精神障害者雇用トータルサポーターを配置し、職業カウンセリング等の専門的支援を行うほか、東京障害者職業センター、障害者・就労支援センター、その他の地域の就労支援機関、医療機関等と連携した継続的支援を実施します。 (2)発達障害者、難治性疾患患者 ・東京都発達障害者支援センター、東京都難病相談・支援センター、東京障害者職業センター等関係機関と連携し、事業主の理解推進を図ります。 ・ジョブコーチ支援、特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）等を活用して就職促進を図ります。	国（東京労働局）
182	産業労働局	◆東京都中小企業障害者雇用支援助成金 ・大企業と比べて障害者雇用が進んでいない中小企業を対象に、雇用拡大と職場定着を促進しています。	都	◆東京都中小企業障害者雇用支援助成金 ・大企業と比べて障害者雇用が進んでいない中小企業を対象に、雇用拡大と職場定着を促進しています。	都
福祉施設における就労支援の充実・強化					
183	福祉保健局	◆工賃アップセミナー事業 ・福祉施設の工賃水準を向上するため、施設職員の経営意識と利用者のモチベーションを高める研修を実施することにより、工賃向上に向けた気運を醸成します。	都	◆工賃アップセミナー事業 ・福祉施設の工賃水準を向上するため、施設職員の経営意識と利用者のモチベーションを高める研修を実施することにより、工賃向上に向けた気運を醸成します。	都

「東京都子供・若者計画」掲載事業の現在の状況について（令和元年7月1日現在）

資料3

現行の東京都子供・若者計画の記載内容（平成27年8月策定）				現在の状況（令和元年7月1日現在）	
No.	所管局	取組内容	実施主体	現在の取組内容	実施主体
184	福祉保健局	◆受注促進・工賃向上設備整備費補助事業 ・受注機会の増大及び工賃向上を目的とした生産設備の整備に対する補助を行い、就労支援施設で就労する障害者の自立を促進します。	都	◆受注促進・工賃向上設備整備費補助事業 ・受注機会の増大及び工賃向上を目的とした生産設備の整備に対する補助を行い、就労支援施設で就労する障害者の自立を促進します。	都
185	福祉保健局	◆共同受注マッチングモデル事業 ・受発注マッチングを促進する専門の推進員を配置し、共同受注体制の基盤づくりをモデル的に実施することで、広域的共同受注体制について検証します。 ・共同受注体制を活用することで、障害者福祉施設等の受注機会の拡大及び工賃アップを実現していきます。	都	◆区市町村ネットワークによる共同受注体制の構築 ・就労継続支援B型事業所等で構成する区市町村ネットワークや、区市町村、企業、その他関係者からなる共同受注推進協議会を設置し、共同受注体制の構築や民需及び官公需の開拓を行うことで、障害者就労施設における受注拡大及び工賃向上を図ります。	都
186	福祉保健局	◆福祉・トライアルショップの展開 ・都内にトライアルショップを開設することにより、就労継続支援B型事業所等の自主製品の普及、販路の拡大及び工賃の向上等を図ります。	都	◆福祉・トライアルショップの展開 ・都内にトライアルショップを開設することにより、就労継続支援B型事業所等の自主製品の普及、販路の拡大及び工賃の向上等を図ります。	都
187	福祉保健局	◆経営コンサルタント派遣等事業（障害者施策推進区市町村包括補助事業） ・都内における作業所等の利用者の工賃アップ、就労意欲の向上を目的として、区市町村が意欲ある事業所に対して経営コンサルタントを派遣する経費、及び事業所が工賃アップに取り組むために必要な経費を補助します。	区市町村	◆経営コンサルタント派遣等事業（障害者施策推進区市町村包括補助事業） ・都内における作業所等の利用者の工賃アップ、就労意欲の向上を目的として、区市町村が意欲ある事業所に対して経営コンサルタントを派遣する経費、及び事業所が工賃アップに取り組むために必要な経費を補助します。	区市町村
188	福祉保健局	◆作業所等経営ネットワーク支援事業（障害者施策推進区市町村包括補助事業） ・作業所等の利用者の工賃アップや就労意欲の向上を図ることを目的として、区市町村が地域の複数の作業所等によるネットワークを構築して、受注先開拓、共同受注、共同商品開発、製品の販路拡大等の活動に取り組む場合に補助を行います。	区市町村	◆作業所等経営ネットワーク支援事業（障害者施策推進区市町村包括補助事業） ・作業所等の利用者の工賃アップや就労意欲の向上を図ることを目的として、区市町村が地域の複数の作業所等によるネットワークを構築して、受注先開拓、共同受注、共同商品開発、製品の販路拡大等の活動に取り組む場合に補助を行います。	区市町村
189	福祉保健局	◆日中活動の場（通所施設等）の整備・運営の支援（障害者施策推進区市町村包括補助事業を含む。） ・特別支援学校の卒業生等の利用希望に応えるため、多様な日中活動の場（通所施設等）を確保し、必要な支援を提供します。 ①生活介護、②自立訓練（機能訓練・生活訓練）、③就労移行支援、④就労継続支援（A型・B型）	区市町村	◆日中活動の場（通所施設等）の整備・運営の支援（障害者施策推進区市町村包括補助事業を含む） ・特別支援学校の卒業生等の利用希望に応えるため、多様な日中活動の場（通所施設等）を確保し、必要な支援を提供する。 ①生活介護②自立訓練（機能訓練・生活訓練）③就労移行支援④就労継続支援（A型・B型）	区市町村
1-（4）若年無業者（ニート）、非正規雇用対策					
若年無業者（いわゆるニート）への就労・職業訓練					
190	—	◆地域若者サポートステーション（愛称：サポステ）（厚生労働省認定事業） ・ニート等の働くことに様々な悩みを抱えている若者が就労に向かうことができるよう、キャリアコンサルタント等が一人一人の状態に合わせて専門的に相談に応じるとともに、コミュニケーション能力向上のための訓練等、職業的自立に向けての専門的相談支援を実施しています。	国（東京労働局）	◆地域若者サポートステーション（愛称：サポステ）（厚生労働省認定事業） ・ニート等の働くことに様々な悩みを抱えている若者が就労に向かうことができるよう、キャリアコンサルタント等が一人一人の状態に合わせて専門的に相談に応じるとともに、コミュニケーション能力向上のための訓練等、職業的自立に向けての専門的相談支援を実施しています。	国（東京労働局）

「東京都子供・若者計画」掲載事業の現在の状況について（令和元年7月1日現在）

資料3

現行の東京都子供・若者計画の記載内容（平成27年8月策定）				現在の状況（令和元年7月1日現在）	
No.	所管局	取組内容	実施主体	現在の取組内容	実施主体
191	産業労働局	<p>◆東京しごとセンターヤングコーナー「就活アプローチ事業」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仕事による社会的自立が必要にもかかわらず、就職活動に踏み出せない若者を対象に、専門スタッフのもとで、就労に必要な基礎的訓練と就業体験とを段階的に組み合わせた支援メニュー及び若者支援に携わっているスタッフ向けのセミナーを実施しています。 	都	<p>◆東京しごとセンターヤングコーナー「就活アプローチ事業」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・働くことによる社会的自立が必要にもかかわらず、就職活動に踏み出せない若者を対象に、専門スタッフのもとで就労に必要な基礎的訓練と就業体験とを段階的に組み合わせた支援プログラムを実施しています。 ・若者の就労支援機関のスタッフ向けセミナーを実施しています。 	都
正規雇用化のための就労支援					
192	産業労働局	<p>◆非正規雇用対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若者をはじめ非正規雇用者等の正規雇用化、正社員転換を図る多様な施策を展開します。 ・国のキャリアアップ助成金に上乘せする助成金を支給し、非正規雇用者の正社員転換等を促進します。 ・若者応援宣言企業に対する非正規の若者の採用奨励金により、若者の正規雇用化を推進します。 ・若者の正規雇用化を進めるため、セミナーと企業内での実践的な職場実習を組み合わせたプログラムを展開します。 ・正社員となる機会に恵まれず非正規雇用の期間が長期化した就職氷河期世代を対象に、個人の職務経験等に応じたきめ細かな支援プログラムを提供し、正規雇用化を支援します。 	都	<p>◆非正規雇用対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若者をはじめ非正規雇用者等の正規雇用化、正社員転換を図る多様な施策を展開します。 ・国のキャリアアップ助成金に上乘せする助成金を支給し、非正規雇用者の正社員転換等を促進します。 ・若者の正規雇用化を進めるため、セミナーと企業内での実践的な職場実習を組み合わせたプログラムを展開します。 ・正社員となる機会に恵まれず非正規雇用の期間が長期化した就職氷河期世代を対象に、個人の職務経験等に応じたきめ細かな支援プログラムを提供し、正規雇用化を支援します。 	都
193	—	<p>◆正社員転換等に取り組む企業に対する経済的支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有期契約労働者等の正社員転換等に取り組んだ企業に対して、キャリアアップ助成金を支給し、非正規雇用労働者の正社員化に取り組んでいます。 	国（東京労働局）	<p>◆正社員転換等に取り組む企業に対する経済的支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有期契約労働者等の正社員転換等に取り組んだ企業に対して、キャリアアップ助成金を支給し、非正規雇用労働者の正社員化に取り組んでいます。 	国（東京労働局）
194	—	<p>◆若者応援宣言企業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若者の採用・育成等に積極的に取り組む企業として、宣言書をハローワークに届け出た企業を「若者応援宣言企業」とし、ハローワークを通じて企業の魅力発信等を実施することにより、若者等の正社員就職等を推進しています。 	国（東京労働局）	平成29年度末で事業終了	国（東京労働局）
195	— （再掲 No.106）	<p>◆わかものハローワーク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正規雇用を目指す若者等（概ね45歳未満の者）を対象として、各種セミナー、ジョブクラブ（就活応援塾）、職業相談、職業紹介等を実施しています。「わかもの」をトータルにサポートするハローワークとして都内には3か所あります。 	国（東京労働局）	<p>◆わかものハローワーク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正規雇用を目指す若者等（概ね45歳未満の者）を対象として、各種セミナー、ジョブクラブ（就活応援塾）、職業相談、職業紹介等を実施しています。「わかもの」をトータルにサポートするハローワークとして都内には3か所あります。 	国（東京労働局）
196	—	<p>◆トライアル雇用制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ニート、フリーターなどの職業経験、技能、知識等から安定的な就職が困難な求職者について、正規雇用化等の早期実現を図るため、これらの者を公共職業安定所、又は職業紹介事業者の紹介を通じて一定期間試行雇用する事業主に対して助成措置（トライアル雇用奨励金）をしています。 	国（東京労働局）	<p>◆トライアル雇用制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ニート、フリーターなどの職業経験、技能、知識等から安定的な就職が困難な求職者について、正規雇用化等の早期実現を図るため、これらの者を公共職業安定所、又は職業紹介事業者の紹介を通じて一定期間試行雇用する事業主に対して助成措置（トライアル雇用助成金）をしています。 	国（東京労働局）
人間関係の悩みや漠然とした不安・孤独などの相談窓口					

「東京都子供・若者計画」掲載事業の現在の状況について（令和元年7月1日現在）

資料3

現行の東京都子供・若者計画の記載内容（平成27年8月策定）				現在の状況（令和元年7月1日現在）	
No.	所管局	取組内容	実施主体	現在の取組内容	実施主体
197	都民安全推進本部	<p>◆「東京都若者総合相談（・㍿・）／若ナビ」の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主に18歳以上の若者を対象とした電話及びメールによる総合的な相談窓口として、人間関係の悩みや漠然とした不安、孤独などの相談を継続的に受け止め、解決に向けての助言を行い、必要に応じて相談内容に応じた関係機関につなぐなどして、相談者の悩みや不安の解消を図っています。若者が多く集まる「カフェ」に相談員を派遣して行う派遣型面接相談も行っています。 	都	<p>◆東京都若者総合相談センター「若ナビα」の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若者を対象とした電話、メール及び来所による総合的な相談窓口として、人間関係や仕事、孤独などの悩みを抱える若者や、非行歴を有するなどにより、社会的自立に困難な課題を抱える若者からの相談を受け、就労・就学等の適切な支援につなぎ、若者の社会的自立を後押ししています。 	都
1-（5）ひきこもり対策					
相談支援の充実					
198	福祉保健局	<p>◆ひきこもり相談事業「東京都ひきこもりサポートネット」の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひきこもりで悩んでいる本人や家族、友人などからのメール・電話等により相談に応じ、ひきこもりから脱する方法や支援機関の紹介などを行っています。 ・平成26年度からは家庭等への訪問相談を開始し、都内全区市町村で申込受付を行っています。概ね5回の訪問を行い、必要な支援を見立てて支援機関につなぎます。 ※国が、都道府県及び政令指定都市への設置を促進する「ひきこもり地域支援センター」に位置付けられています。 ・家庭等への訪問相談を通じて、ひきこもりの若者の実情を把握し、調査研究を行うことで、効果的な支援手法の確立を目指していきます。 	都	<p>◆ひきこもり相談事業「東京都ひきこもりサポートネット」の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひきこもり状態にある本人やそのご家族等を対象に、電話、メール、訪問による相談を受け付けています。（厚生労働省「ひきこもり対策推進事業」におけるひきこもり地域支援センターに位置付け） ・訪問相談については、これまで対象年齢の上限を概ね34歳までとしていましたが、令和元年6月から35歳以上の方への支援も開始し、第一次相談窓口としての機能を強化しています。 ・より相談しやすい環境を整備するため、令和元年度から電話相談をフリーダイヤル化しています。また、家族支援として家族セミナー・個別相談会を実施しています。 	都
199	都民安全推進本部	<p>◆「ひきこもり等に係る連絡調整会議」の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひきこもり状態にある若者に関わる福祉、医療、教育、就労などの関係機関を委員とした「ひきこもりに係る連絡調整会議」を開催し、ひきこもりに関わる相談機関の実務的な連携強化を図っています。 ・また、NPO法人等の支援団体からの意見聴取を通じて、民間事業者も含めた支援機関の一層の連携強化を促進しています。 	都	事業終了	都
新規	福祉保健局			<p>◆「東京都ひきこもりに係る支援協議会」の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学識経験者、家族会・当事者団体、相談・支援に係わる関係機関や区市町村による「東京都ひきこもりに係る支援協議会」を設置し、年齢等による切れ目のないきめ細かい支援の実現に向け、支援の在り方等について検討します。 	都
200	都民安全推進本部（再掲No.197）	<p>◆「東京都若者総合相談（・㍿・）／若ナビ」の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主に18歳以上の若者を対象とした電話及びメールによる総合的な相談窓口として、人間関係の悩みや漠然とした不安、孤独などの相談を継続的に受け止め、解決に向けての助言を行い、必要に応じて相談内容に応じた関係機関につなぐなどして、相談者の悩みや不安の解消を図っています。若者が多く集まる「カフェ」に相談員を派遣して行う派遣型面接相談も行っています。 	都	<p>◆東京都若者総合相談センター「若ナビα」の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若者を対象とした電話、メール及び来所による総合的な相談窓口として、人間関係や仕事、孤独などの悩みを抱える若者や、非行歴を有するなどにより、社会的自立に困難な課題を抱える若者からの相談を受け、就労・就学等の適切な支援につなぎ、若者の社会的自立を後押ししています。 	都
支援体制の強化（NPO等の団体育成、人材育成）					

「東京都子供・若者計画」掲載事業の現在の状況について（令和元年7月1日現在）

資料3

現行の東京都子供・若者計画の記載内容（平成27年8月策定）				現在の状況（令和元年7月1日現在）	
No.	所管局	取組内容	実施主体	現在の取組内容	実施主体
201	福祉保健局	<p>◆東京都若者社会参加応援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若者の自立支援に取り組むNPO法人等が、都が策定した「ひきこもり等の若者支援プログラム」に沿った事業を、適正かつ継続的に実施することができるかを評価して登録するとともに、登録制度に参加するNPO法人等が継続的・安定的に活動できるよう、支援技術や経営能力の向上に向けたサポートを行っています。平成27年度現在、14団体が都の協力団体として参加しています。 ・ひきこもり等の若者を支援している団体等を対象に、ひきこもり支援に資するセミナー等を開催するとともに支援団体間の交流の促進を図っています。 	都	<p>◆東京都若者社会参加応援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都の作成した「ひきこもり等の若者支援プログラム」に沿って活動するNPO法人等の民間支援団体を選定・評価の上登録し、都民や区市町村等に周知しています。 ・令和元年度現在、22の民間支援団体が登録事業に参加しています。 	都
202	都民安全推進本部	<p>◆地域におけるひきこもり等対策推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民に身近な自治体である区市町村における支援体制を整備するため、ひきこもり等の若者やその家族等から相談を受け付ける体制を整備する区市町村に対して費用の一部を補助しています。区市町村の事業立ち上げに当たっては、東京都若者社会参加応援事業に参加するNPO法人等との連携を推奨しています。 ・区市町村職員向けに情報交換会、実地研修を行い、住民に身近な地域で地域の実情に即した地域連携ネットワークによる多面的な支援体制の整備を図っています。 	都	<p>◆地域における若者の自立等支援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域のニーズに応じて、区市町村において若者の育成支援施策を円滑に実施できるように、若者のための相談窓口の設置又は支援事業の新設・拡充を行う区市町村に対して費用の補助を行っています。 ・区市町村職員向けの情報交換会や地域支援者向けの講習会を実施しています。 	都
203	福祉保健局	<p>◆生活困窮者自立支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者自立支援法に基づき、福祉事務所設置自治体である区市（町村は都）が自立支援相談支援窓口を設置し、複合的な課題を抱える生活困窮者からの相談に包括的に対応するとともに、自立に向けたプランの作成等の支援を行うほか、地域の関係機関とのネットワークづくりを行います。 	区市、町村は都	<p>◆生活困窮者自立支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者自立支援法に基づき、福祉事務所設置自治体である区市（町村は都）が自立支援相談支援窓口を設置し、複合的な課題を抱える生活困窮者からの相談に包括的に対応するとともに、自立に向けたプランの作成等の支援を行うほか、地域の関係機関とのネットワークづくりを行います。 	区市、町村は都
普及・啓発					
204	福祉保健局	<p>◆ひきこもり支援の在り方を検討するシンポジウム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひきこもり等の状態にある本人や家族及び支援機関の関係者等を対象としたシンポジウムを開催し、望ましい支援の在り方などについて検討を行うとともに、問題の普及啓発を図っています。 	都	<p>◆ひきこもり支援の在り方を検討するシンポジウム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひきこもりについて悩んでいる家族向けに、ひきこもりについての講演会を開催しています。同時に、都内で支援を行っている民間支援団体及び公的機関による合同相談会を実施しています。 	都
205	都民安全推進本部	<p>◆地域支援者向け講習会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひきこもりや中途退学等の問題を抱える家族を支援につなげるため、地域で支援に取り組む民生委員・児童委員等の方々向けに講習会を開催するとともに、家族との関わり方や関係機関一覧等を掲載したハンドブックを作成・配布しています。 ・ひきこもり相談機関等の利用を呼びかける家庭向けチラシ、家族向けひきこもり対応マニュアルや高校中退者向けリーフレットを作成し、情報提供を行っています。 	都	<p>◆地域支援者向け講習会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会的自立に困難を抱える若者やその家族を支援につなげるため、地域で支援に取り組む民生委員・児童委員等の方々向けに講習会を開催するとともに、家族の関わり方や関係機関一覧等を掲載したハンドブックを作成・配布しています。 	都
206	都民安全推進本部	<p>◆高校中退者等への支援フォーラム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高校中退者や不登校経験者が多数在籍する通信制サポート校の活動を支援するために、都が協力して設立された「通信制サポート校・東京ネットワーク」との共催により、高校中退者等への支援活動を周知するためのフォーラムを開催しています。 	都	事業終了	都
1-(6) 非行・犯罪に陥った子供・若者への支援					

「東京都子供・若者計画」掲載事業の現在の状況について（令和元年7月1日現在）

資料3

現行の東京都子供・若者計画の記載内容（平成27年8月策定）				現在の状況（令和元年7月1日現在）	
No.	所管局	取組内容	実施主体	現在の取組内容	実施主体
少年非行防止・保護総合対策の推進					
207	警視庁	◆補導活動の強化 ・不良行為少年に対する補導活動を強化するとともに、事件の捜査・調査については、少年の特性やその立ち直りに配慮した迅速・的確な対応を推進しています。 ・暴走族をはじめとする非行集団については、取締りの徹底とグループの解体、少年の加入阻止や構成員の離脱支援など、総合的な対策を推進します。	都	◆補導活動の強化 ・不良行為少年に対する補導活動を強化するとともに、事件の捜査・調査については、少年の特性やその立ち直りに配慮した迅速・的確な対応を推進しています。 ・暴走族をはじめとする非行集団については、取締りの徹底とグループの解体、少年の加入阻止や構成員の離脱支援など、総合的な対策を推進します。	都
208	警視庁	◆犯罪被害の防止 ・「JKリフレ」等青少年の性を売り物とする新たな形態の営業に対する実態把握及び取締りを推進します。 ・児童ポルノ事犯や児童買春事犯など悪質性の高い福祉犯の取締りを強化し、被害少年の早期救出及び保護に努めます。	都	◆犯罪被害の防止 ・いわゆる「JKビジネス」に関連して生じる諸問題に対し、特定異性接客営業等の規制に関する条例等に基づき、営業の更なる事態把握、行政・司法の両面から取締りの徹底及び教育・啓発活動の強化等を推進します。 ・児童ポルノ事犯や児童買春事犯など悪質性の高い福祉犯の取締りを強化し、被害少年の早期救出及び保護に努めます。	都
209	都民安全推進本部	◆犯罪防止活動 ・都立高校等へ出張し、未成年者を特殊詐欺の加害者（受け子）及び暴力団員にさせないための防犯講話を実施しています。	都	◆犯罪防止活動 ・都立高校等へ出張し、未成年者を特殊詐欺の加害者（受け子）及び暴力団員にさせないための防犯講話を実施しています。	都
210	警視庁	◆セーフティ教室 ・小・中・高等学校において、児童・生徒の健全育成の活性化及び充実を図るとともに、保護者・都民の参加のもとに、家庭・学校・地域社会の連携による非行・犯罪被害防止教育を実施します。	都 区市町村	◆セーフティ教室 ・小・中・高等学校において、児童・生徒の健全育成の活性化及び充実を図るとともに、保護者・都民の参加のもとに、家庭・学校・地域社会の連携による非行・犯罪被害防止教育を実施します。	都 区市町村
「万引き」防止対策					
211	都民安全推進本部 警視庁	◆「子供に万引きをさせない連絡協議会」 ・青少年健全育成団体や教育関係団体等が構成メンバーとなり、子供の非行防止や健全育成に資するため、子供に万引きをさせないために大人にできることを協議しています。	都	◆「子供に万引きをさせない連絡協議会」 ・青少年健全育成団体や教育関係団体等が構成メンバーとなり、子供の非行防止や健全育成に資するため、子供に万引きをさせないために大人にできることを協議しています。	都
212	都民安全推進本部	◆「子供に万引きをさせないキャンペーン取組推進モデル地区」の選定 ・学校や地域における関係団体と連携し、フォーラムを開催しているほか、万引き防止の啓発リーフレットを作成し、児童・生徒に配布しています。 ・東京都万引き防止官民合同会議と連携し、「万引きをしない、させない、見逃さない」社会環境を作るためのキャンペーンや、警視庁や事業者と共同して「万引きをしにくい店舗」づくりを実施しています。	都 区市町村	◆「子供に万引きをさせないキャンペーン取組推進モデル地区」の選定 ・都内全小学校の中から子供の万引き防止をテーマとした「健全育成音楽劇」の実施校を選定し、各校や各地域の実態に合わせた内容で開催することで、児童・保護者・地域への啓発活動を行っている。また、万引き防止の啓発リーフレットを作成し、小学校2年生、5年生、中学校2年生の児童・生徒に配布している。 ・東京万引き防止官民合同会議と連携し、「万引きをしない、させない、見逃さない」社会環境を作るためのキャンペーンや、警視庁や事業者と共同して「万引きをしにくい店舗」づくりを実施しています。	都
違法薬物の対策強化					

「東京都子供・若者計画」掲載事業の現在の状況について（令和元年7月1日現在）

資料3

現行の東京都子供・若者計画の記載内容（平成27年8月策定）				現在の状況（令和元年7月1日現在）	
No.	所管局	取組内容	実施主体	現在の取組内容	実施主体
213	福祉保健局 警視庁	<p>◆薬物乱用のない社会づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「東京都薬物乱用対策推進計画（平成25年度改定）」を策定し、関係機関と連携して、「指導・取締りの強化」、「啓発活動の拡大と充実」、「薬物問題を抱える人への支援」の3つの柱のもとに、薬物乱用対策を推進しています。 ・青少年を中心に危険ドラッグの乱用が拡大している実態を踏まえ、特に危険ドラッグ対策について、「規制」・「監視」・「啓発」の3つの視点から重点的に取り組めます。 	国都	<p>◆薬物乱用のない社会づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「東京都薬物乱用対策推進計画（平成30年度改定）」を策定し、関係機関と連携して、「啓発活動の拡大と充実」、「指導・取締りの強化」、「薬物問題を抱える人への支援」の3つの柱のもとに、薬物乱用対策を推進しています。 ・危険ドラッグ対策について取組を継続していくとともに、若い世代を中心に大麻の乱用が拡大している実態を踏まえ、青少年に対し大麻の危険性・有害性について啓発を強化していきます。 ・小学校、中学校、高等学校の児童・生徒を対象とした、薬物乱用防止教室、講習会やセーフティ教室の開催に当たっては、キャラバンカーの活用や薬物専門講師の派遣などにより、指導内容の充実を図ります。 	国都
相談体制の充実					
214	都民安全推進本部	<p>◆非行少年立ち直りワンストップセンター「びあすぽ」の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非行少年の就学・就労・生活全般の悩みに関する相談対応や居場所提供等の各種支援を行う通所型ワンストップセンター「びあすぽ」をNPO団体に委託し運営しています。 	都	<p>◆東京都若者総合相談センター「若ナビα」の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若者を対象とした電話、メール及び来所による総合的な相談窓口として、人間関係や仕事、孤独などの悩みを抱える若者や、非行歴を有するなどにより、社会的自立に困難な課題を抱える若者からの相談を受け、就労・就学等の適切な支援につなぎ、若者の社会的自立を後押ししています。 	都
215	都民安全推進本部	<p>◆東京都子供・若者支援協議会の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非行少年の立ち直りに関する関係機関との情報共有等を通じ、連携して非行少年の立ち直りを支援していきます。 	都	<p>◆東京都子供・若者支援協議会の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供・若者に対する支援を効果的かつ円滑に実施することを目的として、東京都子供・若者支援協議会を運営する。 	都
雇用対策・就労支援等の立ち直り活動					
216	警視庁	<p>◆「農業体験」や「就労支援」の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都内4か所の農園と協力した農業体験や、関係機関と連携した就労支援など、非行少年等に対する立ち直り支援活動を実施しています。 	都	<p>◆「農業体験」や「就労支援」の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都内4か所の農園と協力した農業体験や、関係機関と連携した就労支援など、非行少年等に対する立ち直り支援活動を実施しています。 	都
217	都民安全推進本部	<p>◆協力雇用主制度の普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易ではない人たちの事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力している民間の事業主の方々がいます。 ・法務省や保護観察所と連携し、協力雇用主制度の普及・啓発を行い、非行歴のある少年の就労を支援していきます。 	都	<p>◆協力雇用主制度の普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非行からの立ち直りに関する研修会等において、協力雇用主による講演を実施するほか、法務省作成の協力雇用主制度のリーフレットやアンケート結果を配付し、保護司・民間支援団体・公的機関の職員等が制度や実態を知る機会を作る場を設けている。 ・法務省の依頼により、協力雇用主の登録拡大に向けた広報等への協力を区市町村に呼びかけている。 	都
218	都民安全推進本部	<p>◆自治体における就労支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護観察対象少年を臨時職員として雇用します。 ・総合評価方式における加点制度を措置し、非行少年等の雇用に協力する企業を支援します。 	都 区市町村	<p>◆自治体における就労支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護観察対象少年を臨時職員として雇用します。 ・総合評価方式における加点制度を措置し、非行少年等の雇用に協力する企業を支援します。 	都

「東京都子供・若者計画」掲載事業の現在の状況について（令和元年7月1日現在）

資料3

現行の東京都子供・若者計画の記載内容（平成27年8月策定）				現在の状況（令和元年7月1日現在）	
No.	所管局	取組内容	実施主体	現在の取組内容	実施主体
219	—	<ul style="list-style-type: none"> ◆ハローワークによる刑務所出所者等の就労支援 ・刑務所、少年院、保護観察所、更生施設等との連携の下、矯正施設在所中からの就労をめざして、就労支援ナビゲーター等による個別担当制での支援を行うなど、きめ細かい職業相談及び職業紹介等を実施します。 ・保護観察所から提供される協力雇用主情報に基づく求人開拓やトライアル雇用制度の活用等により、就労支援の充実・強化を図ります。 	国（東京労働局）	<ul style="list-style-type: none"> ◆ハローワークによる刑務所出所者等の就労支援 ・刑務所、少年院、保護観察所、更生施設等との連携の下、矯正施設在所中からの就労をめざして、就労支援ナビゲーター等による個別担当制での支援を行うなど、きめ細かい職業相談及び職業紹介等を実施します。 ・保護観察所から提供される協力雇用主情報に基づく求人開拓やトライアル雇用制度の活用等により、就労支援の充実・強化を図ります。 	国（東京労働局）
非行少年の立ち直りを支援する社会づくり					
220	都民安全推進本部	<ul style="list-style-type: none"> ◆少年非行問題に関する啓発活動 ・少年非行問題を理解し、地域における立ち直り支援の機運を醸成するため、シンポジウム形式の啓発イベントを開催しています。 	都	<ul style="list-style-type: none"> ◆少年非行問題に関する啓発活動 ・非行少年の立ち直り支援に関する研修会（講演・パネルディスカッション・グループワーク）を開催し、地域の支援者等が連携して支援を行うためのノウハウ等を提供する場を設けている。 	都
221	都民安全推進本部	<ul style="list-style-type: none"> ◆“社会を明るくする運動”の推進 ・法務省東京保護観察所との連携により、犯罪や非行を防止するとともに、罪を犯した人たちの立ち直りを地域の手カラで支援し、犯罪のない地域社会を築くことを目的とする全国的な運動を推進しています。 	国都区市町村	<ul style="list-style-type: none"> ◆“社会を明るくする運動”の推進 ・各種行事において東京都推進委員会委員長（東京都知事）から運動の推進を図るための挨拶を述べるほか、シンポジウムでは職員がパネリストとして出席し同運動に対する都民の意識啓発を行っている。 	国都区市町村
222	都民安全推進本部	<ul style="list-style-type: none"> ◆「少年院出院者の立ち直りを図るための保護司活動支援協議会」 ・法務省や東京都保護司会連合会、東京更生保護施設連盟などの関係機関が構成メンバーとなり、地域の中で少年院出院者等の立ち直りに向けて取り組む保護司の方々の活動を支援するために協議しています。 	都	<ul style="list-style-type: none"> ◆「少年院出院者の立ち直りを図るための保護司活動支援協議会」 ・平成29年4月1日、「東京都子供・若者支援協議会」と統合 	都
少年鑑別所					
223	—	<ul style="list-style-type: none"> ・少年鑑別所は、(1)家庭裁判所の求めに応じ、鑑別対象者の鑑別を行うこと、(2)観護の措置が執られて少年鑑別所に収容される者等に対し、健全な育成のための支援を含む観護処遇を行うこと、(3)地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助を行うことを業務とする法務省所管の施設です。 ◆鑑別 ・鑑別とは、医学、心理学、教育学、社会学などの専門的知識や技術に基づき、鑑別対象者についての非行等に影響を及ぼした資質上及び環境上問題となる事情を明らかにした上、その事情の改善に寄与するため、適切な指針を示すことです。 ・鑑別は、家庭裁判所、地方更生保護委員会、保護観察所の長、児童自立支援施設の長、児童養護施設の長、少年院の長又は刑事施設の長の求めに応じて行います。 	法務省	<ul style="list-style-type: none"> ・少年鑑別所は、(1)家庭裁判所の求めに応じ、鑑別対象者の鑑別を行うこと、(2)観護の措置が執られて少年鑑別所に収容される者等に対し、健全な育成のための支援を含む観護処遇を行うこと、(3)地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助を行うことを業務とする法務省所管の施設です。 ◆鑑別 ・鑑別とは、医学、心理学、教育学、社会学などの専門的知識や技術に基づき、鑑別対象者についての非行等に影響を及ぼした資質上及び環境上問題となる事情を明らかにした上、その事情の改善に寄与するため、適切な指針を示すことです。 ・鑑別は、家庭裁判所、地方更生保護委員会、保護観察所の長、児童自立支援施設の長、児童養護施設の長、少年院の長又は刑事施設の長の求めに応じて行います。 	法務省

「東京都子供・若者計画」掲載事業の現在の状況について（令和元年7月1日現在）

資料3

現行の東京都子供・若者計画の記載内容（平成27年8月策定）				現在の状況（令和元年7月1日現在）	
No.	所管局	取組内容	実施主体	現在の取組内容	実施主体
224	—	<p>◆法務少年支援センター</p> <p>・少年鑑別所は、「法務少年支援センター」として、非行・犯罪に関する問題や、思春期の子供たちの行動理解等に関する知識・ノウハウを活用して、児童福祉機関、学校・教育機関、NPO等の民間団体等、青少年の健全育成に携わる関係機関・団体と連携を図りながら、地域における非行・犯罪の防止に関する活動や、健全育成に関する活動の支援などに取り組んでいます。</p> <p>・また、子供の非行問題などの本人や家族からの相談に対応し、心理学の専門家である職員が保護者に対して今後の子供との接し方を助言したり、子供本人に継続的にカウンセリングを行ったりするなどの援助を行っています。</p>	法務省	<p>◆法務少年支援センター</p> <p>・少年鑑別所は、「法務少年支援センター」として、非行・犯罪に関する問題や、思春期の子供たちの行動理解等に関する知識・ノウハウを活用して、児童福祉機関、学校・教育機関、NPO等の民間団体等、青少年の健全育成に携わる関係機関・団体と連携を図りながら、地域における非行・犯罪の防止に関する活動や、健全育成に関する活動の支援などに取り組んでいます。</p> <p>・また、子供の非行問題などの本人や家族からの相談に対応し、心理学の専門家である職員が保護者に対して今後の子供との接し方を助言したり、子供本人に継続的にカウンセリングを行ったりするなどの援助を行っています。</p>	法務省
少年院					
225	—	<p>・少年院は、家庭裁判所から保護処分として送致された少年に対し、その健全な育成を図ることを目的として矯正教育、社会復帰支援等を行う法務省所管の施設です。</p> <p>◆矯正教育</p> <p>・少年院においては、設置された矯正教育課程ごとに、当該少年院における矯正教育の目標、内容、実施方法等を定める少年院矯正教育課程を編成しています。その上で、入院してくる少年一人ひとりの特性及び教育上の必要性に応じ、家庭裁判所、少年鑑別所の情報及び意見等を参考に個人別矯正教育計画を作成し、きめ細かい教育を実施しています。</p> <p>・少年院では、少年の必要性や施設の立地条件等に応じた特色のある様々な教育活動が行われています。矯正教育の内容は、生活指導、職業指導、教科指導、体育指導及び特別活動指導から成り立っています。</p> <p>・また、円滑な社会復帰を図るため、様々な関係機関と連携を図りながら、在院者の帰住先や就労・就学先を確保するなど社会復帰支援に力を入れています。</p>	法務省	<p>・少年院は、家庭裁判所から保護処分として送致された少年に対し、その健全な育成を図ることを目的として矯正教育、社会復帰支援等を行う法務省所管の施設です。</p> <p>◆矯正教育</p> <p>・少年院においては、設置された矯正教育課程ごとに、当該少年院における矯正教育の目標、内容、実施方法等を定める少年院矯正教育課程を編成しています。その上で、入院してくる少年一人ひとりの特性及び教育上の必要性に応じ、家庭裁判所、少年鑑別所の情報及び意見等を参考に個人別矯正教育計画を作成し、きめ細かい教育を実施しています。</p> <p>・少年院では、少年の必要性や施設の立地条件等に応じた特色のある様々な教育活動が行われています。矯正教育の内容は、生活指導、職業指導、教科指導、体育指導及び特別活動指導から成り立っています。</p> <p>・また、円滑な社会復帰を図るため、様々な関係機関と連携を図りながら、在院者の帰住先や就労・就学先を確保するなど社会復帰支援に力を入れています。</p>	法務省
更生保護					
226	—	<p>・更生保護は、罪を償い、再出発しようとする人たちの立ち直りを導き、助け、再び犯罪や非行に陥るのを防ぐ仕組みです。更生保護の内容には、主なものとして次のようなものがあります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 保護観察 2 応急の救護等及び更生緊急保護 3 仮釈放・少年院からの仮退院等 4 生活環境の調整 5 恩赦 6 犯罪予防活動 	法務省	<p>・更生保護は、犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で適切に指導・支援することにより、再犯・非行を防ぎ、これらの人たちの立ち直りを助ける仕組みであり、保護観察所において、保護司や更生保護施設を始めとする更生保護ボランティアと呼ばれる人たちや、関係機関・団体との幅広い連携によって推進されています。</p> <p>・更生保護の内容には、主なものとして、保護観察、応急の救護等及び更生緊急保護、仮釈放・少年院からの仮退院等、生活環境の調整、恩赦、犯罪予防活動、があります。</p>	
1－（7）ひとり親家庭に育つ子供への支援					
相談体制の整備					
227	福祉保健局	<p>◆東京都ひとり親家庭支援センター事業</p> <p>・ひとり親家庭の生活相談・養育費相談・面会交流支援事業を実施します。</p>	都	<p>◆東京都ひとり親家庭支援センター事業</p> <p>・ひとり親家庭の生活相談・養育費相談・離婚前後の法律相談・面会交流支援事業、ひとり親への支援を行う相談支援員研修を実施します。</p>	都

「東京都子供・若者計画」掲載事業の現在の状況について（令和元年7月1日現在）

資料3

現行の東京都子供・若者計画の記載内容（平成27年8月策定）				現在の状況（令和元年7月1日現在）	
No.	所管局	取組内容	実施主体	現在の取組内容	実施主体
228	福祉保健局	◆ひとり親家庭等生活向上事業 ・ひとり親家庭及び寡婦が生活の中で直面する諸問題の解決や児童の精神的安定を図るなど、地域での生活を総合的に支える事業に取り組む区市町村を支援します。	区市町村	◆ひとり親家庭等生活向上事業 ・ひとり親家庭及び寡婦が生活の中で直面する諸問題の解決や子供の生活・学習支援を図るなど、地域での生活を総合的に支える事業に取り組む区市町村を支援します。	区市町村
229	福祉保健局 (再掲 No.203)	◆生活困窮者自立支援事業 ・生活困窮者自立支援法に基づき、福祉事務所設置自治体である区市(町村は都)が自立支援相談支援窓口を設置し、複合的な課題を抱える生活困窮者からの相談に包括的に対応するとともに、自立に向けたプランの作成等の支援を行うほか、地域の関係機関とのネットワークづくりを行います。	区市、 町村は都	◆生活困窮者自立支援事業 ・生活困窮者自立支援法に基づき、福祉事務所設置自治体である区市(町村は都)が自立支援相談支援窓口を設置し、複合的な課題を抱える生活困窮者からの相談に包括的に対応するとともに、自立に向けたプランの作成等の支援を行うほか、地域の関係機関とのネットワークづくりを行います。	区市、 町村は都
230	生活文化局	◆配偶者暴力のある家庭の子供に対する講座の実施 ・こころの傷の回復を側面から支援するため、遊びなども取り入れて友達とコミュニケーションの取り方などを継続的に学習する講座を実施します。	都	◆配偶者暴力のある家庭の子供に対する講座の実施 ・こころの傷の回復を側面から支援するため、遊びなども取り入れて友達とコミュニケーションの取り方などを継続的に学習する講座を実施します。	都
就業支援					
231	福祉保健局 (再掲 No.227)	◆東京都ひとり親家庭支援センター事業 ・ひとり親家庭の就業による自立を支援するため、就業相談等事業(就業相談、就業促進活動、相談支援員研修会)、就業支援講習会、就業情報提供事業を行います。 ・親への支援とあわせて、子供本人へのキャリアカウンセリングや求人情報の提供などを行います。	都	◆東京都ひとり親家庭支援センター事業 ・ひとり親家庭の就業による自立を支援するため、就業相談等事業(就業相談、就業促進活動、相談支援員研修会)、就業支援講習会、就業情報提供事業を行います。 ・また、親への支援とあわせて、子供本人へのキャリアカウンセリングや求人情報の提供などを行います。	都
232	福祉保健局	◆在宅就業推進事業 ・在宅就業を希望するひとり親に対し、一定の期間、業務の調達・分配、納入した業務の検収を行うとともに、在宅就業コーディネーターがサポートを行います。	都	◆在宅就業推進事業 ・在宅就業を希望するひとり親に対し、一定の期間、業務の調達・分配、納入した業務の検収を行うとともに、在宅就業コーディネーターがサポートを行います。	都
233	福祉保健局	◆ひとり親家庭への相談窓口強化事業 ・福祉事務所に就業相談支援専門員を配置し、母子・父子自立支援員やハローワークと連携した包括的な就業支援を行います。	区市、 町村は都	◆ひとり親家庭への相談窓口強化事業 ・福祉事務所に就業支援専門員を配置し、母子・父子自立支援員やハローワークと連携した包括的な就業支援を行います。	区市、 町村は都
234	産業労働局	◆東京しごとセンター事業 ・一人ひとりの適性や状況を踏まえたきめ細かなキャリアカウンセリングを実施するほか、各種セミナーや能力開発、職業紹介などを行い、就職活動を支援します。 ・「女性しごと応援テラス」において、家庭と両立しながら仕事に就きたいと考えている女性などを対象に、きめ細かい再就職支援を行います。	都	◆東京しごとセンター事業 ・一人ひとりの適性や状況を踏まえたきめ細かなキャリアカウンセリングを実施するほか、各種セミナーや能力開発、職業紹介などを行い、就職活動を支援します。 ・「女性しごと応援テラス」において、家庭と両立しながら仕事に就きたいと考えている女性などを対象に、きめ細かい再就職支援を行います。	都

「東京都子供・若者計画」掲載事業の現在の状況について（令和元年7月1日現在）

資料3

現行の東京都子供・若者計画の記載内容（平成27年8月策定）				現在の状況（令和元年7月1日現在）	
No.	所管局	取組内容	実施主体	現在の取組内容	実施主体
235	一	◆マザーズハローワーク事業 ・仕事と子育ての両立を目指す方への就職支援を行っています。 ・子育てをしながら就職を希望している方に対して、キッズコーナーを設置するなど、子供連れで来所しやすい環境を整備し、仕事と子育ての両立がしやすい求人情報提供や職業相談等、総合的な支援を行っています。	国（東京労働局）	◆マザーズハローワーク事業 ・仕事と子育ての両立を目指す方への就職支援を行っています。 ・子育てをしながら就職を希望している方に対して、キッズコーナーを設置するなど、子供連れで来所しやすい環境を整備し、仕事と子育ての両立がしやすい求人情報提供や職業相談等、総合的な支援を行っています。	国（東京労働局）
236	産業労働局	◆公共職業訓練の実施 ・職業能力開発センター等において、求職者等を対象として職業に必要な知識・技能を習得させるため、職業訓練を実施します。 ・母子家庭の母等の職業的自立を促すため、民間教育訓練機関等を活用し、職業訓練の受講機会の確保を図ります。	都	◆公共職業訓練の実施 ・職業能力開発センター等において、求職者等を対象として職業に必要な知識・技能を習得させるため、職業訓練を実施します。 ・母子家庭の母等の職業的自立を促すため、民間教育訓練機関等を活用し、職業訓練の受講機会の確保を図ります。	都
237	福祉保健局	◆母子・父子自立支援プログラム策定事業 ・児童扶養手当を受給しているひとり親家庭の職業的自立を促進するため、母子・父子自立支援プログラム策定員により、就業に結びつく支援を行う事業について、全区市での実施を支援します。	区市町村	◆母子・父子自立支援プログラム策定事業 ・児童扶養手当を受給しているひとり親家庭の職業的自立を促進するため、母子・父子自立支援プログラム策定員により、就業に結びつく支援を行う事業について、全区市での実施を支援します。	区市町村
238	福祉保健局	◆生活保護受給者等就労自立促進事業 ・生活保護受給者を含めた生活困窮者の就労支援の充実・強化を図るため、各ハローワークに就職支援ナビゲーターを配置し、福祉事務所等から就労支援の要請があった場合に、担当制による個別支援等を実施するほか、ハローワークから福祉事務所へ定期的な巡回相談等を実施するなど、自立相談支援機関とハローワークが連携して支援を行います。	区市、町村は都国（東京労働局）	◆生活保護受給者等就労自立促進事業 ・生活保護受給者、児童扶養手当受給者、住居確保給付金受給者及び生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業による支援を受けている生活困窮者（住居確保給付金受給者を除く。）等（以下「生活保護受給者等」という。）を対象として、公共職業安定所（以下「ハローワーク」という。）本所等の施設内での就労支援を実施するほか、地方公共団体にハローワークの常設窓口の設置又は地方公共団体への巡回相談の実施などワンストップ型の支援体制を全国的に整備し、生活保護受給者等について、ハローワークと地方公共団体が一体となったきめ細やかな就労支援を推進することにより、生活保護受給者等の就労による自立を促進します。	区市、町村は都国（東京労働局）
239	福祉保健局 （再掲 No.125）	◆高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 ・ひとり親家庭の親の経済的自立を図るため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座（通信講座を含む）を受け、これを修了した際に受講費用の一部を支給するとともに、合格した場合にも受講費用の一部を支給する事業について、全区市町村での実施を推進します。	区市、町村は都	◆高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 ・ひとり親家庭の親の経済的自立を図るため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座（通信講座を含む）を受け、これを修了した際に受講費用の一部を支給するとともに、合格した場合にも受講費用の一部を支給する事業について、全区市町村での実施を推進します。	区市、町村は都
240	福祉保健局	◆母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金事業 ・母子家庭の母又は父子家庭の父の就業を支援するため、教育訓練を受講した場合に、その経費の一部を給付する事業について、全区市町村において取り組みます。	区市、町村は都	◆母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金事業 ・母子家庭の母又は父子家庭の父の就業を支援するため、教育訓練を受講した場合に、その経費の一部を給付する事業について、全区市町村において取り組みます。	区市、町村は都
241	福祉保健局	◆母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等事業 ・母子家庭の母又は父子家庭の父の就労につながる資格取得を促進するため、養成機関で修業している一定の訓練期間にかかる訓練促進給付金を支給して、負担の軽減を図る事業について、全区市町村において取り組みます。	区市、町村は都	◆母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等事業 ・母子家庭の母又は父子家庭の父の就労につながる資格取得を促進するため、養成機関で修業している一定の訓練期間にかかる訓練促進給付金を支給して、負担の軽減を図る事業について、全区市町村において取り組みます。	区市、町村は都
子育て支援・生活の場の整備					

「東京都子供・若者計画」掲載事業の現在の状況について（令和元年7月1日現在）

資料3

現行の東京都子供・若者計画の記載内容（平成27年8月策定）				現在の状況（令和元年7月1日現在）	
No.	所管局	取組内容	実施主体	現在の取組内容	実施主体
242	福祉保健局	◆ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業 ・ひとり親家庭になって直後の生活の激変や就職活動等の理由により、家事や育児等の日常生活に支援が必要なひとり親家庭に対して、一定の期間ホームヘルパーを派遣する市町村を支援します。	区市、町村は都	◆ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業 ・ひとり親家庭になって直後の生活の激変や就職活動等の理由により、家事や育児等の日常生活に支援が必要なひとり親家庭に対して、ホームヘルパーを派遣する市町村を支援します。	区市、町村は都
243	福祉保健局 (再掲 No.128)	◆ひとり親家庭の子供の学習支援の推進 (ひとり親家庭の子供サポートモデル事業) ・ひとり親家庭に育つ子供(小学4年生から高校生)に対し、学習塾形式及び家庭教師派遣型の学習支援を行うとともに、子供の悩みを聞くなど生活支援を行い、子供の自立を支援します。 (学習支援の推進) ・ひとり親家庭の子供を対象に含む学習支援(学習支援ボランティア事業又は生活困窮者自立支援法の学習支援事業)について、都内全域での実施を推進します。	都	削除	
244	福祉保健局 (再掲 No.127)	◆生活困窮者自立支援法に基づく子供の学習支援 ・生活困窮者自立支援法に基づく「子供の学習支援事業」などの任意事業に取り組む区市への体制整備を支援するとともに、都が実施主体となる町村部における生活困窮者支援の取組により、都内全域での支援体制を整備していきます。	区市、町村は都	◆生活困窮者自立支援法に基づく子供の学習・生活支援 ・生活困窮者自立支援法に基づき、福祉事務所設置自治体である区市(町村は都)において、生活困窮世帯の子供に対する学習支援や保護者も含めた生活習慣・育成環境の改善に関する支援を行います。	区市、町村は都
245	福祉保健局 (再掲 No.129)	◆受験生チャレンジ支援貸付事業 ・学習塾等の費用や、高校・大学などの受験費用について貸付を行うことにより、一定所得以下の世帯の子供たちを支援します。高校・大学などへの入学等、一定条件を満たした場合は申請により、償還が免除されます。	区市町村	◆受験生チャレンジ支援貸付事業 ・学習塾等の費用や、高校・大学などの受験費用について貸付を行うことにより、一定所得以下の世帯の子供たちを支援しています。高校・大学などへの入学等、一定条件を満たした場合は申請により、償還が免除されます。	区市町村
246	福祉保健局 (再掲 No.126)	◆被保護者自立促進事業 ・小中学生及び高校生のいる生活保護受給世帯に向けて、学習塾等の費用(小中学生のみ)、学習・相談ボランティアの派遣費用、ボランティア体験イベントや社会教養セミナー等への参加費用等を支給します。実施については、都が定めた要件の範囲内において、区市が要綱等を定めて行います。	区市、町村は都	◆被保護者自立促進事業 ・生活保護法による被保護者に対して、その自立支援に要する経費の一部を支給し、もって本人及び世帯の自立の助長を図る。※このうち、次世代育成支援のメニューとして、小4～高校生の学習環境整備支援費(塾代)、大学等進学支援費(大学等受験料)等を補助している。	区市、町村は都
247	住宅政策本部	◆都営住宅の優先入居 ・ひとり親家庭の生活の場を確保するため、都営住宅空き家の当選倍率の優遇制度、ポイント方式による空き家住宅募集、母子生活支援施設退所者向け特別割当等により、住宅を提供します。	都	◆都営住宅の優先入居 ・ひとり親家庭の生活の場を確保するため、都営住宅空き家の当選倍率の優遇制度、ポイント方式による空き家住宅募集、母子生活支援施設退所者向け特別割当等により、住宅を提供します。	都

「東京都子供・若者計画」掲載事業の現在の状況について（令和元年7月1日現在）

資料3

現行の東京都子供・若者計画の記載内容（平成27年8月策定）				現在の状況（令和元年7月1日現在）	
No.	所管局	取組内容	実施主体	現在の取組内容	実施主体
	新規 住宅政策本部			<ul style="list-style-type: none"> ◆公社住宅における優先入居制度等 <ul style="list-style-type: none"> ・（倍率優遇制度の実施）一般賃貸住宅の新築（建替）住宅募集（抽選方式）において、ひとり親世帯等を対象に抽選時の当選確率を一般申込者より5倍の優遇します。 ・（優先申込制度の実施）あき家先着順募集においてはひとり親世帯等が優先的に申し込める期間（募集開始から7日間）を設定します。 ・（ひとり親世帯への支援）住宅問題の解消に向け、東京都住宅供給公社と自治体が連携し、相談会を開催。本来、月収として含まない「児童育成手当」や「児童扶養手当」を、月収額に合算して収入審査を実施。あき家先着順募集において、「子どもが18歳になる年度の末日まで」又は「3年間」対象住戸の家賃を20%割引します。 	東京都住宅供給公社
248	住宅政策本部	<ul style="list-style-type: none"> ◆居住支援協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・住宅確保要配慮者（高齢者、障害者、子育て世帯など）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、「東京都住居支援協議会」では、区市町村における「居住支援協議会」の設立を支援するとともに、その活動を支援します。 	都	<ul style="list-style-type: none"> ◆居住支援協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・住宅確保要配慮者（障害者、子育て世帯など）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、「東京都住居支援協議会」では、区市町村における「居住支援協議会」の設立を支援するとともに、その活動を支援します。 	都
	新規 住宅政策本部			<ul style="list-style-type: none"> ◆住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給促進 <ul style="list-style-type: none"> ・住宅確保要配慮者賃貸住宅の登録手数料の無料化や、家賃低廉化等に係る区市町村への補助等を通じ、登録住宅の普及促進を図ります。 また、登録住宅の入居者への家賃債務保証や入居に係る情報提供、相談、見守り等の生活支援を行う居住支援法人の指定を進めます。 	都
249	福祉保健局	<ul style="list-style-type: none"> ◆母子生活支援施設等の支援力の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・母子生活支援施設における支援の核となる基幹的職員を育成します。また、母子生活支援施設や婦人保護施設の職員の研修参加や施設間研修を支援し、対応力を強化します。 	都	<ul style="list-style-type: none"> ◆母子生活支援施設等の支援力の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・母子生活支援施設における支援の核となる基幹的職員を育成します。また、母子生活支援施設や婦人保護施設の職員の研修参加や施設間研修を支援し、対応力を強化します。 	都
250	福祉保健局	<ul style="list-style-type: none"> ◆施設に入所する子供の自立支援の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・養育環境により、十分な学習機会が確保されていない小学生から高校生までの児童に対し、標準的学力を備えさせ、退所後の自立のための学習支援の充実を図ります。 	都	<ul style="list-style-type: none"> ◆施設に入所する子供の自立支援の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・養育環境により、十分な学習機会が確保されていない小学生から高校生までの児童に対し、標準的学力を備えさせ、退所後の自立のための学習支援の充実を図ります。 	都
経済的支援					
251	福祉保健局	<ul style="list-style-type: none"> ◆児童扶養手当・児童育成手当・母子及び父子福祉資金貸付 <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭に対する児童扶養手当の支給、児童育成手当の支給により、ひとり親家庭を経済的に支援します。 ・ひとり親家庭等に対し、母子及び父子福祉資金の貸付けを実施し、ひとり親家庭等を経済的に支援します。（事業開始、事業継続、修学、技能習得、修業、就職支援、医療介護、生活、住宅、転宅、就学支度、結婚の12種類） 	都	<ul style="list-style-type: none"> ◆児童扶養手当・児童育成手当・母子及び父子福祉資金貸付 <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭に対する児童扶養手当の支給、児童育成手当の支給により、ひとり親家庭を経済的に支援します。 ・ひとり親家庭等に対し、母子及び父子福祉資金の貸付けを実施し、ひとり親家庭等を経済的に支援します。事業開始、事業継続、修学（母子・父子福祉資金による高校・大学等への修学資金貸付）、技能習得、修業、就職支援、医療介護、生活、住宅、転宅、就学支度、結婚の12種類。 	都
252	福祉保健局	<ul style="list-style-type: none"> ◆ひとり親家庭等医療費助成 <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図るため、医療費の自己負担分の助成を行う区市町村を支援します。 	区市町村	<ul style="list-style-type: none"> ◆ひとり親家庭等医療費助成 <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図るため、医療費の自己負担分の助成を行う区市町村を支援します。 	区市町村

「東京都子供・若者計画」掲載事業の現在の状況について（令和元年7月1日現在）

資料3

現行の東京都子供・若者計画の記載内容（平成27年8月策定）				現在の状況（令和元年7月1日現在）	
No.	所管局	取組内容	実施主体	現在の取組内容	実施主体
253	福祉保健局	◆自立援助促進事業 ・母子生活支援施設や婦人保護施設を退所し、就職や進学をする際、又はアパートなどへ入居する際に、他の援助を期待できない場合に、施設長が身元保証や連帯保証を行うことにより、社会的な自立を促進します。	都	◆自立援助促進事業 ・児童養護施設等または母子生活支援施設や婦人保護施設を退所し、就職や進学をする際、又はアパートなどへ入居する際に、他の援助を期待できない場合に、施設長が身元保証や連帯保証を行うことにより、社会的な自立を促進します。	社会福祉法人東京都 社会福祉協議会
254	福祉保健局	◆自立生活スタート支援事業 ・児童養護施設等の利用者の退所後の自立生活の支援を行うことを目的に、施設等と連携して相談援助を行うとともに必要な資金の貸付を行います。貸付後、自立に向けた真摯な努力をし、3年以上の継続勤務や入学した学校の卒業等の一定条件を満たした場合には、申請によって償還が免除されます。	都	◆自立生活スタート支援事業 ・児童養護施設等の利用者の退所後の自立生活の支援を行うことを目的に、施設等と連携して相談援助を行うとともに必要な資金の貸付を行っています。貸付後、自立に向けた真摯な努力をし、2年以上の継続勤務や入学した学校の卒業等の一定条件を満たした場合には、申請によって償還が免除されます。	都
1－（8）自殺対策					
相談・支援の充実による自殺防止					
255	福祉保健局	◆東京都自殺相談ダイヤル～こころといのちのほっとライン～ ・自殺防止専用の相談電話を設置し、自殺の悩みを抱える人の相談に応じるとともに、各分野の専門相談機関と連携し、相談者への支援を行います。	都	◆東京都自殺相談ダイヤル～こころといのちのほっとライン～ ・自殺防止専用の相談電話を設置し、自殺の悩みを抱える人の相談に応じるとともに、各分野の専門相談機関と連携し、相談者への支援を行います。	都
256	福祉保健局	◆こころといのちの相談・支援 東京ネットワーク ・自殺の背景には様々な問題があるため、自殺の危険性の高い人が、悩みに応じた適切な相談・支援を受けられるよう、相談機関・関係団体によるネットワークを構築しています。	都 区市町村	◆こころといのちの相談・支援 東京ネットワーク ・自殺の背景には様々な問題があるため、自殺の危険性の高い人が、悩みに応じた適切な相談・支援を受けられるよう、相談機関・関係団体によるネットワークを構築しています。	都 区市町村
257	福祉保健局	◆自殺予防のための人材育成（ゲートキーパー養成） ・自殺の危険性の高い人の早期発見・対応を図るため、職場や地域などで自殺の危険を示すサインに気づき支援する役割が期待される人材を養成します。	区市町村	◆自殺予防のための人材育成（ゲートキーパー養成） ・自殺の危険性の高い人の早期発見・対応を図るため、職場や地域などで自殺の危険を示すサインに気づき支援する役割が期待される人材を養成します。	区市町村
258	都民安全推進本部 (再掲 No.197)	◆「東京都若者総合相談（・ㇿ・）／若ナビ」の運営 ・主に18歳以上の若者を対象とした電話及びメールによる総合的な相談窓口として、人間関係の悩みや漠然とした不安、孤独などの相談を継続的に受け止め、解決に向けての助言を行い、必要に応じて相談内容に応じた関係機関につなぐなどして、相談者の悩みや不安の解消を図っています。若者が多く集まる「カフェ」に相談員を派遣して行う派遣型面接相談も行っています。	都	◆東京都若者総合相談センター「若ナビα」の運営 ・若者を対象とした電話、メール及び来所による総合的な相談窓口として、人間関係や仕事、孤独などの悩みを抱える若者や、非行歴を有するなどにより、社会的自立に困難な課題を抱える若者からの相談を受け、就労・就学等の適切な支援につなぐ、若者の社会的自立を後押ししています。	都
自殺未遂者に対する支援					
259	福祉保健局	◆東京都自殺未遂者対応地域連携支援事業～東京都こころといのちのサポートネット～ ・救急医療機関に搬送された自殺未遂者の自殺再企図を防止するために、相談・支援窓口を設置し、地域の医療・保健・福祉など必要な支援につなげます。	都	◆東京都自殺未遂者対応地域連携支援事業～東京都こころといのちのサポートネット～ ・救急医療機関に搬送された自殺未遂者の自殺再企図を防止するために、相談・支援窓口を設置し、地域の医療・保健・福祉など必要な支援につなげます。	都
1－（9）特に配慮が必要な子供・若者への支援					
① 外国人等					
就学相談					

「東京都子供・若者計画」掲載事業の現在の状況について（令和元年7月1日現在）

資料3

現行の東京都子供・若者計画の記載内容（平成27年8月策定）				現在の状況（令和元年7月1日現在）	
No.	所管局	取組内容	実施主体	現在の取組内容	実施主体
260	教育庁	<p>◆就学支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就学年齢に達した外国人の子供が確実に就学できるよう、外国人の子供の保護者が日本の学校生活についての理解を深めるための資料「学校ガイドブック」をホームページに掲載しています。 ・区市町村教育委員会等と連携し、外国人の子供が円滑に就学するために必要な情報提供等を支援します。 	都 区市町村	<p>◆就学支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就学年齢に達した外国籍の子供や帰国児童・生徒で、日本語能力が不十分な者に対しては、日本語学級において日本語の習得を目的とした授業を行っています。 ・区市町村教育委員会等と連携し、外国人の子供が円滑に就学するために必要な情報提供等を支援します。 	都 区市町村
児童・生徒相談等（東京都教育相談センター）					
261	教育庁	<p>◆外国語による教育相談の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中国語、英語、韓国・朝鮮語の通訳を配置し、電話及び来所での相談に対応します。 ・日本の学校制度に関すること、就学や都立高校への入学に関すること、学校での生活適応に関すること等の教育相談に対応しています。 	都	<p>◆外国語による教育相談の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中国語、英語、韓国・朝鮮語の通訳を配置し、電話及び来所での相談に対応します。 ・日本の学校制度に関すること、就学や都立高校への入学に関すること、学校での生活適応に関すること等の教育相談に対応しています。 	都
262	教育庁	<p>◆進路相談会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中国語、英語、韓国・朝鮮語の通訳を配置し、進路に係る個別相談会を行います。 	都	<p>◆進路相談会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中国語、英語、韓国・朝鮮語の通訳を配置し、進路に係る個別相談会を行います。 	都
263	教育庁	<p>◆外国人児童・生徒</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒相談に係る情報の提供・区市町村等の外国人相談窓口の調査を行い、地域に応じた情報提供を行います。 ・都立高等学校の入試に関する情報をホームページに掲載しています。 ・「東京都立高等学校に入学を希望する皆さんへ」（中国語版、英語版、韓国語版） ・「公立学校に在学する在日外国人幼児、児童・生徒に関わる教育指導について」（通知）を区市町村教育委員会及び都立学校長宛てに発出し、日常の指導上の留意点等について周知しています。 	都 区市町村	<p>◆外国人児童・生徒</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒相談に係る情報の提供・区市町村等の外国人相談窓口の調査を行い、地域に応じた情報提供を行います。 ・都立高等学校の入試に関する情報をホームページに掲載しています。 ・「東京都立高等学校に入学を希望する皆さんへ」（中国語版、英語版、韓国語版） 	都 区市町村
日本語指導等の充実					
264	教育庁	<p>◆日本語指導のための教材の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本語指導のための教材「たのしい がっこう」のホームページへの掲載を継続するとともに、区市町村教育委員会と連携し、公立学校における日本語指導が必要な児童・生徒に対する日本語指導を充実します。 	都 区市町村	<p>◆日本語指導のための教材の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本語指導のための教材「たのしい がっこう」のホームページへの掲載を継続するとともに、区市町村教育委員会と連携し、公立学校における日本語指導が必要な児童・生徒に対する日本語指導を充実します。 	都 区市町村
265	教育庁	<p>◆都立高校における教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人生徒の受入体制の充実を図るため、日本語指導が必要な外国人生徒の実態を把握するとともに、「在京外国人生徒対象」の入学選抜の適切な募集枠を検討していきます。 ・日本語指導が必要な外国人生徒に対し、外部人材を活用した支援を行います。 ・日本語指導と教科指導を統合し、外国人生徒が学習活動に参加する力を育成していきます。 	都	<p>◆都立高校における教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人生徒の受入体制の充実を図るため、日本語指導が必要な外国人生徒の実態を把握するとともに、「在京外国人生徒対象」の入学選抜の適切な募集枠を検討していきます。 ・日本語指導が必要な外国人生徒に対し、外部人材を活用した支援を行います。 ・日本語指導と教科指導を統合し、外国人生徒が学習活動に参加する力を育成していきます。 	都
② 難病等					
相談支援体制					

「東京都子供・若者計画」掲載事業の現在の状況について（令和元年7月1日現在）

資料3

現行の東京都子供・若者計画の記載内容（平成27年8月策定）				現在の状況（令和元年7月1日現在）	
No.	所管局	取組内容	実施主体	現在の取組内容	実施主体
266	福祉保健局	<p>◆小児慢性特定疾病児童等自立支援事業</p> <p>(1) 相談支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童等とその家族の持つ様々なニーズに対応した電話相談や小児慢性特定疾病児童等の養育経験者等によるピアカウンセリングを行います。 <p>(2) 小児慢性特定疾病児童等自立支援員による支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自立・就労の円滑化を図るため、地域の社会資源を活用し、各種支援策の利用計画の作成・フォローアップや関係機関との連絡調整を行うことにより、利用者の環境等にに応じた支援を行います。 	都	<p>◆小児慢性特定疾病児童等自立支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・慢性的な疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立促進を図るため、児童及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行います。 	都
267	教育庁	<p>◆院内学級</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都立特別支援学校では、病院に入院している児童・生徒が、入院期間中の学習の遅れを取り戻すことや、病気に立ち向かう意欲を育むことなどができるよう、病院内に設置された「分教室」や、教員がベッドサイドを訪問して行う「訪問教育」により、病院内教育を行っています。 	都	<p>◆院内学級</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都立特別支援学校では、病院に入院している児童・生徒が、入院期間中の学習の遅れを取り戻すことや、病気に立ち向かう意欲を育むことなどができるよう、病院内に設置された「分教室」や、教員がベッドサイドを訪問して行う「訪問教育」により、病院内教育を行っています。 	都
268	福祉保健局	<p>◆難病相談・支援センターの運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域で生活する難病患者等の日常生活における相談・支援、地域交流活動の促進などを行う拠点として、患者等の療養上、日常生活上の悩みや不安等の解消を図るとともに、難病患者就労コーディネーターによる就労相談等様々なニーズに対応したきめ細かな相談や支援を行っています。 	都	<p>◆難病相談・支援センターの運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域で生活する難病患者等の日常生活における相談・支援、地域交流活動の促進などを行う拠点として、患者等の療養上、日常生活上の悩みや不安等の解消を図るとともに、難病患者就労コーディネーターによる就労相談等様々なニーズに対応したきめ細かな相談や支援を行っています。 	都
269	—	<p>◆発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・難病のある方は、その疾病の特性により、就職・職場定着の面で様々な制限や困難に直面していますが、事業主においては、難病のある方の雇用経験が少ないことや、難病のある方について職務遂行上障害となる症状などが明確になっていないことなどから、適切な雇用管理を行うことが困難な状況にあります。 ・こうした状況から、当助成金は難病のある方を新たに雇用し、雇用管理に関する事項を把握、報告する事業主に対して助成を行い、難病のある方の雇用を促進し、職業生活上の課題を把握することを目的としています。 ・難治性疾患患者をハローワーク等の職業紹介により、雇用保険の一般被保険者として雇い入れる事業主に対して助成します。 	国（東京労働局）	<p>◆特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・難病のある方は、その疾病の特性により、就職・職場定着の面で様々な制限や困難に直面していますが、事業主においては、難病のある方の雇用経験が少ないことや、難病のある方について職務遂行上障害となる症状などが明確になっていないことなどから、適切な雇用管理を行うことが困難な状況にあります。 ・こうした状況から、当助成金は難病のある方を新たに雇用し、雇用管理に関する事項を把握、報告する事業主に対して助成を行い、難病のある方の雇用を促進し、職業生活上の課題を把握することを目的としています。 ・難治性疾患患者をハローワーク等の職業紹介により、雇用保険の一般被保険者として雇い入れる事業主に対して助成します。 	国（東京労働局）
270	産業労働局 (再掲 No.182)	<p>◆東京都中小企業障害者雇用支援助成金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発達障害者及び難治性疾患患者の雇用拡大と職場定着を促進しています。 	都	<p>◆東京都中小企業障害者雇用支援助成金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大企業と比べて障害者雇用が進んでいない中小企業を対象に、雇用拡大と職場定着を促進しています。 	都
271	—	<p>◆難病患者就職サポーター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハローワークの障害者の専門援助窓口に「難病患者就職サポーター」を配置し、難病相談・支援センターと連携しながら、就職を希望する難病患者に対する症状の特性を踏まえたきめ細やかな就労支援や、在職中に難病を発症した患者の雇用継続等の総合的な就労支援を行っています。 	国（東京労働局）	<p>◆難病患者就職サポーター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハローワークの障害者の専門援助窓口に「難病患者就職サポーター」を配置し、難病相談・支援センターと連携しながら、就職を希望する難病患者に対する症状の特性を踏まえたきめ細やかな就労支援や、在職中に難病を発症した患者の雇用継続等の総合的な就労支援を行っています。 	国（東京労働局）
③ 性同一性障害等					
相談支援体制					

「東京都子供・若者計画」掲載事業の現在の状況について（令和元年7月1日現在）

資料3

現行の東京都子供・若者計画の記載内容（平成27年8月策定）				現在の状況（令和元年7月1日現在）	
No.	所管局	取組内容	実施主体	現在の取組内容	実施主体
	新規 総務局			◆性自認及び性的指向に関する専門電話相談 ・性自認及び性的指向に係る様々な問題について、当事者やその家族等から電話相談を受け付け、助言の実施又は適切な支援機関に繋ぐことにより、性自認及び性的指向に関する相談者の悩みや不安の解消を図っています。	都
2 被害防止と保護					
2-（1）児童虐待防止対策					
未然防止対策					
272	福祉保健局	◆出産・子育て応援事業（ゆりかご・とうきょう事業） ・保健師等の専門職を配置して、妊娠期から子育て期にわたる妊産婦等への切れ目ない支援を行う区市町村に対し、専門職の配置経費を補助し、取組の一層の充実を促します。	区市町村	◆出産・子育て応援事業（ゆりかご・とうきょう事業） ・全ての妊婦を対象に専門職が面接を行い、心身の状態や家庭の状況を把握し、ニーズに応じた支援を妊娠期から子育て期にわたり切れ目なく行う区市町村の取組を支援します。	区市町村
273	福祉保健局	◆子育てスタート支援事業（子供家庭支援区市町村包括補助事業） ・出産や子育てに特に支援を必要とする妊婦・母児に対し、心身の安定と育児知識等を付与する場として、一定期間のデイケアや宿泊ケアを行うことで、妊婦から産後までの切れ目ないサポート体制の確立を支援します。	区市町村	事業終了	区市町村
274	福祉保健局	◆乳幼児全戸訪問（こんにちは赤ちゃん）事業 ・生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問する乳児家庭全戸訪問事業に取り組む区市町村を支援します。	区市町村	◆乳幼児全戸訪問（こんにちは赤ちゃん）事業 ・生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問する乳児家庭全戸訪問事業に取り組む区市町村を支援します。	区市町村
275	福祉保健局	◆子供家庭支援センター事業（子供家庭支援区市町村包括補助事業） ・地域の子供と家庭を支援するため、子供家庭支援センターの取組を支援しています。 ・子供家庭支援センターは、区市町村における第一義的な相談窓口、在宅サービスの提供や調整、関係機関や団体のコーディネート機能として、子育て支援ネットワークの核となっています。 ・また、児童虐待対応の専門性を強化した先駆型子供家庭支援センターを設置して虐待の未然防止や早期発見・対応に取り組む区市町村を支援しています。	区市町村	◆子供家庭支援センター事業（子供家庭支援区市町村包括補助事業） ・地域の子供と家庭を支援するため、区市町村における第一義的な相談窓口、在宅サービスの提供・調整機能、関係機関や団体のコーディネート機能として、子育て支援ネットワークの核となる子供家庭支援センターの取組を支援します。また、児童虐待対応の専門性を強化した子供家庭支援センターを設置して虐待の未然防止や早期発見・対応に取り組む区市町村を支援します。	区市町村
276	福祉保健局	◆養育支援訪問事業 ・保護者の養育を支援することが特に必要な家庭を訪問し支援する養育支援訪問事業に取り組む区市町村を支援します。	区市町村	◆養育支援訪問事業 ・保護者の養育を支援することが特に必要な家庭を訪問し支援する養育支援訪問事業に取り組む区市町村を支援します。	区市町村
277	福祉保健局	◆要支援家庭を対象としたショートステイ事業（子供家庭支援区市町村包括補助事業） ・養育に特に支援が必要な家庭の児童に対し、子育て支援の一環としてショートステイサービスを提供し、子供の成長や保護者を支援することにより、安心して子育てに取り組むことができる環境整備を支援します。	区市町村	◆要支援家庭を対象としたショートステイ事業（子供家庭支援区市町村包括補助事業） ・養育に特に支援が必要な家庭の児童に対し、子育て支援の一環としてショートステイサービスを提供し、子供の成長や保護者を支援することにより、安心して子育てに取り組むことができる環境整備を支援します。	区市町村
早期発見・早期対応					

「東京都子供・若者計画」掲載事業の現在の状況について（令和元年7月1日現在）

資料3

現行の東京都子供・若者計画の記載内容（平成27年8月策定）				現在の状況（令和元年7月1日現在）	
No.	所管局	取組内容	実施主体	現在の取組内容	実施主体
278	福祉保健局	◆子供を守る地域ネットワーク機能強化事業 ・区市町村において、子供を守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の要保護児童対策調整機関の職員や地域ネットワークを構成する関係機関等の専門性強化及び地域ネットワーク構成員の連携強化を図るとともに、地域ネットワークと訪問事業が連携を図り、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に資する区市町村の取組を支援します。	区市町村	◆子供を守る地域ネットワーク機能強化事業 ・区市町村において、子供を守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の要保護児童対策調整機関の職員や地域ネットワークを構成する関係機関等の専門性強化及び地域ネットワーク構成員の連携強化を図るとともに、地域ネットワークと訪問事業が連携を図り、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に資する区市町村の取組を支援します。	区市町村
279	福祉保健局	◆児童相談所の体制と取組の強化 ・児童虐待をはじめ困難な問題を抱える家庭をより効果的に支援するため、子供の保護・ケア、保護者の支援、家族再統合、アフターケア等の取組や、区市町村や保健所等関係機関との連携を強化していくとともに、実践的な研修など研修プログラムの充実や児童福祉司などの人材の確保により、一層の体制強化を図ります。	都	◆児童相談所の体制と取組の強化 ・児童虐待をはじめ困難な問題を抱える家庭をより効果的に支援するため、子供の保護・ケア、保護者の支援、家族再統合、アフターケア等の取組や、区市町村や保健所等関係機関との連携を強化していくとともに、実践的な研修など研修プログラムの充実や児童福祉司などの人材の確保により、一層の体制強化を図ります。	都
280	教育庁	◆学校における対応力強化 ・研修教材「児童虐待防止研修セット」を都内の公立幼稚園・学校に配布し、全ての教職員が、児童虐待防止に関わる正しい理解と認識を深めることができるよう、研修に取り組みます。	小・中：区市町村 高：都	◆学校における対応力強化 ・研修教材「児童虐待防止研修セット」を都内の公立幼稚園・学校に配布し、全ての教職員が、児童虐待防止に関わる正しい理解と認識を深めることができるよう、支援しています。	小・中：区市町村 高：都
281	福祉保健局	◆医療機関における虐待対応力の強化 ・児童虐待の早期発見・予防のため、虐待や要支援家庭の発見の機会を有する医療機関等に対し、判断力・対応力の強化に向けた支援を行います。	都	◆医療機関における虐待対応力の強化 ・児童虐待の早期発見・予防のため、虐待や要支援家庭の発見の機会を有する医療機関等に対し、判断力・対応力の強化に向けた支援を行います。	都
282	福祉保健局	◆児童虐待防止の普及啓発 ・児童虐待への理解促進に向けた普及啓発を展開し、地域全体で子育て家庭を見守るという機運を醸成するとともに、児童虐待を発見した際に関係機関に連絡する意識の啓発を行います。	都 区市町村	◆児童虐待防止の普及啓発 ・児童虐待防止への理解促進に向けた普及啓発を展開し、地域全体で子育て家庭を見守るという機運を醸成するとともに、児童虐待を発見した際に関係機関に連絡する意識の啓発を行う。また、「東京都子供への虐待の防止等に関する条例」に盛り込まれている「体罰によらない子育て」を具体化し、訴求力のある普及啓発を展開していきます。	都 区市町村
2-（2）社会的養護体制の充実					
家庭的養護の充実					
283	福祉保健局	◆家庭的養護（養育家庭等・ファミリーホーム・グループホーム）の推進 ・平成41年度において、社会的養護に占める家庭的養護の割合が概ね6割となるよう、養育家庭等・ファミリーホーム・グループホームを推進していきます。 ・養育家庭でより多くの児童が育まれるよう、普及啓発により養育家庭登録数を拡大するとともに、養育家庭への支援を充実します。また、乳児期からの委託を促進します。 ・養育者の住居において、5人又は6人の子供を養育する小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を着実に実施します。 ・児童養護施設が地域の住宅を活用し家庭的な環境で養護を行うグループホームについて、引き続き設置を進めます。 ・3か所以上のグループホームを設置する施設について、各グループホームへの助言・指導等を行うグループホーム支援員を配置するなど、安定的運営を支援します。	都	◆家庭的養護（養育家庭等・ファミリーホーム・グループホーム）の推進 ・令和11年度において、社会的養護に占める家庭的養護の割合が概ね6割となるよう、養育家庭等・ファミリーホーム・グループホームを推進していきます。 ・養育家庭でより多くの児童が育まれるよう、普及啓発により養育家庭登録数を拡大するとともに、養育家庭への支援を充実します。また、乳児期からの委託を促進します。 ・養育者の住居において、5人又は6人の子供を養育する小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を着実に実施します。 ・児童養護施設が地域の住宅を活用し家庭的な環境で養護を行うグループホームについて、引き続き設置を進めます。 ・3か所以上のグループホームを設置する施設について、各グループホームへの助言・指導等を行うグループホーム支援員を配置するなど、安定的運営を支援します。	都
施設養護の機能強化					

「東京都子供・若者計画」掲載事業の現在の状況について（令和元年7月1日現在）

資料3

現行の東京都子供・若者計画の記載内容（平成27年8月策定）				現在の状況（令和元年7月1日現在）	
No.	所管局	取組内容	実施主体	現在の取組内容	実施主体
284	福祉保健局	◆児童福祉施設の整備 ・児童養護施設や一時保護所への入所児童の増加への対応や、施設内での生活環境の改善を図るため、施設の整備を進めます。	都	◆児童福祉施設の整備 ・児童養護施設や一時保護所への入所児童の増加への対応や、施設内での生活環境の改善を図るため、施設の整備を進めます。	都
285	福祉保健局	◆サテライト型児童養護施設の設置 ・施設不在地域にグループホーム等の設置を促進するため、グループホーム等の後方支援員を配置したサテライト児童養護施設を設置し、併せて地域の支援の強化を図ります。	都	◆サテライト型児童養護施設の設置 ・施設不在地域にグループホーム等の設置を促進するため、グループホーム等の後方支援員を配置したサテライト児童養護施設を設置し、併せて地域の支援の強化を図ります。	都
286	福祉保健局	◆専門養育機能強化型乳児院制度 ・精神科医師や治療指導担当職員を配置するとともに個別ケア職員を配置するなど養育機能を強化した専門養育機能強化型乳児院を試し、被虐待児、病虚弱児、障害児等心身に問題を抱えた乳幼児の心身の回復を図り、その保護者等に対する支援を充実することにより、入所児童の家庭復帰の促進を図ります。	都	◆乳児院の家庭養育推進事業 ・乳児院に対して、通常の乳児院の職員配置に加え、治療的・専門的ケアが必要な児童及び保護者に対する手厚い支援ができる体制等を整備します。	都
287	福祉保健局	◆専門機能強化型児童養護施設制度 ・虐待等により問題を抱える子供たちへのケアを充実させるため、精神科医師や治療担当職員を配置するとともに個別ケア職員を配置するなど機能を充実し、専門的・個別的ケアを行う専門機能強化型児童養護施設の指定数を拡大します。	都	◆専門機能強化型児童養護施設制度 ・虐待等により問題を抱える子供たちへのケアを充実させるため、精神科医師や治療担当職員を配置するとともに個別ケア職員を配置するなど機能を充実し、専門的・個別的ケアを行う専門機能強化型児童養護施設の指定数を拡大します。	都
288	福祉保健局	◆連携型専門ケア機能モデル事業 ・都立施設において、虐待による重篤な情緒・行動上の問題を有する子供の生活支援・医療・教育を一体的に提供する「連携型専門ケア機能」を試行します。	都	◆連携型専門ケア機能モデル事業 ・都立施設において、虐待による重篤な情緒・行動上の問題を有する子供の生活支援・医療・教育を一体的に提供する「連携型専門ケア機能」を試行します。	都
289	福祉保健局	◆児童養護施設等の人材育成 ・多様化するケアニーズへの対応力を強化するため、研修カリキュラムや人材育成モデルを構築し、施設等が実施する人材育成のレベルアップを支援します。	都	◆児童養護施設等の人材育成 ・多様化するケアニーズへの対応力を強化するため、研修カリキュラムや人材育成モデルを構築し、施設等が実施する人材育成のキャリアアップを支援する。	都
自立支援					
290	福祉保健局	◆東京都児童自立サポート事業 ・児童自立支援施設を退所した児童の地域での立ち直りを支援するため、児童相談所と民生・児童委員及び主任児童委員等が連携協力をして、児童の自立を支援する取組を推進します。	都	◆東京都児童自立サポート事業 ・児童自立支援施設を退所した児童の地域での立ち直りを支援するため、児童相談所と民生・児童委員及び主任児童委員等が連携協力をして、児童の自立を支援する取組を推進します。	都
291	福祉保健局	◆フレンドホーム事業 ・児童養護施設や乳児院に入所している子供を、フレンドホームとして登録した家庭に、夏休み・冬休みや週末等学校が休みの間、数日間預け、家庭生活の体験を通じた子供の健やかな育成を図ります。	都	◆フレンドホーム事業 ・児童養護施設や乳児院に入所している子供を、フレンドホームとして登録した家庭に、夏休み・冬休みや週末等学校が休みの間、数日間預け、家庭生活の体験を通じた子供の健やかな育成を図ります。	都

「東京都子供・若者計画」掲載事業の現在の状況について（令和元年7月1日現在）

資料3

現行の東京都子供・若者計画の記載内容（平成27年8月策定）				現在の状況（令和元年7月1日現在）	
No.	所管局	取組内容	実施主体	現在の取組内容	実施主体
292	福祉保健局	<p>◆養護児童に対する自立支援機能の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童養護施設等入所児童に対する学習支援(塾への通塾費用)の充実や、児童養護施設に配置している自立支援コーディネーターによる支援の充実を図ります。 児童養護施設等を退所した児童等に、生活の場を提供しながら就労支援等を行う自立援助ホームに、就労支援・就労定着を専門に行うジョブトレーナーを配置します。 施設退所者が社会に出た後、就職等の相談をしたり、同じ悩みを抱える者同士が集える場（ふらっとホーム）を提供します。 施設退所者等に対して、ソーシャル・スキル・トレーニングや就職活動支援等を行い、退所後の自立支援を図ります。 	都	<p>◆養護児童に対する自立支援機能の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童養護施設に入所している児童の自立に向けた支援や、施設退所後のアフターケアの充実を図るため、自立支援業務に専念できる職員（自立支援コーディネーター）を配置し、自立支援体制の構築・推進を行います（自立支援強化事業）。 児童に対する学習支援(塾への通塾費用)の充実や、自立支援コーディネーターによる進学支援の充実を図ります（児童養護施設における学習・進学支援等）。 児童養護施設等を退所した児童等に、生活の場を提供しながら就労支援等を行う自立援助ホームに、就労支援・就労定着を専門に行うジョブトレーナーを配置します（ジョブ・トレーニング事業）。 施設退所者が社会に出た後、就職等の相談をしたり、同じ悩みを抱える者同士が集える場（ふらっとホーム）を提供します。 施設退所者等に対して、ソーシャル・スキル・トレーニングや就職活動支援等を行い、退所後の自立支援を図ります。 措置延長を行った20歳到達後から22歳に達する日の属する年度の末日までの間にある者を対象に、児童養護施設等において居住の場を提供し、食事の提供など日常生活上の支援、金銭管理の指導、自立生活への不安や悩み等の相談に応じるとともに、生活費を支給します（社会的養護自立支援事業における居住費支援・生活費支援）。 	都
293	福祉保健局 (再掲 No.254)	<p>◆自立生活スタート支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童養護施設等の利用者の退所後の自立生活の支援を行うことを目的に、施設等と連携して相談援助を行うとともに必要な資金の貸付を行います。貸付後、自立に向けた真摯な努力をし、3年以上の継続勤務や入学した学校の卒業等の一定条件を満たした場合には、申請によって償還が免除されます。 	都	<p>◆自立生活スタート支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童養護施設等の利用者の退所後の自立生活の支援を行うことを目的に、施設等と連携して相談援助を行うとともに必要な資金の貸付を行っています。貸付後、自立に向けた真摯な努力をし、2年以上の継続勤務や入学した学校の卒業等の一定条件を満たした場合には、申請によって償還が免除されます。 	都
子供の権利擁護					
294	福祉保健局	<p>◆被措置児童等虐待の防止・対応強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 「3つの電話相談窓口（東京都、児童相談所、児童福祉審議会）」を設置し、虐待を受けた被措置児童等本人からの届出や、虐待を受けたと思われる児童を発見した者からの通告に対し、関係機関等と連携しながら対応します。 	都	<p>◆被措置児童等虐待の防止・対応強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 「3つの電話相談窓口（東京都、児童相談所、児童福祉審議会）」を設置し、虐待を受けた被措置児童等本人からの届出や、虐待を受けたと思われる児童を発見した者からの通告に対し、関係機関等と連携しながら対応します。 	都
2-（3）子供・若者の福祉を害する犯罪対策等					
① 児童ポルノ対策					
未然防止					
295	都民安全推進本部	<p>◆被害防止啓発用リーフレットの作成</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童ポルノの根絶に資する被害防止啓発用リーフレットを作成し、国公立・私立の都内全小学校（特別支援学校を含む。）高学年の保護者向けに配布しています。 	都	<p>◆被害防止啓発用リーフレットの作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ネット利用に起因する「自撮り被害」や、SNS利用に伴うトラブル等の被害の実態やそれらの防止啓発用リーフレットを作成し、都内全小5、中1及びその保護者向けに配布しています。 	都
296	警視庁	<p>◆広報ポスターの作成</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童ポルノ犯罪防止広報啓発用ポスターを作成し、官公庁、都内小中高등학교、都内主要駅等に掲示を依頼します。 	都	削除	削除
297	都民安全推進本部	<p>◆インターネット利用適正化促進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童ポルノの被害を防止するため、携帯電話・スマートフォンへのフィルタリングの利用促進やインターネット利用のルールづくりを進めます。 	都	<p>◆インターネット利用適正化促進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童ポルノの被害を防止するため、携帯電話・スマートフォンへのフィルタリングの利用促進やインターネット利用のルールづくりを進めています。 	都

「東京都子供・若者計画」掲載事業の現在の状況について（令和元年7月1日現在）

資料3

現行の東京都子供・若者計画の記載内容（平成27年8月策定）				現在の状況（令和元年7月1日現在）	
No.	所管局	取組内容	実施主体	現在の取組内容	実施主体
298	都民安全推進本部	◆児童ポルノ根絶等の啓発講演会 ・青少年地区委員や保護者、教職員等に普及啓発講演会等を実施します。	都	◆ファミリーール講座 ・ネット利用に起因する「自撮り被害」や、SNS利用に伴うトラブル等の被害の実態やそれらから身を守るための講座を開催し、家庭でのルール作りの推進や、大学生を活用したグループワークなどを実施しています。	都
相談支援					
299	福祉保健局 警視庁	◆被害児童の支援活動の推進 ・児童相談所における被害児童等への支援 ・少年センター等におけるカウンセリング等の適切な支援	都	◆被害児童の支援活動の推進 ・児童相談所における被害児童等への支援 ・少年センター等におけるカウンセリング等の適切な支援	都
300	警視庁	◆STOP！児童ポルノ・情報ホットライン ・警視庁では、児童ポルノ根絶に向けた対策の強化とともに、児童ポルノに関する事件の取締りを強化し、電話やメールによる24時間対応の通報・相談窓口を設置し、児童ポルノに関する情報を求めています。	都	◆STOP！児童ポルノ・情報ホットライン ・警視庁では、児童ポルノ根絶に向けた対策の強化とともに、児童ポルノに関する事件の取締りを強化し、電話やメールによる24時間対応の通報・相談窓口を設置し、児童ポルノに関する情報を求めています。	都
② 犯罪被害に遭った子供・若者とその家族等への支援					
犯罪被害者への情報提供					
301	警視庁	◆被害者の手引の作成・配布 ・犯罪被害者及びその家族に、捜査や裁判は、どのような手続で進んでいくのか、捜査上、被害者や家族にどのようなお願いをするのか、犯罪被害者及びその家族が利用できる支援制度には、どのようなものがあるのか、などについてお知らせし、情報不足から生じる様々な不安な思いを少しでも解消してもらうため、「被害者の手引」を作成し、配布しています。	都	◆被害者の手引の作成・配布 ・犯罪被害者及びその家族に、捜査や裁判は、どのような手続で進んでいくのか、捜査上、被害者や家族にどのようなお願いをするのか、犯罪被害者及びその家族が利用できる支援制度には、どのようなものがあるのか、などについてお知らせし、情報不足から生じる様々な不安な思いを少しでも解消してもらうため、「被害者の手引」を作成し、配布しています。	都
302	警視庁	◆被害者連絡制度 ・殺人、傷害、性犯罪等の身体犯の被害者及びその遺族、ひき逃げ事件や交通死亡事故などの重大な交通事故事件の被害者及びその遺族に対し、被害者の意向を踏まえ、事件を担当している捜査員や被害者連絡員に指定された捜査員等が、捜査状況や被疑者の検挙状況及び逮捕被疑者の処分状況を捜査に支障のない範囲でお知らせする制度があります。	都	◆被害者連絡制度 ・殺人、傷害、性犯罪等の身体犯の被害者及びその遺族、ひき逃げ事件や交通死亡事故などの重大な交通事故事件の被害者及びその遺族に対し、被害者の意向を踏まえ、事件を担当している捜査員や被害者連絡員に指定された捜査員等が、捜査状況や被疑者の検挙状況及び逮捕被疑者の処分状況を捜査に支障のない範囲でお知らせする制度があります。	都
相談・カウンセリング体制の整備					
303	警視庁	◆「犯罪被害者ホットライン」 ・主として性犯罪、傷害事件の被害者、殺人事件等の遺族が抱えるこころの悩み相談に応じています。	都	◆「犯罪被害者ホットライン」 ・主として性犯罪、傷害事件の被害者、殺人事件等の遺族が抱えるこころの悩み相談に応じています。	都
新規	警視庁		都	◆「ハートさん＃8103」 ・被害が潜在化しやすい性犯罪被害者への支援を拡充するため、全国共通短縮ダイヤルを導入し、ダイヤルすると発信された地域を管轄する都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながり、24時間・365日（一部を除く。）対応しています。	都

「東京都子供・若者計画」掲載事業の現在の状況について（令和元年7月1日現在）

資料3

現行の東京都子供・若者計画の記載内容（平成27年8月策定）				現在の状況（令和元年7月1日現在）	
No.	所管局	取組内容	実施主体	現在の取組内容	実施主体
304	総務局	◆東京都総合相談窓口（被害者支援都民センター内） ・東京都総合相談窓口は、東京都と公益社団法人被害者支援都民センターが協働で運営しています。被害者支援都民センターは、犯罪被害者及びその家族に対して、精神的支援その他各種支援活動を行うとともに、社会全体の被害者支援意識の高揚を図り、犯罪被害者等の被害の軽減及び回復に資することを目的として活動しています。窓口では、電話相談、面接相談、裁判所や病院、警察署などへの付き添い支援、精神科医等によるカウンセリングを行っています。	都	◆東京都総合相談窓口（被害者支援都民センター内） ・東京都総合相談窓口は、東京都と公益社団法人被害者支援都民センターが協働で運営しています。被害者支援都民センターは、犯罪被害者及びその家族に対して、精神的支援その他各種支援活動を行うとともに、社会全体の被害者支援意識の高揚を図り、犯罪被害者等の被害の軽減及び回復に資することを目的として活動しています。窓口では、電話相談、面接相談、裁判所や病院、警察署などへの付き添い支援、精神科医等によるカウンセリングを行っています。	都
305	総務局	◆性暴力救済ダイヤル N a N a ・性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援事業として、都と民間支援団体が連携して相談ダイヤル（性暴力救済ダイヤルN a N a）を設け、24時間365日被害者からの相談を受け付けています。 ・民間支援団体の相談員が、被害者の状況に応じて、都内全域に確保した協力医療機関や警察に付き添います。また、中長期的な精神的ケア等が必要な場合は専門的な機関につなぎます。	都	◆性暴力救済ダイヤル N a N a ・性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援事業として、都と特定非営利活動法人性暴力救済センター・東京（SARC東京）が連携して相談ダイヤル「性暴力救済ダイヤルN a N a」を設け、24時間365日被害者からの相談を受け付けています。 ・SARC東京の相談員が、被害者の状況に応じて、都内協力医療機関や警察に付き添います。また、精神的ケア等が必要な場合は専門的な機関につなぎます。	都
新規	総務局			◆「インターネットにおける人権侵害」に関する法律相談（東京都人権プラザ） ・インターネット上の書き込みなどが名誉棄損やプライバシーの侵害などの人権侵害に当たると思われる法律問題について、相談予約電話を受け付けた後、弁護士が面接により相談に応じます。	都
306	警視庁	◆カウンセリング制度 ・犯罪により大きな精神的被害を受けた犯罪被害者に対しては、精神的被害を軽減するため、カウンセリングに関する専門的知識や技術を有する職員の配置や民間のカウンセラーとの連携などにより、相談・カウンセリング体制を整備しています。	都	◆カウンセリング制度 ・犯罪により大きな精神的被害を受けた犯罪被害者に対しては、精神的被害を軽減するため、カウンセリングに関する専門的知識や技術を有する職員の配置や民間のカウンセラーとの連携などにより、相談・カウンセリング体制を整備しています。	都
精神的・経済的負担の軽減に関する制度					
307	警視庁	◆協力医療機関制度 ・警察に被害を届け出た性犯罪被害者で、医療機関での診察が必要な犯罪被害者に対しては、夜間、休日等であっても、被害者支援の趣旨を理解した上で、協力関係を結んでいる医療機関で診察を受けることができます。	都	◆協力医療機関制度 ・警察に被害を届け出た性犯罪被害者で、医療機関での診察が必要な犯罪被害者に対しては、夜間、休日等であっても、被害者支援の趣旨を理解した上で、協力関係を結んでいる医療機関で診察を受けることができます。	都
308	警視庁	◆犯罪被害者等に対する宿泊施設提供制度 ・犯罪被害に起因する様々な要因により、従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等に対し、被害直後に一時的に利用する宿泊施設を提供し、精神的及び経済的負担の軽減を図る制度があります。	都	◆犯罪被害者等に対する宿泊施設提供制度 ・犯罪被害に起因する様々な要因により、従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等に対し、被害直後に一時的に利用する宿泊施設を提供し、精神的及び経済的負担の軽減を図る制度があります。	都
309	警視庁	◆犯罪被害者に対する公費支出制度 ・犯罪被害者が病院で受診した際に要した診断書料や診察料等について、その全額又は一部を、一定の条件の下、公費で支出する制度があります。	都	◆犯罪被害者に対する公費支出制度 ・犯罪被害者が病院で受診した際に要した診断書料や診察料等について、その全額又は一部を、一定の条件の下、公費で支出する制度があります。	都

「東京都子供・若者計画」掲載事業の現在の状況について（令和元年7月1日現在）

資料3

現行の東京都子供・若者計画の記載内容（平成27年8月策定）				現在の状況（令和元年7月1日現在）	
No.	所管局	取組内容	実施主体	現在の取組内容	実施主体
310	東京都公安委員会	◆犯罪被害給付制度 ・殺人などの犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺族又は重傷病を負い又は身体に障害が残った犯罪被害者に対して、社会の連帯共助の精神に基づき、国が犯罪被害者等給付金を支給し、その精神的、経済的打撃の緩和を図り、再び平穏な生活を営むことができるよう支援する制度です。 ・遺族給付金、重傷病給付金及び障害給付金の3種類があり、いずれも国から一時金として支給されます。	国	◆犯罪被害給付制度 ・殺人などの犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺族又は重傷病を負い又は身体に障害が残った犯罪被害者に対して、社会の連帯共助の精神に基づき、国が犯罪被害者等給付金を支給し、その精神的、経済的打撃の緩和を図り、再び平穏な生活を営むことができるよう支援する制度です。 ・遺族給付金、重傷病給付金及び障害給付金の3種類があり、いずれも国から一時金として支給されます。	都
	新規 総務局 警視庁		都	◆犯罪被害遺児に関する支援施策 ・犯罪により家族を亡くした児童(以下「被害遺児」という。)を社会全体で支える活動の一環として、協力団体等と協働で各種イベントへの被害遺児の招待活動を行っています。	
犯罪被害者支援体制					
311	警視庁	◆犯罪被害者支援連絡会 ・犯罪被害者の抱える広範多岐にわたる問題解決に向けて、関係機関・団体によるネットワークを構築し、相互に協力・連携を図ることで、犯罪被害者に対する支援活動の推進に努めています。	都	◆犯罪被害者支援連絡会 ・犯罪被害者の抱える広範多岐にわたる問題解決に向けて、関係機関・団体によるネットワークを構築し、相互に協力・連携を図ることで、犯罪被害者に対する支援活動の推進に努めています。	都
基本方針Ⅲ 子供・若者の育成環境の整備					
1 家庭の養育力・教育力の向上					
1-（1）子育て支援の充実					
妊娠・出産・子育てに関する支援の充実					
312	福祉保健局	◆保健所・保健センター ・妊娠から子育て期にわたる総合的支援を提供するワンストップ拠点です。 ・子供と子育て家庭を妊娠から切れ目なく支援するため、家族状況等を踏まえた適切な相談支援やサービス提供を行うとともに、必要に応じて他機関で行う支援策につなげます。	区市町村	◆保健所・保健センター ・妊娠から子育て期にわたる総合的支援を提供するワンストップ拠点です。 ・子供と子育て家庭を妊娠から切れ目なく支援するため、家族状況等を踏まえた適切な相談支援やサービス提供を行うとともに、必要に応じて他機関で行う支援策につなげます。	区市町村
313	福祉保健局	◆子供家庭支援区市町村包括補助事業 ・都内の福祉保健施策総体の向上を図るため、区市町村が地域の実情に応じ、創意工夫を凝らして、子供家庭分野における基盤の整備及びサービスの充実を目的とする事業を主体的に実施できるよう支援しています。	都	◆子供家庭支援区市町村包括補助事業 ・都内の福祉保健施策総体の向上を図るため、区市町村が地域の実情に応じ、創意工夫を凝らして、子供家庭分野における基盤の整備及びサービスの充実を目的とする事業を主体的に実施できるよう支援しています。	都
314	福祉保健局	◆妊婦健康診査受診促進事業 ・妊婦に対して早期の医療機関受診と妊娠の届出及び定期的な妊婦健康診査の受診を促進するとともに、悩みや不安がある場合には、区市町村や都の相談窓口への相談を促すための普及啓発を行います。	区市町村 都	◆妊婦健康診査受診促進事業 ・広域的な普及啓発により、妊婦に対して早期の医療機関受診と妊娠の届出及び妊婦健康診査の定期的な受診を促します。	区市町村 都
315	福祉保健局	◆妊娠・出産包括支援推進事業 ・都は、妊娠から子育て期にわたる妊産婦等への切れ目ない支援体制を区市町村が構築できるよう、情報提供や研修を通じて支援します。	都	事業終了	都

「東京都子供・若者計画」掲載事業の現在の状況について（令和元年7月1日現在）

資料3

現行の東京都子供・若者計画の記載内容（平成27年8月策定）				現在の状況（令和元年7月1日現在）	
No.	所管局	取組内容	実施主体	現在の取組内容	実施主体
316	福祉保健局（再掲 No.272）	◆出産・子育て応援事業（ゆりかご・とうきょう事業） ・保健師等の専門職を配置して、妊娠から子育て期にわたる妊産婦等への切れ目ない支援を行う区市町村に対し、専門職の配置経費を補助し、取組の一層の充実を促します。	区市町村	◆出産・子育て応援事業（ゆりかご・とうきょう事業） ・全ての妊婦を対象に専門職が面接を行い、心身の状態や家庭の状況を把握し、ニーズに応じた支援を妊娠から子育て期にわたり切れ目なく行う区市町村の取組を支援します。	区市町村
317	福祉保健局（再掲 No.273）	◆子育てスタート支援事業（子供家庭支援区市町村包括補助事業） ・出産や子育てに特に支援を必要とする妊婦・母児に対し、心身の安定と育児知識等を付与する場として、一定期間のデイケアや宿泊ケアを行うことで、妊娠から産後までの切れ目のないサポート体制の確立を支援します。	区市町村	事業終了	区市町村
318	福祉保健局	◆要支援家庭の早期発見に向けた取組 ・母子健康手帳交付時や新生児訪問時の機会等を活用して、支援が必要な家庭の早期発見を図り、保健所・保健センターの個別指導、子供家庭支援センターで実施する在宅サービスなど、適切な支援につなげる区市町村の取組を促進します。	区市町村	◆要支援家庭の早期発見に向けた取組 ・母子健康手帳交付時や新生児訪問時の機会等を活用して、支援が必要な家庭の早期発見を図り、保健所・保健センターの個別指導、子供家庭支援センターで実施する在宅サービスなど、適切な支援につなげる区市町村の取組を促進します。	区市町村
319	福祉保健局（再掲 No.274）	◆乳幼児全戸訪問（こんにち赤ちゃん）事業 ・生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問する乳児家庭全戸訪問事業に取り組む区市町村を支援します。	区市町村	◆乳幼児全戸訪問（こんにち赤ちゃん）事業 ・生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問する乳児家庭全戸訪問事業に取り組む区市町村を支援します。	区市町村
320	福祉保健局（再掲 No.275）	◆子供家庭支援センター事業（子供家庭支援区市町村包括補助事業） ・地域の子供と家庭を支援するため、子供家庭支援センターの取組を支援しています。 ・子供家庭支援センターは、区市町村における第一義的な相談窓口、在宅サービスの提供や調整、関係機関や団体のコーディネート機能として、子育て支援ネットワークの核となっています。 ・また、児童虐待対応の専門性を強化した先駆型子供家庭支援センターを設置して虐待の未然防止や早期発見・対応に取り組む区市町村を支援しています。	区市町村	◆子供家庭支援センター事業（子供家庭支援区市町村包括補助事業） ・地域の子供と家庭を支援するため、区市町村における第一義的な相談窓口、在宅サービスの提供・調整機能、関係機関や団体のコーディネート機能として、子育て支援ネットワークの核となる子供家庭支援センターの取組を支援します。 ・また、児童虐待対応の専門性を強化した子供家庭支援センターを設置して虐待の未然防止や早期発見・対応に取り組む区市町村を支援します。	区市町村
321	福祉保健局	◆子育て短期支援事業実施施設の整備 ・保護者の利便性やケースワークの質の向上を図るため、子供家庭支援センターに併設した子育て短期支援事業実施施設を整備する区市町村を支援します。	区市町村	◆子育て短期支援事業実施施設の整備 ・保護者の利便性やケースワークの質の向上を図るため、子供家庭支援センターに併設した子育て短期支援事業実施施設を整備する区市町村を支援します。	区市町村
322	福祉保健局（再掲 No.276）	◆養育支援訪問事業 ・保護者の養育を支援することが特に必要な家庭を訪問し支援する養育支援訪問事業に取り組む区市町村を支援します。	区市町村	◆養育支援訪問事業 ・保護者の養育を支援することが特に必要な家庭を訪問し支援する養育支援訪問事業に取り組む区市町村を支援します。	区市町村
323	福祉保健局（再掲 No.277）	◆要支援家庭を対象としたショートステイ事業（子供家庭支援区市町村包括補助事業） ・養育に特に支援が必要な家庭の児童に対し、子育て支援の一環としてショートステイサービスを提供し、子供の成長や保護者を支援することにより、安心して子育てに取り組むことができる環境整備を支援します。	区市町村	◆要支援家庭を対象としたショートステイ事業（子供家庭支援区市町村包括補助事業） ・養育に特に支援が必要な家庭の児童に対し、子育て支援の一環としてショートステイサービスを提供し、子供の成長や保護者を支援することにより、安心して子育てに取り組むことができる環境整備を支援します。	区市町村
324	福祉保健局	◆親の子育て力向上支援事業（子供家庭支援区市町村包括補助事業） ・子育てに不安を持つ親に対し、グループワークを通して子育てスキルの向上や仲間作りを促進し、育児不安の解消を図る区市町村の取組を支援します。	区市町村	◆親の子育て力向上支援事業（子供家庭支援区市町村包括補助事業） ・子育てに不安を持つ親に対し、グループワークを通して子育てスキルの向上や仲間作りを促進し、育児不安の解消を図る取組を支援します。	区市町村

「東京都子供・若者計画」掲載事業の現在の状況について（令和元年7月1日現在）

資料3

現行の東京都子供・若者計画の記載内容（平成27年8月策定）				現在の状況（令和元年7月1日現在）	
No.	所管局	取組内容	実施主体	現在の取組内容	実施主体
325	都民安全推進本部生活文化局	◆こころの東京塾 ・子供を社会性をもった大人に育てるためには、人間形成の基礎を培う段階から「規範意識」を持たせることが重要です。 ・乳幼児期から親がためらうことなく「しつけ」を当たり前のこととして行い、地域社会にはそれを後押しすることが求められます。 ・このため、区市町村が、親の子育ての不安を軽くし、親が自信を持って子育て・しつけができるよう勇気づけるとともに、親自身の意識や行動を見直してもらうきっかけ作りとなる講座を実施する取組を支援します。 ・都は、プログラムの提供と講師等の人材を養成し派遣しています。	区市町村	事業終了	—
326	福祉保健局	◆地域子育て支援拠点事業（子育てひろば） ・子育てひろばにおいて、地域支援や利用者支援事業を実施し、地域社会で子育てを支援する体制や保護者の相談体制の充実に取り組み区市町村を支援しています。	区市町村	◆地域子育て支援拠点事業（子育てひろば） ・子育てひろばにおいて、地域支援や利用者支援事業を実施し、地域社会で子育てを支援する体制や保護者の相談体制の充実に取り組み区市町村を支援します。	区市町村
327	福祉保健局	◆子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ） ・子供の年齢等にかかわらず、すべての子育て家庭が、ショートステイ・トワイライトステイのサービスを、必要に応じて利用することができるよう取り組む区市町村を支援します。	区市町村	◆子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ） ・子供の年齢等にかかわらず、すべての子育て家庭が、ショートステイ・トワイライトステイのサービスを、必要に応じて利用することができるよう取り組む区市町村を支援します。	区市町村
328	福祉保健局	◆子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（子供家庭支援区市町村包括補助事業） ・仕事と家庭の両立や子を持つすべての家庭の子育てを支援するため、地域の会員同士で育児の援助を行うファミリー・サポート・センターの安定的な実施に取り組む区市町村を支援します。	区市町村	◆子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） ・仕事と家庭の両立や子を持つすべての家庭の子育てを支援するため、地域の会員同士で育児の援助を行うファミリー・サポート・センターの安定的な実施に取り組む区市町村を支援します。	区市町村
329	福祉保健局	◆一時預かり事業 ・保護者の疾病や育児疲れなど、保護者の事情に応じて一時的に保育を提供することができるよう、一時預かり事業に取り組む区市町村や事業者を支援します。	区市町村	◆一時預かり事業 ・保護者の疾病や育児疲れなど、保護者の事情に応じて一時的に保育を提供することができるよう、一時預かり事業に取り組む区市町村や事業者を支援します。	区市町村
330	福祉保健局	◆保育サービスの拡充 ・地域の実情に応じ、認可保育所、認証保育所、認定こども園など、多様な保育サービスを組み合わせ、保育サービスの拡充に取り組む区市町村を支援していきます。 ・多様な保育ニーズに対応した保育サービスを実施する区市町村を支援します。 （夜間保育、延長保育、休日保育、病児・病後児保育など）	区市町村	◆保育サービスの拡充 ・地域の実情に応じ、認可保育所、認証保育所、認定こども園など、多様な保育サービスを組み合わせ、保育サービスの拡充に取り組む区市町村を支援していきます。 ・多様な保育ニーズに対応した保育サービスを実施する区市町村を支援します。 （夜間保育、延長保育、休日保育、病児・病後児保育など）	区市町村
相談体制等					
331	福祉保健局	◆女性の健康等に関する相談 ・電話相談事業（「女性のための健康ホットライン」「妊娠相談ほっとライン」「不妊・不育ホットライン」）により女性の様々な悩みに対応しています。	都	◆女性の健康等に関する相談 ・電話相談事業（「女性のための健康ホットライン」「妊娠相談ほっとライン」「不妊・不育ホットライン」）により女性の様々な悩みに対応しています。	都

「東京都子供・若者計画」掲載事業の現在の状況について（令和元年7月1日現在）

資料3

現行の東京都子供・若者計画の記載内容（平成27年8月策定）				現在の状況（令和元年7月1日現在）	
No.	所管局	取組内容	実施主体	現在の取組内容	実施主体
332	福祉保健局	◆TOKYO子育て情報サービス ・妊娠や子育て、子供の事故防止や応急手当等に関する情報をインターネットや電話（自動音声）により24時間365日提供することにより、子育て家庭の不安の軽減を図っています。	都	◆TOKYO子育て情報サービス ・妊娠や子育て、子供の事故防止や応急手当等に関する情報をインターネットや電話（自動音声）により24時間365日提供することにより、子育て家庭の不安の軽減を図ります。	都
333	福祉保健局	◆東京都こども医療ガイド ・子供の病気やケガの対処の仕方、病気の基礎知識、子育てのアドバイスなどを、ホームページで情報提供し、子育て経験の少ない親の不安の軽減を図ります。	都	◆東京都こども医療ガイド ・子供の病気やケガの対処の仕方、病気の基礎知識、子育てのアドバイスなどを、ホームページで情報提供し、子育て経験の少ない親の不安の軽減を図っています。	都
334	福祉保健局	◆東京都医療機関案内サービス「ひまわり」 ・休日や夜間に子供が急に熱を出した場合など、その時間に診療している近くの医療機関を電話で案内するサービスや、インターネットにより医療機関のきめ細かい情報提供を24時間実施し、都民の多様なニーズに対応しています。	都	◆東京都医療機関案内サービス「ひまわり」 ・休日や夜間に子供が急に熱を出した場合など、その時間に診療している近くの医療機関を電話で案内するサービスや、インターネットにより医療機関のきめ細かい情報提供を24時間実施し、都民の多様なニーズに対応しています。	都
335	福祉保健局	◆「母と子の健康相談室」（小児救急相談） ・保健所や保健センターが閉庁する時間帯に、母と子の健康に関する不安や悩みに対して電話相談を行っています。 ・子供の健康上の相談、育児相談、妊娠中の健康や生活の相談など、母と子の健康に関する相談に、経験豊富な保健師や助産師がお答えしています。 ・また、必要に応じて小児科医師が小児救急相談にお答えします。	都	◆電話相談「子供の健康相談室」（小児救急相談） ・子供の健康や救急に関する相談に対して、看護師や保健師（必要に応じて小児科医師）が対応し、保護者の不安の軽減を図ります。	都
336	福祉保健局	◆4152（よいこに）電話 ・土・日・祝日（年末年始を除く）を含め、毎日、電話相談を行うとともに、聴覚言語障害者向けには、FAX相談を実施し、多様な児童相談ニーズに応えています。	都	◆4152（よいこに）電話 ・土・日・祝日（年末年始を除く）を含め、毎日、電話相談を行うとともに、聴覚言語障害者向けには、FAX相談を実施し、多様な児童相談ニーズに応えます。	都
周産期・小児救急医療体制整備の推進					
337	福祉保健局	◆総合的な周産期医療体制の確保 ・ハイリスクの妊産婦や高度医療が必要な新生児等に適切な医療を提供するため、周産期母子医療センターを中心として、周産期連携病院や地域の医療機関等との機能分担と相互の連携を一層進めるなど、総合的な周産期医療体制を確保していきます。	都	◆総合的な周産期医療体制の確保 ・ハイリスクの妊産婦や高度医療が必要な新生児等に適切な医療を提供するため、周産期母子医療センターを中心として、周産期連携病院や地域の医療機関等との機能分担と相互の連携を一層進めるなど、総合的な周産期医療体制を確保していきます。	都
338	福祉保健局	◆小児救急医療体制の確保 ・他の医療機関では救命治療の継続が困難な小児重篤患者の受入要請があった場合に、患者を必ず受け入れ、迅速かつ適切な救命治療を行う「東京都こども救命センター」を中核として、区市町村が行う小児の初期救急をはじめ、二次・三次救急の救急医療を整備し、安心できる小児救急医療体制を確保していきます。	都 区市町村	◆小児救急医療体制の確保 ・他の医療機関では救命治療の継続が困難な小児重篤患者の受入要請があった場合に、患者を必ず受け入れ、迅速かつ適切な救命治療を行う「東京都こども救命センター」を中核として、区市町村が行う小児の初期救急をはじめ、二次・三次救急の救急医療を整備し、安心できる小児救急医療体制を確保していきます。	都 区市町村
子育てにやさしい環境の整備					
339	住宅政策本部	◆子育て世帯に配慮した住宅の供給促進 ・子育て支援サービスとも連携した子育て世帯向けの質の高い住宅を都が認定するなど、子育て世帯に配慮した住宅の供給を促進します。	都	◆子育て世帯に配慮した住宅の供給促進 ・子育て支援サービスとも連携した子育て世帯向けの質の高い住宅を都が認定するなど、子育て世帯に配慮した住宅の供給を促進します。	都

「東京都子供・若者計画」掲載事業の現在の状況について（令和元年7月1日現在）

資料3

現行の東京都子供・若者計画の記載内容（平成27年8月策定）				現在の状況（令和元年7月1日現在）	
No.	所管局	取組内容	実施主体	現在の取組内容	実施主体
340	福祉保健局	◆子育て家庭の外出環境の整備「赤ちゃん・ふらっと」 ・子育て家庭が、気軽に外出できるよう、授乳やおむつ替えなどができる「赤ちゃん・ふらっと」を保育所や公共施設等、身近な地域に設置する区市町村を支援するほか、都立施設、民間施設にも設置を進めています。	都	◆子育て家庭の外出環境の整備「赤ちゃん・ふらっと」 ・子育て家庭が、気軽に外出できるよう、授乳やおむつ替えなどができる「赤ちゃん・ふらっと」を保育所や公共施設等、身近な地域に設置する区市町村を支援するほか、都立施設、民間施設にも設置を進めます。	都
341	福祉保健局	◆子育て応援とうきょう会議の運営 ・「社会全体で子育てを応援する」取組を推進するため、様々な分野の関係機関、企業・NPO・自治体等の団体、学識経験者が連携し、以下のような取組を実施しています。 (1) 子育てに役立つ情報や、子育て応援とうきょう会議協働会員の取組情報等を提供するウェブサイト「とうきょう子育てスイッチ」の運営 (2) 企業・NPO・自治体等が行う子育て支援に関する取組の推進 (3) ベビーカーの安全利用に関するキャンペーン等、子育て支援に寄与するイベントや普及啓発の実施	都	◆子育て応援とうきょう会議の運営 ・「社会全体で子育てを応援する」取組を推進するため、様々な分野の関係機関、企業・NPO・自治体等の団体、学識経験者が連携し、以下のような取組を実施しています。 (1) 子育てに役立つ情報や、子育て応援とうきょう会議協働会員の取組情報等を提供するウェブサイト「とうきょう子育てスイッチ」の運営 (2) 企業・NPO・自治体等が行う子育て支援に関する取組の推進 (3) ベビーカーの安全利用に関するキャンペーン等、子育て支援に寄与するイベントや普及啓発の実施	都
342	福祉保健局	◆東京子育て応援事業 ・安心して子育てができる環境を整備するため、都の出えんや企業や都民等の寄付による基金を活用し、特定非営利法人、企業等が行う先進的な取組を対象として、将来の自主的な運営を前提とした立ち上げ支援を実施します。	都	◆子供が輝く東京・応援事業 ・社会全体で子育てを支えることを目的として、都の出えん等による基金を活用し、NPO法人等による、結婚、子育て、学び、就労までのライフステージに応じた取組を支援するため、新たに実施する事業（定額助成）と、既存事業のレベルアップにつながる事業（成果連動型助成）に対して、助成金を交付します。	都【公益財団法人東京都福祉保健財団】
343	生活文化局	◆ワーク・ライフ・バランスの充実 ・「大学生に向けたキャリアデザインコンテンツ」を作成し、結婚・出産を見据えた上でのキャリア形成に向けて、将来社会を担う若者が職業生活のあり方やワーク・ライフ・バランスの重要性を学ぶことができるよう、大学におけるキャリア・デザイン教育を支援しています。 ・夫婦でワーク・ライフ・バランスへの理解を深めるための「パパとママが描くみらい手帳」を作成し、普及啓発を実施しています。	都	◆ライフ・ワーク・バランスの充実 ・男性の家事育児参画を応援するWebサイト「パパズ・スタイル」において、男性に役立つ家事育児の実践方法や意識啓発につながる記事を掲載し、男性やそのパートナー、親や上司の世代等社会全体に対し気運醸成を行っています。 ・「若者に向けたキャリアデザインコンテンツ」を作成し、結婚・出産を見据えた上でのキャリア形成に向けて、将来社会を担う若者が職業生活のあり方やライフ・ワーク・バランスの重要性を学ぶことができるよう、若者のキャリア・デザイン教育を支援しています。 ・夫婦でライフ・ワーク・バランスへの理解を深めるための「パパとママが描くみらい手帳」を作成し、普及啓発を実施しています。	都
344	産業労働局	◆「働き方の見直し」に向けた取組の推進 ・仕事と生活を両立しながら、いきいきと働き続けられる職場の実現に向け優れた取組を実施している中小企業を、都が「東京ワークライフバランス認定企業」として認定し、広く公表しています。また、ワーク・ライフ・バランス等、「働き方の見直し」について社会的機運の醸成を図るため、関係機関の協力を得て「ワークライフバランスフェスタ東京」を開催し、認定企業の取組やノウハウを広く公開するとともに、参加企業等の交流の場を設け、中小企業の雇用環境整備の促進を図っています。 ・仕事と育児の両立など雇用環境の整備に取り組む中小企業に対し、専門家の派遣や助成金の支給等により、企業への支援を推進しています。	都	◆「働き方の見直し」に向けた取組の推進 ・仕事と生活を両立しながら、いきいきと働き続けられる職場の実現に向け優れた取組を実施している中小企業を、都が「東京ライフ・ワーク・バランス認定企業」として認定し、広く公表しています。また、ライフ・ワーク・バランス等、「働き方の見直し」について社会的機運の醸成を図るため、関係機関の協力を得て「ライフ・ワーク・バランスEXPO東京」を開催し、認定企業の取組やノウハウを広く公開するとともに、参加企業等の交流の場を設け、中小企業の雇用環境整備の促進を図っています。 ・仕事と育児の両立など雇用環境の整備に取り組む中小企業に対し、専門家の派遣や助成金の支給等により、企業への支援を推進しています。	都
1-(2) 家庭教育への支援					

「東京都子供・若者計画」掲載事業の現在の状況について（令和元年7月1日現在）

資料3

現行の東京都子供・若者計画の記載内容（平成27年8月策定）				現在の状況（令和元年7月1日現在）	
No.	所管局	取組内容	実施主体	現在の取組内容	実施主体
就学前教育の充実					
345	教育庁 (再掲 No.1)	◆小学校との連続性を踏まえた就学前教育の充実 ・認定こども園、幼稚園及び保育施設と小学校との円滑な接続を図るための具体的な連携の方策を明らかにした「就学前教育プログラム」や、乳幼児期から就学期までの発達や学びの連続性を踏まえた教育内容や方法を具体的に示した「就学前教育カリキュラム」等、都教育委員会が作成した指導資料の普及・啓発を図ります。このことにより、認定こども園、幼稚園及び保育施設における質の高い就学前教育及び小学校教育との円滑な接続を推進します。	都 区市町村	◆小学校との連続性を踏まえた就学前教育の充実 ・幼稚園、保育所等の就学前施設と小学校との円滑な接続を図るための具体的な連携の方策を明らかにした「就学前教育プログラム」や、乳幼児期から就学期までの発達や学びの連続性を踏まえた教育内容や方法を具体的に示した「就学前教育カリキュラム 改訂版」等、都教育委員会が作成した指導資料の普及・啓発を図ります。このことにより、就学前施設における質の高い就学前教育及び小学校教育との一層の円滑な接続を推進します。	都 区市町村
346	教育庁 (再掲 No.2)	◆乳幼児期からの子供の教育支援プロジェクト ・子供の発達に関する科学的知見を踏まえ、乳幼児期からの子供の教育の重要性を全ての保護者に伝えるとともに、乳幼児期からの子供の教育支援の取組を地域に定着させる取組を実施します。	都 区市町村	◆乳幼児期からの子供の教育支援プロジェクト ・子供の発達に関する科学的知見を踏まえ、乳幼児期からの子供の教育の重要性を全ての保護者に伝えるとともに、乳幼児期からの子供の教育支援の取組を地域に定着させる取組を実施します。	都 区市町村
347	生活文化 局	◆私立幼稚園等への助成 (1) 私立幼稚園経常費補助・私立幼稚園教育振興事業費補助 ・私立幼稚園の教育条件の維持向上、在学する園児に係る修学上の経済的負担の軽減及び私立幼稚園の経営の健全性を高めるため、その経費の一部を補助します。あわせて、地域の様々なニーズに応じた私立幼稚園の取組を促進します。 (2) 私立幼稚園等施設型給付費負担金 ・子ども・子育て支援新制度の施行に伴い創設された施設型給付の一部を負担し、幼児期の学校教育や保育等の量の拡充、質の向上の推進を図ります。 (3) 私立幼稚園等特色教育等推進補助 ・新制度に移行する私立幼稚園に対し、特色ある幼児教育の推進を図るため、各園の取組に応じて補助します。	都 区市町村	◆私立幼稚園等への助成 (1) 私立幼稚園経常費補助・私立幼稚園教育振興事業費補助 ・私立幼稚園の教育条件の維持向上、在学する園児に係る修学上の経済的負担の軽減及び私立幼稚園の経営の健全性を高めるため、その経費の一部を補助します。あわせて、地域の様々なニーズに応じた私立幼稚園の取組を促進します。 (2) 私立幼稚園等施設型給付費負担金 ・子ども・子育て支援新制度の施行に伴い創設された施設型給付の一部を負担し、幼児期の学校教育や保育等の量の拡充、質の向上の推進を図ります。 (3) 私立幼稚園等特色教育等推進補助 ・新制度に移行する私立幼稚園に対し、特色ある幼児教育の推進を図るため、各園の取組に応じて補助します。	都 区市町村
348	生活文化 局	◆私立幼稚園等における預かり保育の充実 (1) 私立幼稚園預かり保育推進補助 ・私立幼稚園における預かり保育の拡充を推進するため、預かり保育を実施する私立幼稚園に対して、その経費の一部を補助します。 (2) 私立幼稚園等一時預かり事業費補助 ・新制度の施行に伴い創設された一時預かり事業（幼稚園型）を行う区市町村に対し、その経費の一部を補助することにより、地域の実情に応じた子育て支援の充実を図ります。	都 区市町村	◆私立幼稚園等における預かり保育の充実 (1) 私立幼稚園預かり保育推進補助 ・私立幼稚園における預かり保育の拡充を推進するため、預かり保育を実施する私立幼稚園に対して、その経費の一部を補助します。 (2) 私立幼稚園等一時預かり事業費補助 ・新制度の施行に伴い創設された一時預かり事業（幼稚園型）を行う区市町村に対し、その経費の一部を補助することにより、地域の実情に応じた子育て支援の充実を図ります。 ・また、就労家庭の教育ニーズに対応するため、預かり保育の長時間、通年化、小規模保育施設等との連携による卒園時児受入れ、2歳児の定期利用に取り組む私立幼稚園を「T O K Y O子育て応援幼稚園」として都が独自に支援を行います。	都 区市町村
349	生活文化 局 (再掲 No.115)	◆私立幼稚園等に通う園児の保護者への支援（私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助） ・幼稚園教育の振興と充実に資するため、私立幼稚園等に在籍する園児の保護者に対して、区市町村が行う保護者負担軽減事業の経費の一部を補助します。	都 区市町村	◆私立幼稚園等に通う園児の保護者への支援（私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助） ・幼稚園教育の振興と充実に資するため、私立幼稚園等に在籍する園児の保護者に対して、区市町村が行う保護者負担軽減事業の経費の一部を補助します。	都 区市町村

「東京都子供・若者計画」掲載事業の現在の状況について（令和元年7月1日現在）

資料3

現行の東京都子供・若者計画の記載内容（平成27年8月策定）				現在の状況（令和元年7月1日現在）	
No.	所管局	取組内容	実施主体	現在の取組内容	実施主体
350	教育庁	◆公立幼稚園における預かり保育の充実 ・子ども・子育て支援新制度の施行に伴い創設された一時預かり事業（幼稚園型）を行う区市町村に対し、その経費の一部を補助することにより、地域の実情に応じた子育て支援の充実を図ります。	都 区市町村	◆公立幼稚園における預かり保育の充実 ・子ども・子育て支援新制度の施行に伴い創設された一時預かり事業（幼稚園型）を行う区市町村に対し、その経費の一部を補助することにより、地域の実情に応じた子育て支援の充実を図ります。	都 区市町村
地域における家庭教育支援活動の促進					
351	教育庁	◆地域の家庭教育支援活動の取組支援 ・地域の実情に応じた乳幼児期からの家庭教育支援活動の促進を図るため、区市町村における支援人材の育成、地域の人材を生かした支援活動、家庭教育に関する学習機会の提供等の取組を支援します。	都	◆地域の家庭教育支援活動の取組支援 ・地域の実情に応じた乳幼児期からの家庭教育支援活動の促進を図るため、区市町村における支援人材の育成、地域の人材を生かした支援活動、家庭教育に関する学習機会の提供等の取組を支援します。	都
352	教育庁	◆広域的な家庭教育の啓発 ・乳幼児期からの子供の教育の重要性について、全ての保護者に対し、普及・啓発を図ります。（0歳児保護者向け資料、小学校入学前生活リズム教材、ウェブサイトによる情報提供）	都	◆広域的な家庭教育の啓発 ・乳幼児期からの子供の教育の重要性について、全ての保護者に対し、普及・啓発を図ります。（0歳児保護者向け資料、小学校入学前生活リズム教材、ウェブサイトによる情報提供）	都
家庭と学校との連携					
353	教育庁	◆「家庭と子供の支援員」の配置 ・いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など、生活指導上の課題に対応するため、問題を抱える児童・生徒に直接関わるとともに、その保護者からの相談に応じる支援員（民生・児童委員、保護司、青少年委員、退職教員、退職警察官、心理学系大学生など）を小・中学校に配置します。 ・教員とともに家庭訪問等を行い、児童・生徒やその保護者へのアドバイスや情報提供等を行います。	区市町村	◆「家庭と子供の支援員」の配置 ・いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など、生活指導上の課題に対応するため、問題を抱える児童・生徒に直接関わるとともに、その保護者からの相談に応じる支援員（民生・児童委員、保護司、青少年委員、退職教員、退職警察官、心理学系大学生など）を小・中学校に配置します。 ・教員とともに家庭訪問等を行い、児童・生徒やその保護者へのアドバイスや情報提供等を行います。	区市町村
354	教育庁	◆「家庭と学校の連絡推進会議」の設置 ・「家庭と子供の支援員」を配置した小・中学校に設置し、学校管理職や教職員、「家庭と子供の支援員」が構成員となり、支援が必要な児童・生徒やその保護者についての情報交換や協議を行います。	区市町村	◆「家庭と学校の連絡推進会議」の設置 ・「家庭と子供の支援員」を配置した小・中学校に設置し、学校管理職や教職員、「家庭と子供の支援員」が構成員となり、支援が必要な児童・生徒やその保護者についての情報交換や協議を行います。	区市町村
355	教育庁	◆「スーパーバイザー」の配置 ・対応が困難な事例などに対しては、スーパーバイザー（弁護士、医師、臨床心理士など）が、「家庭と子供の支援員」に対して、定期的に助言をします。	区市町村	◆「スーパーバイザー」の配置 ・対応が困難な事例などに対しては、スーパーバイザー（弁護士、医師、臨床心理士など）が、「家庭と子供の支援員」に対して、定期的に助言をします。	区市町村
2 家庭・地域と一体となった学校の活性化					
2-（1）開かれた学校づくり					
学校運営への保護者や地域の参加					
356	教育庁	◆学校運営連絡協議会 ・都立学校と地域社会とのパートナーシップを確立し、地域全体で教育活動の質的向上を支援していくことを目的に、学校運営に保護者や地域の方々に参加してもらい、意見交換を行っています。 ・学校運営協議会は、学校のマネジメント・サイクルでの「評価・改善」の機能を担い、都立学校の継続的改善に向けた支援を行っていきことが期待されています。 ・学校情報の提供、学校行事・授業等の見学などを行っています。	都	◆学校運営連絡協議会 ・都立学校と地域社会とのパートナーシップを確立し、地域全体で教育活動の質的向上を支援していくことを目的に、学校運営に保護者や地域の方々に参加してもらい、意見交換を行っています。 ・学校運営協議会は、学校のマネジメント・サイクルでの「評価・改善」の機能を担い、都立学校の継続的改善に向けた支援を行っていきことが期待されています。 ・学校情報の提供、学校行事・授業等の見学などを行っています。	都
地域の社会資源等の活用					

「東京都子供・若者計画」掲載事業の現在の状況について（令和元年7月1日現在）

資料3

現行の東京都子供・若者計画の記載内容（平成27年8月策定）				現在の状況（令和元年7月1日現在）	
No.	所管局	取組内容	実施主体	現在の取組内容	実施主体
357	教育庁	◆「学校支援ボランティア推進協議会」 ・学校、家庭、地域が連携・協働し、地域全体で子供の教育を支えるため、「学校支援ボランティア推進協議会」の設置促進に向けて、コーディネーター等の研修や特色ある事例等の情報提供等を充実させ、区市町村を支援します。	都	◆「地域学校協働活動推進事業」 ・学校、家庭、地域が連携・協働し、地域全体で子供の教育を支えるため、「地域学校協働本部」の設置促進に向けて、コーディネーター等の研修や特色ある事例等の情報提供等を充実させ、区市町村を支援します。	都 区市町村
358	教育庁	◆「地域教育推進ネットワーク東京都協議会」 ・子供たちの社会的・職業的自立に向けた意識を向上させるため、企業・大学・NPO等が有する専門的な教育力の効果的な教育活動への導入を推進します。	都	◆「地域教育推進ネットワーク東京都協議会」 ・子供たちの社会的・職業的自立に向けた意識を向上させるため、企業・大学・NPO等が有する専門的な教育力の効果的な教育活動への導入を推進します。	都
359	教育庁	◆「教育庁人材バンク」事業 ・学校における多種・多様な外部人材を広域的に確保し、専門のコーディネーターが学校ニーズに対応した人材を的確にマッチングします。	都	◆「教育庁人材バンク」事業 ・学校における多種・多様な外部人材を広域的に確保し、専門のコーディネーターが学校ニーズに対応した人材を的確にマッチングしています（令和元年度まで）。	都
360	教育庁	◆企業等による体験型講座の実施 ・児童生徒を対象とした体験型の「出前授業」を実施します。 ・教員等を対象とした「出前授業」参観及び情報交換を行っています。 （社会や経済の仕組みが学べる経済授業、先端技術を活用した理科実験、ICTを活用した授業、国際理解に関する授業など）	都	事業終了	都
2－（2）放課後の居場所づくり					
放課後の活動場所の確保					
361	福祉保健局	◆学童クラブ ・就業等により保護者が昼間家庭にいない小学生の健全な育成を図るために、遊び及び生活の場を提供しています。 ・都型学童クラブ事業においては、開所時間の延長や保育士等の有資格者の配置などにより、サービスの向上を図っています。	区市町村	◆学童クラブ ・就業等により保護者が昼間家庭にいない小学生の健全な育成を図るために、遊び及び生活の場を提供しています。 ・都型学童クラブ事業においては、開所時間の延長や保育士等の有資格者の配置などにより、サービスの向上を図っています。	区市町村
362	教育庁	◆放課後子供教室 ・全ての子供を対象として、放課後や週末等に小学校等を利用して、安全・安心な子供の活動拠点（居場所）を設け、地域の人々の参画を得て、子供たちに学習、文化・スポーツ活動、地域住民との交流活動、様々な機会を提供しています。 ・子供たちが地域社会の中で、心豊かに健やかに育まれる環境づくりを推進する取組です。	区市町村	◆放課後子供教室 ・全ての子供を対象として、放課後や週末等に小学校等を利用して、安全・安心な子供の活動拠点（居場所）を設け、地域の人々の参画を得て、子供たちに学習、文化・スポーツ活動、地域住民との交流活動、様々な機会を提供しています。 ・子供たちが地域社会の中で、心豊かに健やかに育まれる環境づくりを推進する取組です。	区市町村
2－（3）地域における多様な活動の場の提供					
地域活動の充実					
363	教育庁	◆図書館等の充実 ・図書館は、「地域の知の拠点」として、子供や高齢者など、多様な利用者の多様な学習活動を支えるほか、地域が抱える様々な課題解決の支援や地域の実情に応じた情報サービスの提供など、幅広い視点から社会貢献することが期待されます。	都 区市町村	◆図書館等の充実 ・図書館は、「地域の知の拠点」として、子供や高齢者など、多様な利用者の多様な学習活動を支えるほか、地域が抱える様々な課題解決の支援や地域の実情に応じた情報サービスの提供など、幅広い視点から社会貢献することが期待されます。	都 区市町村

「東京都子供・若者計画」掲載事業の現在の状況について（令和元年7月1日現在）

資料3

現行の東京都子供・若者計画の記載内容（平成27年8月策定）				現在の状況（令和元年7月1日現在）	
No.	所管局	取組内容	実施主体	現在の取組内容	実施主体
364	福祉保健局 (再掲 No.80)	◆児童館 ・児童館は、18歳未満の全ての子供を対象として、心身の健やかな育成を目的とする施設です。 ・子供たちに遊び場を提供し、遊びの指導や子供会などの活動の育成、地域における子育て家庭への支援などを行っています。 ・ダンススタジオや音楽スタジオ、学習室など、中高生の文化・芸術活動や学習に適したスペースを備えた児童館を整備し、中高生の放課後の活動を支援している区市町村もあります。	区市町村	◆児童館 ・児童館は、18歳未満の全ての子供を対象として、心身の健やかな育成を目的とする施設です。 ・子供たちに遊び場を提供し、遊びの指導や子供会などの活動の育成、地域における子育て家庭への支援などを行っています。 ・ダンススタジオや音楽スタジオ、学習室など、中高生の文化・芸術活動や学習に適したスペースを備えた児童館を整備し、中高生の放課後の活動を支援している区市町村もあります。	区市町村
3 子供・若者の育成環境の整備					
3-（1）地域における子供の安全対策					
学校の防犯対策					
365	教育庁 警視庁	◆「学校110番」 ・緊急かつ重大な事態の発生に備え、都内の公立・私立を問わず、幼稚園、小・中学校、特別支援学校、保育所等に、学校等と警視庁をボタン1つで結ぶ非常通報体制「学校110番」を設置しています。	区市町村 都	◆「学校110番」 ・緊急かつ重大な事態の発生に備え、都内の公立・私立を問わず、幼稚園、小・中学校、特別支援学校、保育所等に、学校等と警視庁をボタン1つで結ぶ非常通報体制「学校110番」を設置しています。	区市町村 都
366	警視庁 (再掲 No.210)	◆セーフティ教室 ・小・中・高等学校において、児童・生徒の健全育成の活性化及び充実を図るとともに、保護者・都民の参加のもとに、家庭・学校・地域社会の連携による非行・犯罪被害防止教育を実施します。	区市町村 都	◆セーフティ教室 ・小・中・高等学校において、児童・生徒の健全育成の活性化及び充実を図るとともに、保護者・都民の参加のもとに、家庭・学校・地域社会の連携による非行・犯罪被害防止教育を実施します。	区市町村 都
367	教育庁	◆スクールガード、スクールガード・リーダー ・学校安全のためのボランティアであるスクールガードを養成しています。 ・防犯の専門家や退職警察官等をスクールガード・リーダーとして委嘱し、学校敷地内及び通学路の巡回指導と評価を実施しています。	区市町村	◆スクールガード、スクールガード・リーダー ・学校安全のためのボランティアであるスクールガードを養成しています。 ・防犯の専門家や退職警察官等をスクールガード・リーダーとして委嘱し、学校敷地内及び通学路の巡回指導と評価を実施しています。	区市町村
368	警視庁	◆スクールサポーター ・スクールサポーター制度は、警察官を退職した者等を警察署等に配置し、学校からの要請に応じて派遣され、学校における児童の問題行動等への対応や巡回活動、相談活動、児童の安全確保に関する助言等を行う制度です。	区市町村 都	◆スクールサポーター ・スクールサポーター制度は、警察官を退職した者等を警察署等に配置し、学校からの要請に応じて派遣され、学校における児童の問題行動等への対応や巡回活動、相談活動、児童の安全確保に関する助言等を行う制度です。	区市町村 都
369	教育庁 警視庁	◆子供たちの見守り活動 ・学校安全のために、学校安全ボランティア等を活用しつつ、登下校時におけるパトロールなど、学校・家庭・地域が一体となり子供の安全を見守る活動を実施しています。	区市町村	◆子供たちの見守り活動 ・学校安全のために、学校安全ボランティア等を活用しつつ、登下校時におけるパトロールなど、学校・家庭・地域が一体となり子供の安全を見守る活動を実施しています。	区市町村
通学路の安全対策					
370	教育庁 都民安全 推進本部 警視庁	◆通学路における児童の安全確保 ・通学路における児童・生徒の安全を確保するため、区市町村が小学校の通学路に防犯カメラを設置する経費の一部を補助しています。 ・また、交通安全対策として、道路交通実態に応じて、学校や教育委員会、道路管理者などの関係機関と連携し、信号機や横断歩道の整備などの対策を推進しています。	区市町村 都	◆通学路等における児童の安全確保 ・児童・生徒の安全を確保するため、区市町村が子供の登下校区域に防犯カメラを設置する経費の一部を補助しています。 ・また、交通安全対策として、道路交通実態に応じて、学校や教育委員会、道路管理者などの関係機関と連携し、信号機や横断歩道の整備などの対策を推進しています。	区市町村 都

「東京都子供・若者計画」掲載事業の現在の状況について（令和元年7月1日現在）

資料3

現行の東京都子供・若者計画の記載内容（平成27年8月策定）				現在の状況（令和元年7月1日現在）	
No.	所管局	取組内容	実施主体	現在の取組内容	実施主体
371	都民安全推進本部	◆「地域安全マップ」づくり ・都内の小学校や地域の取組として、子供たちが通学路等を点検し、誰もが「入りやすく」誰からも「見えにくい場所」（犯罪が起こりやすい場所）を地図に表す作業を通じて、子供自身の犯罪被害防止能力の向上を図っています。	区市町村都	平成28年度で終了。	
地域の防犯活動					
372	都民安全推進本部	◆地域における見守り活動支援 ・区市町村が選定した「安全・安心まちづくり推進地区」内において、防犯カメラ等の防犯設備の整備や見守り活動に必要な装備品及び区市町村が青色回転灯等を装着した自動車により行う防犯パトロール活動の経費について区市町村を通じて補助しています。	区市町村都	◆地域における見守り活動支援 ・区市町村が選定した「安全・安心まちづくり推進地区」内において、防犯カメラ等の防犯設備の整備や見守り活動に必要な装備品及び区市町村が青色回転灯等を装着した自動車により行う防犯パトロール活動の経費について区市町村を通じて補助しています。	区市町村都
373	警視庁	◆「子ども110番の家」活動 ・自治体やPTA等が中心となり、子供が犯罪に遭ったり、声掛けやつきまといにより犯罪に遭うおそれがある場合に助けを求めたり、困りごとがあるときに安心して立ち寄れる民間協力の拠点を設置しています。	区市町村	◆「子ども110番の家」活動 ・自治体やPTA等が中心となり、子供が犯罪に遭ったり、声掛けやつきまといにより犯罪に遭うおそれがある場合に助けを求めたり、困りごとがあるときに安心して立ち寄れる民間協力の拠点を設置しています。	区市町村
374	警視庁	◆若い世代の防犯ボランティア「ピーポーズ」 ・大学生を中心とした若い世代の防犯ボランティア団体として、都内各地域で実施される防犯活動等に参加しています。	都	◆若い世代の防犯ボランティア「ピーポーズ」 ・大学生を中心とした若い世代の防犯ボランティア団体として、都内各地域で実施される防犯活動等に参加しています。	都
375	都民安全推進本部	◆防犯ボランティアリーダーの養成 地域での子供見守り等の防犯活動に取り組むボランティア活動のリーダーを養成し、地域の課題解決に向けての取組を促進します。	都	平成30年度で終了。	
新規	都民安全推進本部			◆子供防犯教育人材の育成 子供自身に危険予測・回避能力を身に付けさせるため、子供に対して防犯教育ができる人材を育成する講座を開催しています。	都
新規	都民安全推進本部			◆防犯人材ソフトパワーの発掘 都内で活動している市民ランナーを対象に、防犯や子供の安全に関する意識を啓発することにより、防犯ボランティア活動を担う人材を発掘し、裾野を広げていきます。	都
新規	都民安全推進本部			◆ながら見守り連携事業 犯罪や事故の被害に遭いやすい子供等の弱者への対策を強化するため、都が地域を巡回する各事業者と包括協定を締結し、事業者と共同で子供等の弱者を見守るネットワークの構築を進めています。	都
新規	都民安全推進本部			◆在住外国人等による子供の見守り活動 都内に増えている在住外国人等の子供が安全に生活できるために、外国人コミュニティ等の協力を得ながら子供の見守り活動を実施しています。	都
交通安全教育					

「東京都子供・若者計画」掲載事業の現在の状況について（令和元年7月1日現在）

資料3

現行の東京都子供・若者計画の記載内容（平成27年8月策定）				現在の状況（令和元年7月1日現在）	
No.	所管局	取組内容	実施主体	現在の取組内容	実施主体
376	都民安全推進本部	<ul style="list-style-type: none"> ◆交通安全教育の推進 ・小学生等を対象とした「歩行者教育システム」等を活用した参加・体験型の交通安全教育を実施します。 ・小学生用、幼児保護者用など、対象別に自転車安全利用に関するリーフレットを作成し配布するとともに、自転車シミュレータによる体験型の自転車安全教室を実施します。 	都	<ul style="list-style-type: none"> ◆交通安全教育の推進 ・小学生等を対象とした「歩行者シミュレータ教育システム」等を活用した参加・体験型の交通安全教育を実施します。 ・小学生用、幼児保護者用など、対象別に自転車安全利用に関するリーフレットを作成し配布するとともに、自転車シミュレータシミュレータによる体験型の自転車安全教室を実施します。 	都
3-(2) 社会環境の健全化の推進					
インターネット利用環境の整備					
377	都民安全推進本部	<ul style="list-style-type: none"> ◆インターネットを適切に活用する能力の習得 ・小・中・高等学校において、情報モラル教育を推進しています。 ・ファミリールール講座や出前講演会を実施し、家庭でのルールづくりや学校等での生徒自身による自主ルールづくりを支援しています。 	区市町村都	<ul style="list-style-type: none"> ◆インターネットを適切に活用する能力の習得 ・ファミリールール講座を実施し、家庭でのルールづくりや学校等での生徒自身による自主ルールづくりを支援しています。 	区市町村都
378	都民安全推進本部	<ul style="list-style-type: none"> ◆フィルタリングの普及促進 ・フィルタリングは、青少年の有害情報の閲覧機会を最小化するため、子供たちに見せたくない出会い系サイトやアダルトサイト等、有害情報が含まれるサイトを画面に表示しないように制限する機能です。 ・フィルタリングは万能ではないため、親子でフィルタリングの特徴や機能を正しく理解し、インターネットの利用ルールについて一緒に考えていくことが大事です。 ・パソコンなどのインターネット接続ができる機器を製造する事業者は、フィルタリングを利用しやすくして販売することとされています（条例第18条の7）。 	都	<ul style="list-style-type: none"> ◆フィルタリングの利用促進 ・青少年を違法・有害情報との接触から守り、安全安心にネットを利用する手助けをするサービスであるフィルタリングを設定することは保護者の責務（青少年インターネット環境整備法第6条）であり、子供の年齢等に応じた適切なフィルタリングの設定を親子で話し合うよう啓発を進めていきます。 	都
379	都民安全推進本部	<ul style="list-style-type: none"> ◆推奨携帯制度（九都県市連携） ・青少年の年齢に応じ、青少年の健全な育成に配慮した携帯電話端末や機能を推奨しています（条例第5条の2）。東京都が推奨した携帯電話端末等や機能を、東京都のほか、埼玉県、千葉県、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市の九都県市においても協働して推奨します。 ・新たにスマートフォンの推奨制度を開始します。 	都	<ul style="list-style-type: none"> ◆推奨携帯制度（九都県市連携） ・青少年の年齢に応じ、青少年の健全な育成に配慮した端末を推奨しています。加えて、インターネット利用に伴う危険から青少年を守るために有益なスマホアプリ等を推奨する制度を設けています（平成29年条例改正）。東京都が推奨した携帯電話端末等や機能は、東京都のほか、埼玉県、千葉県、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市の九都県市においても共同して推奨することとしています。 	都
380	都民安全推進本部	<ul style="list-style-type: none"> ◆東京こどもネット・ケータイヘルプデスク「こたエール」の運営 ・インターネットや携帯電話・スマートフォン等の普及に伴い、青少年が架空請求やネットいじめ、迷惑メール、有害サイト等のトラブルに巻き込まれ、青少年が被害者・加害者となるケースが増加していることから、青少年やその保護者、学校関係者などがインターネットや携帯電話に関する各種トラブルについて気軽に相談できる総合的な窓口「こたエール」を開設しています。 	都	<ul style="list-style-type: none"> ◆ネット・ケータイのトラブル相談窓口「こたエール」の運営 ・インターネットや携帯電話・スマートフォン等の普及に伴い、青少年が架空請求やネットいじめ、迷惑メール、有害サイト等のトラブルに巻き込まれ、青少年が被害者・加害者となるケースが増加していることから、青少年やその保護者、学校関係者などがインターネットや携帯電話に関する各種トラブルについて気軽に相談できる総合的な窓口「こたエール」を開設しています。 	都
環境浄化活動の推進等					
381	都民安全推進本部	<ul style="list-style-type: none"> ◆青少年の性被害等の防止 ・青少年の性を取り巻く環境について、性行動の低年齢化やインターネット上の有害情報の氾濫などを踏まえ、青少年を健全に育成するための保護者等の責務（条例第18条の3）や出版・放送などのメディアの責務を規定しています（条例第18条の5）。 	都	<ul style="list-style-type: none"> ◆青少年の性被害等の防止 ・青少年の性を取り巻く環境について、性行動の低年齢化やインターネット上の有害情報の氾濫などを踏まえ、青少年を健全に育成するための保護者等の責務（条例第18条の3）や出版・放送などのメディアの責務を規定しています（条例第18条の5）。 	都

「東京都子供・若者計画」掲載事業の現在の状況について（令和元年7月1日現在）

資料3

現行の東京都子供・若者計画の記載内容（平成27年8月策定）				現在の状況（令和元年7月1日現在）	
No.	所管局	取組内容	実施主体	現在の取組内容	実施主体
382	警視庁 都民安全 推進本部	<p>◆児童ポルノの根絶と東京都青少年の健全な育成に関する条例の遵守</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童ポルノを根絶するための環境整備に取り組むとともに、被害に遭った青少年に対し、その影響からの回復を支援します（条例第18条の6の2）。 青少年に対する反倫理的な性交等や使用済み下着等の買受け（条例第15条の2）、性風俗関連特殊営業に従事するよう勧誘することや接待飲食等の客となることを勧誘することを禁止（条例第15条の3）し、違反した場合には罰則を科しています。 保護者の同意や正当な理由のない青少年の深夜外出を制限するとともに（条例第15条の4）、カラオケボックスやまんが喫茶、インターネットカフェ、興業場（映画館など）、ボウリング場、スケート場、水泳施設を営業者が、青少年をこれらの施設に深夜立ち入らせることを禁止（条例第16条）しています。違反した場合は罰則（条例第26条）が科せられます。 	都	<p>◆児童ポルノの根絶と東京都青少年の健全な育成に関する条例の遵守</p> <ul style="list-style-type: none"> インターネット利用に伴う危険から青少年を守るために有益なスマホアプリ等を推奨する制度を設けています（条例第5条の2）。 青少年に児童ポルノ等の提供を求める行為（①青少年に拒まれたにもかかわらず求める②威迫する③欺く④困惑させる⑤対償を供与し、又はその供与の約束をする）の禁止（条例第18条の7）し、違反した場合には罰則（条例第26条）が科せられます。 児童ポルノを根絶するための環境整備に取り組むとともに、被害に遭った青少年に対し、その影響からの回復を支援します（条例第18条の8）。 青少年に対する反倫理的な性交等や使用済み下着等の買受け（条例第15条の2）、性風俗関連特殊営業に従事するよう勧誘することや接待飲食等の客となることを勧誘することを禁止（条例第15条の3）し、違反した場合には罰則を科しています。 保護者の同意や正当な理由のない青少年の深夜外出を制限するとともに（条例第15条の4）、カラオケボックスやまんが喫茶、インターネットカフェ、興業場（映画館など）、ボウリング場、スケート場、水泳施設を営業者が、青少年をこれらの施設に深夜立ち入らせることを禁止（条例第16条）しています。違反した場合は罰則（条例第26条）が科せられます。 	都
383	都民安全 推進本部	<p>◆不健全図書類等の指定</p> <ul style="list-style-type: none"> 青少年の健全な成長を阻害するおそれがある図書類やがん具類、刃物を指定（条例第8条）し、青少年への販売を禁止しています（条例第9条、第13条、第13条の2）。 	都	<p>◆不健全図書類等の指定</p> <ul style="list-style-type: none"> 青少年の健全な成長を阻害するおそれがある図書類やがん具類、刃物を指定（条例第8条）し、青少年への販売を禁止しています（条例第9条、第13条、第13条の2）。 	都
384	警視庁	<p>◆風俗営業等の規制及び業務の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> 警察は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づき、学校などの周辺や住宅地域における違法な性風俗関連特殊営業や、18歳未満の者に客の接待などをさせる違法な風俗営業などの取締りを積極的に実施しています。 	都	<p>◆風俗営業等の規制及び業務の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> 警察は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づき、学校などの周辺や住宅地域における違法な性風俗関連特殊営業や、18歳未満の者に客の接待などをさせる違法な風俗営業などの取締りを積極的に実施しています。 	都
3-（3）地域で推進する「こころの東京革命」					
「こころの東京革命」の普及啓発					
385	都民安全 推進本部 生活文化 局	<p>◆こころの東京革命の普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> 『こころの東京革命行動プラン』をはじめとして、ポスターやリーフレット、映像等を活用し、都民一人一人へ「こころの東京革命」の理念が浸透するよう、普及啓発を図ります。 	都	— 事業終了	—
386	都民安全 推進本部 生活文化 局	<p>◆「こころの東京革命アドバイザー」の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> 「こころの東京革命」の趣旨を地域に伝える講演活動や、子育てに困っている人への相談活動の核となる「こころの東京革命アドバイザー」を育成し、地域での実践・普及を行います。 	都	— 事業終了	—
387	都民安全 推進本部 生活文化 局	<p>◆スポーツ指導者向け講習会</p> <ul style="list-style-type: none"> スポーツが青少年の健全な育成に与える影響力に着目し、地域における青少年のスポーツ指導者を対象に「ルールや約束を守ることの大切さ」や「相手を思いやる心」等の啓発のための講習会を実施して、指導に生かしてもらうことで、青少年の規範意識の醸成を図ります。 	都	— 事業終了	—

「東京都子供・若者計画」掲載事業の現在の状況について（令和元年7月1日現在）

資料3

現行の東京都子供・若者計画の記載内容（平成27年8月策定）				現在の状況（令和元年7月1日現在）	
No.	所管局	取組内容	実施主体	現在の取組内容	実施主体
388	都民安全推進本部生活文化局（再掲No.325）	◆こころの東京塾 ・区市町村保健所・保健センター等の母親学級や幼稚園、保育園などで、年代層（妊娠時、乳幼児期、小学生（低学年））に応じて、「こころの東京革命アドバイザー」による子育て（しつけ）講座を開催します。	都 区市町村	— 事業終了	—
389	都民安全推進本部生活文化局	◆出前講演会 ・地域において青少年の健全育成や子育て支援活動などにかかわっている地区委員などを対象に、「こころの東京革命」について地域における具体的な取組を呼びかけ、その推進を図る講座を開催します。	都 区市町村	— 事業終了	—
390	都民安全推進本部生活文化局	◆小学校から保護者へ啓発 ・都内全ての公立小学校において、新1年生の保護者に対し、「こころの東京革命行動プラン」の配付や校長等から「こころの東京革命」の理念等について説明を実施します。	都 区市町村	— 事業終了	—
391	都民安全推進本部生活文化局	◆ジュニアサッカーフェスティバル ・スポーツ（サッカー）を通じて、仲間とのコミュニケーションや親子とのふれあい、あいさつの大切さなどを保護者と子供と一緒に学ぶイベントを開催します。	都【こころの東京革命協会】	— 事業終了	—
392	都民安全推進本部生活文化局	◆こころのチャレンジプロジェクト ・スポーツを通じて子供に対し「努力することの大切さ」「相手を思いやること大切さ」「ルールを守る大切さ」及び「あいさつの大切さ」等を教え伝えると同時に、大人に対し子供の「しつけ」への積極的な参加を訴えることを目的に開催します。	都【こころの東京革命協会】	◆青少年応援プロジェクト@地域 ・「障害者への理解」、「多文化への理解」、「高齢者への理解」をテーマに、青少年や青少年に関わっている人々に対して、講演会と交流体験など、ダイバーシティ意識を育むイベントを実施しています。	都
393	都民安全推進本部生活文化局	◆中学生の主張 ・都内の中学生が、日常を通じて考えていることや意見、希望等を発表することにより、中学生の自立心を育てる機会とするとともに、中学生の意識等に対する都民の理解と認識を深めます。	都【こころの東京革命協会】	◆中学生の主張 ・都内の中学生が、日常を通じて考えていることや意見、希望等を発表することにより、中学生の自立心を育てる機会とするとともに、中学生の意識等に対する都民の理解と認識を深めます。	都
394	都民安全推進本部生活文化局	◆体験記事業 ・子供の体験の記録を募集することで、家族の大切さを考える機会を設定します。小学生を対象に「こころの東京革命」の趣旨に沿ったテーマで、様々な活動や体験についての絵を募集します。	都【こころの東京革命協会】	(休止中)	—
395	都民安全推進本部生活文化局	◆親子の絆コンサート ・妊娠期の母親や父親、乳幼児教育に関心を持つ人を対象として、次代を担う子供に「こころの東京革命」の趣旨を伝え、乳幼児教育の重要性を訴えるとともに、音楽によるリラックスタイムを提供します。	都【こころの東京革命協会】	— 事業終了	—
396	都民安全推進本部生活文化局	◆音楽劇「あいさつは魔法の力」 ・あいさつソング「あいさつは魔法の力」を題材とした音楽劇を通じて、子供、保護者、地域住民等に対して、「あいさつの大切さ」などについて考えてもらうことを目的に開催します。	都【こころの東京革命協会】	◆音楽劇「あいさつは魔法の力」 ・あいさつソング「あいさつは魔法の力」を題材とした音楽劇を通じて、子供、保護者、地域住民等に対して、「あいさつの大切さ」などについて考えてもらうことを目的に開催します。	都
397	都民安全推進本部生活文化局	◆家族ふれあいの日 ・民間事業者等と連携し、18歳未満の子供を含む家族で利用すると割引等のサービスが受けられる協力店や施設を紹介し、家族のふれあいを促進します。	都【こころの東京革命協会】	◆家族ふれあいの日 ・民間事業者等と連携し、18歳未満の子供を含む家族で利用すると割引等のサービスが受けられる協力店や施設を紹介し、家族のふれあいを促進します。	都

「東京都子供・若者計画」掲載事業の現在の状況について（令和元年7月1日現在）

資料3

現行の東京都子供・若者計画の記載内容（平成27年8月策定）				現在の状況（令和元年7月1日現在）	
No.	所管局	取組内容	実施主体	現在の取組内容	実施主体
398	都民安全推進本部 生活文化局	◆「こころの東京革命」普及啓発事業補助 ・都では、「こころの東京革命」の理念である公德心や規範意識及び思いやりの心の高揚を図るため、区市町村が地域の実情に合わせて展開する事業に要する経費の一部を補助します。	区市町村	◆地域における青少年健全育成応援事業補助 に変更して継続 ・都では、青少年の正義感や倫理観を育むとともに、青少年のダイバーシティの意識を育むために区市町村が地域の実情に合わせて展開する事業に要する経費の一部を補助します。	区市町村
新規	生活文化局			◆ホップ・ステップ・ダイバーシティ講座 ・地区委員等に対して、多様性を受け入れ、尊重するという啓発講座を実施し、地域のダイバーシティ意識の醸成と実践を推進しています。	都
新規	生活文化局			◆地区委員会なんでもアドバイザー派遣事業 ・地域の課題の解決に取り組む地区委員会を支援し、その活動を活性化するため、地域の課題解決に必要な様々な分野で活躍している専門家を派遣しています。	都
新規	都民安全推進本部			◆地域の若者支援社会資源ポータルサイト「若ぼた」の運営 若者支援機関の情報を提供することにより、区市町村における若者支援の充実に資するポータルサイトを運営しています。	都